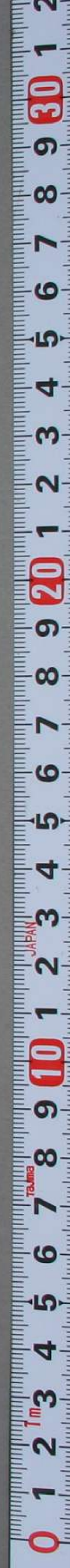




古史通

圖書刊行會校訂全

昭和
2857



リ伊5
2857



古史通讀法凡例

● 讀法

本朝上古の事を記せし書を^直らみ其義を語言^の間^に求めて其記せし所の文字を拍^のるべし上古の代も今此文字と
 つよものハあらず先世よりして言嗣^のを語り嗣^のするを後世に人^も
 方^のといひつき語嗣^のし^のの^のあり人皇第十六代の帝應神天皇十五
 年秋百濟王の貢使阿直岐といひしもの来れり此人經典を讀むを
 能^くし^るは菟道の太子師として學び^てたり我國^のに^てい^はれ^るは
 文字を傳習するは始と^り忍^びたれども其代より^は行^はれ^る
 ことハ忍^びず第十六代履中天皇四年秋始て諸國^に

明治 〇年 〇月 〇日
 此書

古史通 讀法

〇二

國史を置き言事を記して四方此志を達ししよりハ我國
 今字の行はるるに始と見えたり第三十四代推古天皇二十八
 年の春上宮太子獲我馬子宿祢と云ふ勅を奉りて
 古記を修めて先代舊事本紀を撰ばず其代ハ古記といひ其の
 履中天皇始て國史を置き言事をとるるにめられしより後
 彼先世より言嗣 語嗣 わがしると今字を用ひてあるしや
 然し所なるべしとされども此今字を用ひしハ亦其とハ今俗ハ
 字と云ふものを用ひたるに如くハ漢字の聲音を仮して我俗の語
 言を記し置るるなり叙日本紀ハ上宮記の仮名ハとて舊事本
 紀の前ハあり仮名の本ハ此書の前ハありと云ふべしと見え

すふも是なり上宮太子舊事本紀を撰む時ハ至て其とへ
 漢土の人ハ梵語を叙してあるに漢字を用ひるに如くハその
 字義を取て其字音ふらば其文字をよむるハ其字音
 によらば我國の語言ハ志と云ふに於て倭訓といふも
 出来れりと思へたりと見え我國の哥詞のごときハ其聲調句律
 相通せざる所あるをせよハ梵土の陀羅尼の漢語を以て訳を
 せざるも漢音を仮して其梵音をうつし置ざるとくにせられ
 其の字音を仮用してその字義をよむるハ上宮太子稱して
 聖なりと申せども聖人ハ亦より盡く知り盡く能し給ざる
 所阿まハ其字を用ひしハ亦盡く其義ハ相合ふべきあり

其後第四十三代元明天皇和銅五年の春太朝臣安^{麻呂}
 勅を奉りて撰録せし古事記ハ舊事紀を用ひられし所の
 文を改め志ふせし^{その}多くして其序も^も敷^レ文^レ構^レ句^レ於^レ
 字^レ即^レ難^レ已^レ因^レ訓^レ述^レ者^レ詞^レ不^レ逮^レ心^レ全^レ以^レ音^レ連^レ者^レ事^レ趣^レ更^レ長^レ
 せば志ふし多り去る仮用ゆるふの字によりてこの正実なごひ
 てこの虚偽を加へ^んことを恐る^が故と^んる^るを以て凡
 上古古事を記せしものをもハ其記せし所の文字より
 拘^るべし^く其義を語言の間より求むべしとハ申を^ぬり
 正実なごひて虚偽を加^ふるとハ第四十代天武天皇の御時諸家より
 傳多る所の帝記本^辭を^て正^実な^違ひ^て多^くハ虚偽を加ふる事を憂へ
 疑ひしといふことを^なし^古事^記の^序より^詳なり^そゆ^{こと}の^ゆり
 を推し考ふに舊事本紀は仮用ひられし所の字よりて異端荒謬の説

を招致されし多しと^んる^るを^ぬり^たと^んる^る伊^井那^尊と^んる^るを^ぬり^た
 しよりて梵語の^伊井^那天^{これ}なり^{とい}ひ^磯敷^盧嶋^とし^るされ
 しよりて梵語の^唵呼^盧の^義なり^{とい}ひ^大日^貴と^しる^され
 きしよりて日天子大日如来の^説あり^海神^{とし}し^りさ^きし^り
 よりて龍神龍女の^説あり^すべ^くあ^らは^れる^る
 らのたぐひ盡く^しる^るに^いと^まあ^らは^れる^る

古事記序は全以音連者事趣更長と^んる^るハ凡今字を仮
 用ゆるる俗な^らず所の真名仮名を用ゆる法の如くなる時ハ
 其字の多くなりて其句も^も長^くな^れる^るを^いふ^るる^るに
 其字の多くしてその句の長き^を母^のに^専ら^仮名^を用^ゆる^る
 法よし^ぬが^ひが^たる^るあ^らは^れる^る也^まと^んる^る我國の方言は日を呼ぶ
 比といふなり仮名を用ゆる法よりて今字は音をかりて比の
 字を用ひんハ我國の方言に比といふもの猶多し^いづ^しの

古事記

このを^サ作言と^{イフ}する其疑なきにあらず^{今字を借用して讀む此といふ所のハ日永極校刀類}

靈^等その語^レおなじ其餘^{字音に}よりて^ハ所^非非^ホの語^也ある也^{それバ其字義又とりて借用ひざる}

るをも得難し^等志^レくれども我國^ハして^ハ日を^さして^レ比^とつ^レ日^の字

み比の音ある^ハハ^ハつ^レび^カま^カの字^ハ我國^ハして^レ比^とつ^レ日^の即是

也^こきによりて其字を用ひ讀む^比と^つが^ゆゑ^又これを^仮ると^ハ

申^レる^もさ^らふ^もと^し其^仮用^ゆる^所或^ハ舛^誤あり^或疑^似ある^も

至^レて^ハつ^レひ^ハ本^実違^ふ所^あれば^凡我國^上古^の事^を記^し

そのを^さら^るも^ハ其^義を^語言^の間^ニ求^めて^其字^を拘^もる^べく^ずと

也^申レ^らる^も^我國^上古^の俗^ニ海^を呼^ぶ阿^麻と^つ天^を呼^ぶ阿^每と^子

足^るもの^レこれ^海上^の地^をと^らんと^しる^を解^をて^上天^をと^らんと^しる^を虚^空と^し

つ^レと^もい^ふが^さら^に使^用ゆ^る所^の字^其疑^似又^誤り^故り^共字^母

カ

別行

拘^もる^事と^れく^して^上古^の俗^多珂^阿麻^能播^羅とい^ひし^語言^をさ^らう^て

其^義を^求る^時は^多珂^阿麻^の海^上なる^事と^おの^づか^ら明^らなる^が如^し

凡^經史^おの^づか^ら其^體を^異る^史ハ^実に^據て^事を^記して

世^の鑑^戒を^示す^事と^のなり^{我國}の^史ハ^舊事^本紀^を以^て始

と^す日本^紀ハ^又舊^事本^紀に^據り^て撰^録せ^られ^し所^を

い^ふなり^たら^し其^體製^異朝^史漢^の事^ハ同^じか^らい^ふ所^有と^いふ

其^史に^る事^ハあ^らむ^所然^るに^後の^日本^紀を^講解^せる

と^の上^古の^事に^至て^ハ詭^辯競^逐と^いふ^異端^を出^し其

言^の得^{ざる}も^及び^てハ^神道^不測^以て^論む^べく^とい^ふ所^ハ古

朴^陋の^俗い^つれ^の國^よう^{なる}べ^し異^朝の^書に^いふ^所の^盤古

氏^大荒^の世^ニ生^まり^て其^頭四^岳と^{なり}其^眼日^月と^{なり}し^と

古今通 讀

目

つふるつとれた女媧氏石を鍊りて天を補ひ鼈を斷て四極
をなすしやいふことのうたれは是我國にして太古の時の
事を言つが語りとふ相同じ鴻荒の世聖人不取といひし
るハたゞ其説の荒誕なるやめよもあらん其疑ひを闕り給
ひしう故也楊朱列禦寇がときハ世はつとふの異端也徒
也去ききども列子は書に楊子うことばを去るして太古の事
滅びう執らたきを誌さんや三皇の存するが如く亡するが
ふとし五帝の事覺るうごとく夢するがごとし三王之事或ハ
隠し或ハ顯る億一川を識ん高夏の時或ハ聞き或ハ
見る萬一川を去るげ目前の事或ハ好し或ハ廢す

千一を識るべといへり我國上古の事又これふおれされを
舊事紀に名をしふも有かめなれが如くなるる事多くと
僅り覺めぬる人のそれ見し夢を説くふ似る事と毛世の
人の言嗣し所の隠きたる顯きたる其異同何るやに記し
置きしハ多疑を傳へられしとてうり日本紀にもまた
あきよあきく諸説を雜記さき其用捨り至りてハ後世
の君子を俟きしとハ申す也然るを後り其説を去るる
人々目前の事を論ずるごとくに盡くさるべといふ所れ
に至りてやむ心を得るまきりなり
我國の文おのりう其體制あり其文を教記句を構ふるに

此事をいひ出いづべきをめぐらばつ彼事をいふありの詞を發語
 も又ハ枕詞といふと召いたり太手太手繩繩をかけたといふべきためまづ弱肩弱肩といひ荒振神といふべきためりまづ道速振道速振といふべきなり
 其名ふより其言を假託假託しといふあり
 津間津間撫撫りとりぬし髪子子挿挿むといひ其名を八岐大蛇といふより
 て身ハひとつとして八頭八尾ありといふのたたしたみみ殊殊り多し
 六六ししらら類類其支の過て質を滅滅らる故小其仮を認て真と
 すべきあり又かの奇異荒怪のりふ至ては太古朴陋之俗
 いひつぎ語つぎ又ハ太樸太樸やうやうをを散せし代代に
 至て其事を神神すべきをめぐらばつ造造りししなるなる類類非非
 の類ハいつきの國もこれなきふあり異朝の書天地初立
 て天皇氏あり十三頭次ハ地皇氏あり十頭次ハ人皇氏あり

九頭と召いしをを一人の身に身にて或ハ十三頭或ハ十一頭
 或ハ九頭ありしなりといひし説あるをこれるにあらば太古
 の俗朴質質なりて人を數數する事鳥獸鳥獸のごとくに其頭を以て
 數するは十三頭といふハ天皇氏十三世あり十一頭といふは
 地皇氏十一世あり九頭といふハ人皇氏兄弟九人なり又女媧氏石
 を鍊りて天を補ひしといふも石を敲きて火をとる昏黒之變
 を通通して天の及むざる所を補補りりなりなり後世に膏膏油油を
 焚焚きき息息るる繼繼るるの始也又義和日を生生しといふも甲乙丙
 丁戊己庚辛壬癸の十日をを積積る一月とななり十二月を積積て一年と
 しといふも三十日を積積る一月とななり十二月を積積て一年と

古史通 續法

とることをいふに始まりて後世曆日の始なり又蚩尤が獸身
人語銅鐵の類ありしをいふもこれ後世金革の事の始なり
皆これ太古の俗朴質言に出し所をて此等の類讀むの
辭を以て意を害むることなるべしといひ傳へり我國上古の
事共をついで繼語つぎしおも又かくの如し其詞を以て意を
害むるものなり其書をよむことの要旨ともべきもの也

凡天下の言も古言なり今言あり其古今此間におきて又その
方言ありその方言の中も又おのづかぜ雅言あり俗言あり
辨ふべきものなり古言とを太古より近古に至るまでおのづかぜ其世の
人のいひし所の語言なり今言とを今世の人といふ所の語言也唯今五

方諸人の語言おのづかぜ同じくある所あり其古の時といふ
やうにおのづかぜ其世よりて五方の語言おのづかぜ其所有事又
猶今のごとくし古も今も中土東西南北の人も其人もハ雅なる
あり俗あるあり大やうハよれ人の云ふも多々ハ雅言ありつやき
か云所ハ俗言にあつてはさうくめし其^{それの中}古言の今も傳へる
を論むるにも及ばず又今の人といふ所の古言に出て其解説を
待ずして其義明うなるものも又論ずるも及ばず古言の今も猶のこ
もて今の人といふ所ハあつても其語の解さべきあり又解
さべうするものもあつても爾雅の書は叙詁叙言をいふ
事ハ古言今言其異なるを是を解く人をしして知らし

むるを叙詰と申れ也古今の間五方の言の能通ずる事なきと
六を解て人を知しむるを叙言と申れ也千載の下に
生まりて千載の上を論じ一方の内にありて四方の外に通せん
事難くは申れべしん前に志すせし我國上古
の事を記し書するに其義と語言の間に求むべしとし
事をやりかるべきにありしに似しとされば今言うり推て
古言を求めんる遠く我國の外に出るもあらねば天地の大
なるをしてこそをんはこれ又一方に語言をれば其事
難しとのも申れべし然るを況や先達の人の古今の言
を相通して叙を記し所もすくるに彼是をよりて其義を

とめば其萬一を得むこあるべしんも申れば屋かるん
事記日本書紀古語拾遺等は古語を叙せし所をくなからば倭歌の
事を叙せしそのよそよく古語を叙せし物ども多しと見えり古
の哥詞も東西南北の方言ありし事萬葉
集を叙せし物どもも見えり也

我國上古の事猶誣をけるとのを世の人のいひつぎに語り嗣
し所の語言の間にある也は漢字を傳へ來て我國の語言を
譯し其字を假用し至て其誤せし所の義を合さると
るよりて疑わるを免れず上古の語言のありし
るに猶今も傳れる哥詞と地名との二つ也哥詞のことをと
後の撰述のもの改め作るをさる前条に論る所の如し
地名を至て八或八國を廢して郡を置せて國を

古今通 語法 八

なまきし類も多しといふも異朝の歴代易姓改
號州縣郡國其沿革同じからざるがごとくはあらば
こをみて今より古を考ふるにおのづから其徴とす
るは足き教のあるなり世に人其心を用ゆる所精しか
らばいさゝかして我王迹の肇まる地を知る事を得む
ざりは異朝の書を徴せし我國ハ夏の少康之後也我祖
ハ呉の太伯の後也かど申はハ異端之徒の伊韓那天毗盧
遮那を以て天祖を誣申す説は相同じ惟皇^上天斯人
^を衷を降^し給ふ^はいづきの方あり神聖を生じ給はざるべ
きいらむを必む其いふ所の華ふして聖を生じ其いふ所

の梵みして佛を生むるのなるべき或は又其事を神
示して其統を秘するは天統を尊ぶ義也といふべけれど
其民を愚みしる自ら尊大にするは秦の二世みして滅
し所也天之昭^照昭^昭と教ハ横目之民望^望で視ずといふのは
其天を尊ぶの所以に至てハ聖を又知るやを^かん^んさ
其事を神示して其統を秘するがためは向らず我國の
皇統の天地と共に悠久におちるは故も又神示して秘
する事には与給ふべきは^はり^りん^ん其書も^もは^はり^りん^ん
四十四代のみの元正天皇養老四年の夏日本書紀撰述
成りて奏上ありしより舊事紀古事記等の書廢せしり其

古史通 論法 〇九

後五十一代於みうど平城天皇大同二年乃至りて忌部廣成古語拾遺を撰進す世の人又ち之を取らん其故ハ日本書紀奏上りてしをじ勅して始る其書を講せしめられしより歴代の天子儒臣亦勅して其書を講せしめられしよりついでに世儒専門之学となすに故也むろし孔子魯の國史春秋の書を筆削ありて後左氏公羊氏穀梁氏鄭氏鄭氏其学を傳ふるに中鄭鄭二氏の傳ハ七びて左公穀三氏の傳ハ世々の学者其学を受傳て其説とする所おのく同じからざるれど其傳ふる所のち此ハ並り孔子春秋の学不あらざるを以て凡孔子の春秋を学ん

者其筆削の意りおいて能く得る所あるを以て能く其の学を傳ふるとはいふべき事勿論也さう我傳ふる所の説孔子筆削の意をよく得るにむかひ其師説はたがふ所ならん事然るを盡しをし彼傳ふる所の説我傳ふる所も其義長しをらん其を我をすて彼に從むし又さうるべしとて其師説はさうし所おのくむかひも孔子筆削の意において得る所ならんを以て稱じく孔子春秋の学といふん事はさうべらん本朝の國史と學ぶるも又此事は似たる所あり舊事紀古事記日本書紀等の事ハみれこれ朝廷の勅旨に係りて我國上古神世より始て

古史通 讀法 十

歷代君臣の事業正紀載せらる所也と然ど其たるを世
一所みはおのゝ異同ありしる孔子春秋の書と傳ふる毛
の其説り異同ある事のごとしさるば専ら日本書紀の
説ふのいふをみたりと舊事紀古事記等此書を廢せん事然
るべしといふはつづき乃書り出し所なりとも其事實小違
ふる所あり其理義よおひて長せりと見ゆる説ふこと
ふを舊古史學といはれいふべきものなり其餘諸家の書
見し説多けれども朝廷の正史實録等不出ざる所を其
徴とするは是るは舊事本紀の書蘇我大臣の序を觀る
に上宮太子速作いまだ竟らばしと覺したるは撰録の

輟て續らばよきによて撰定せらる所十卷を奏上し
其餘ハ更子後勅を待て撰録をべしと見たり今其書を
閱するに重複錯亂を撰定すといふ所のものも猶是未
成の書と見たりかめ神奇鬼怪の事小至てハ其好む所
み淫して老入るを批は佛又出づ後の異端之徒其説を
附會を多しと其由來なきにあらば況や其筆を起す小
男兄弟夫婦偶を成まといひ其筆は絶つ子姪姨母父
子麤を撰みんといふ名教をおひてなふの教とし鑑戒
おひてなにの戒とする所ありべき後述者其謬を襲
て其非を覺らば後の説者其非を知りて其謬を正さず壹

古史通 讀法 五

是は皆神道の不測と以て辨せざる事を得ば伊弉册兄と
 妹とあて夫婦の御姨よて去るを繼母と配匹の始也といひ
 又昔不合尊の御姨よて去るを繼母と配匹の始也といひ
 二神氷蛭兒を生むに伊弉册の神火の神を産たすは時
 神去りたまひ伊弉册の神素盞鳥神父の神を逐きおひ
 殿よりたまひ給ひしといひ素盞鳥神父の神を逐きおひ
 といたま申さんといふ事を得たまひしと天照大神の御
 してふせが世の正しき所を得たまひしと天照大神の御
 でおて其倫の正しき所を得たまひしと天照大神の御
 ど細く舊事古事等の非なる事はおのづから明らなる
 と見る時ハ其説の非なる事はおのづから明らなる
 や讀者は致さなきなり

古史通讀法終

凡例 社本ノ板倉家文庫 本三ノ板倉家文庫 讀法下ニ置

一凡此書ハ先代舊事本紀古事記日本書紀等のみみろし所
 を通じ考て其義長ずる所に據りて其要を撮りて掲げ
 書し其文辭の解釋すべきをば各條の下に低書してこ
 きを注し其注の解釋すべきをば細書して分注す此書
 を以て名傳ハる事舊事古事等の紀日本書紀此此
 の書と相通じてある所の義あり今字を借用しし所古
 語より相通じて釋するの義あり今言を以て古言
 を通ずるは義あり俗言を以て雅言を通ずるの義あり
 其義多し

一凡撮要注釋其説の據る所ハ或各説の初は其書名を
 注し或ハ各説の下に分注す是苟らば臆説はあら

皆援據ある事を證し且ハ其説の出る所を明らるゝ
 て其書を併せ考ふるに便あるべき也
 一凡舊事本紀日本書紀注等に見えし所に其説の異ある
 ものを其義長せし一説は據りて或ハ其説乃疑ハ
 或ハ其文の長き要するに大義の存するものあり
 數をばあを志をば出れを多岐に其年を亡をむる
 を恐るゝが故也
 一凡此書ハ専ら其義を我國の古言ふりてめて假り用ゆ
 る所の今字に拘らるゝ
 今字といふハ即今
 漢字といふも
 我國の語言を解釋せし所のめのおおてハ心
 の及ぶ限りハ尋究する事あり然きども神名神號
 等に至りてはひとつ日本書紀に見えし所は據りて
 書にこれハ日本書紀に見えし所ハ世奉りて習熟する
 所なるが故也但し注釋の文ハ多くハ古事記に見えし
 所と云ふがよきまば古事記ハ俗といふ所の真名假名
 の法を用ひる古俗の語言を記せし事ども多し前とい
 ふ所の其義を語言の間を求むる事は其益多きが故也
 況や今此書の作俗といふ所の假名の法を用ゆるはな
 きバ古事記の書真名假名の所におひて取用ゆる所最
 多し

古史通 凡例

一凡引用ゆる所の舊事本紀の説は凡へし神名神號等に
古人の訓義相傳らざるけ今まの傍訓を加ふるに及ば
ずこれ其疑を闕ら故也

一凡此書専ら舊事本紀古事記日本書紀を以て本據とす
といへども或ハ名教をおける或ハ事實をおける斷む
るに義を以てせざるを得べうらげらるに至りてハ其説
を注下し附書すこれハ事既ハ僭踰を渉るといへども
敢て其罪を避くべうらざる所あるが故也

一凡諸家の書おのく其説をなほ者すくるかたを稱して
異書秘籍といふものハ既ハ多し其色を舊事本紀古

事記日本書紀等ハ参考して其徴とすべきものなきハ
一切ハ採用ひんばまハいみへにいふ所の蕪穢異端
徒ハ篇籍を穢むが故也

一凡此書其義鬱していまだ條暢なき其事疑ていまだ
明辨なきもて大方之謗を貽すに足り後世此ま
とむを解きかごらんハ別に或問を作りて擬對を出
さハ蔓説を挿し注する時ハ端多く文長く觀るに便な
らざるを恐るるが故也

正徳六年丙申三月上澣

筑後守從五位下源朝臣君美題

古史通卷之一

筑後守從五位下源朝臣君美撰

我國ひらけし初天地の中に生り出おせし神の名を國常
 立尊と申す又ハ國底立尊と申し其次に國狹植尊
 と申し又ハ國狹立尊とも申し其次に國狹植尊と申
 す又ハ豊國主尊とも豊組野尊とも豊香節野尊とも浮經
 野豊買尊とも豊國野尊とも豊齧野尊とも葉木國野尊と
 も見野尊とも申し其書等日本書紀并に其注に於ては
 國常立國狹植豊斟淳凡三柱ハ獨化純男の神也其ハ
 所ハ多クハ古事記の文を引られし由見云と然れど

○行間の傍書ハ社本の板倉家文庫本に據りて異同を注せり也

譬を(たゞ)非を(あら)す所を(處)す(たゞ)ちを(則)なりを(也)に作れりか
 如きハ一々傍書せず

今今に去る所の日本書紀の文ハ舊事紀より
 見ゆ其詳なる事ハ下に去
 神とは人也我國の俗凡其尊ぶ所の人と稱して加美と
 いふ古今れ語相同じ去る尊尚の義と聞えたり今字を
 假用ふるに至りて神と去るし上と去るれ等の別ハ
 出來きり尊とは舊説ニ美許登とハ猶如言御事也と見
 又吾國尊其人則言御事也と見えたり慕上古の俗凡其人を尊と皆れを
 美許登と稱して君臣に異稱ありしに於て此故古事記ニ君臣共に命の
 字と假りて用ひたり然るを舊事紀ニ至尊も命の
 の字假り用ひ其餘ハ命の字と假用られしうば日本書

紀ニモ其例よりれりき國常立尊ハ古事記よりハ國
 之常立と去るすかく申せしは常國に立給ひし御事と
 いふごごとく又ハ國底立と申せしハ其語音の轉せし
 のよりて異義あるものなり申せし五音相通など
 此これの倣ふべし常國ハ即常世國也古のとき新治國
 筑波國茨城國仲國久自國高國等の地すべてハ去るを
 常世國といひ又ハ日高見國ともいひ也今ハ常陸國
 即此也此國ハ日神の立給ひし地なるが故に日立國と
 もいひたり衣手漬國などいふ事ありし
 と見たり其後今字を撰び假用ゆるに及びて常陸國

古史通 卷之二 〇二

とあるはこれハ道路相望^望り郡郷境を相接する義也と
 一^一均^均舊事紀日本書紀常陸國風國狹槌尊と申し又國狹
 立尊と申すも其語音の轉せしめて狹の國は立^立た^たぬ^ぬ
 し御事といふが如し狹國ハ^ハい^いふ^ふ古^古の須志國馬來
 田國上海上國伊甚國武社國菊麻國阿波國印波國下海
 上國等の地即今の上總下總等の地とれるべし檀原
 宮御宇天皇の御代の初^初の神武天皇總の國と名付られ
 しを其後又其國上下の地を割て上總下總の國とし又
 上總の地を割て安房國とハなす也^也舊事紀日本書紀
 遺等の説^説豊斟淳尊と申すハ日本書紀は注せられし所
 多^多くの神號ある中に豊國主豊國野豊組野豊齋野な
 ど見^見え^えしハ皆々豊斟淳と申す語音に轉せし也豊香節
 野^野淳^淳經^經野^野豊^豊買^買見^見野^野など申せしハ其稱せし所の語同じ
 から糸^糸ども其義ハ皆こも豊斟淳と申すに相遠うらぬ
 其中^中葉^葉木^木國^國野^野尊^尊と申せしハ舊説も其義詳るぬ由
 見えて^見て^て疏^疏舊事紀は據^據き^きハ葉^葉木^木國^國尊^尊と申せしハ國^國常^常立^立
 の御事也と見^見え^えこれ^{これ}ハ^ハ必^必ず^ずハ^ハ豊^豊斟^斟淳^淳の御事と
 定^定め^め申^申難^難し^しす^すべ^べて^てあ^あ終^終ら^らの^の號^號お^おら^らし^しま^まけ^ける^る事^事ハ
 豊國野の主の御事といふごとし其國又ハ豊城の國
 とも申せしなるべし後ハ其國上下^{上下}此^此地^地を割て上^上毛^毛野^野

古今通 卷之一

とあるはこれハ道路相望^望り郡郷境を相接する義也と
 一^一均^均舊事紀日本書紀常陸國風國狹槌尊と申し又國狹
 立尊と申すも其語音の轉せしめて狹の國は立^立た^たぬ^ぬ
 し御事といふが如し狹國ハ^ハい^いふ^ふ古^古の須志國馬來
 田國上海上國伊甚國武社國菊麻國阿波國印波國下海
 上國等の地即今の上總下總等の地とれるべし檀原
 宮御宇天皇の御代の初^初の神武天皇總の國と名付られ
 しを其後又其國上下の地を割て上總下總の國とし又
 上總の地を割て安房國とハなす也^也舊事紀日本書紀
 遺等の説^説豊斟淳尊と申すハ日本書紀は注せられし所
 多^多くの神號ある中に豊國主豊國野豊組野豊齋野な
 ど見^見え^えしハ皆々豊斟淳と申す語音に轉せし也豊香節
 野^野淳^淳經^經野^野豊^豊買^買見^見野^野など申せしハ其稱せし所の語同じ
 から糸^糸ども其義ハ皆こも豊斟淳と申すに相遠うらぬ
 其中^中葉^葉木^木國^國野^野尊^尊と申せしハ舊説も其義詳るぬ由
 見えて^見て^て疏^疏舊事紀は據^據き^きハ葉^葉木^木國^國尊^尊と申せしハ國^國常^常立^立
 の御事也と見^見え^えこれ^{これ}ハ^ハ必^必ず^ずハ^ハ豊^豊斟^斟淳^淳の御事と
 定^定め^め申^申難^難し^しす^すべ^べて^てあ^あ終^終ら^らの^の號^號お^おら^らし^しま^まけ^ける^る事^事ハ
 豊國野の主の御事といふごとし其國又ハ豊城の國
 とも申せしなるべし後ハ其國上下^{上下}此^此地^地を割て上^上毛^毛野^野

古今通 卷之一

古史通 卷之四

下毛野の國となされ其後よし上野下野とハ志るを

ききり 舊事紀古事記日本書紀續日本紀新後代子及

びて常陸上總上野三國大守ハ皆補親王未有以他人任

之例多いうさほ其本據ありことなる人も知べう

類聚三代格職原抄等ハ舊説み地よりりて神の名を

得るあり神にとりて地名を得るらうといふみ據る時

ハこれ神代卷抄ハ此等の神號おちしほせしハ其地名

二條きるに似たり

次ニ神よ泥土煮尊妹沙土煮尊と申し又ハ泥土根妹沙

土根とも申し次ニ神よ大戸之道尊妹大若邊尊と申す

柱

又此二柱の神を大戸摩彦尊妹大戸摩姫尊とも申し大富

道妹大富邊尊とも申し次ニ神よ面足尊妹惶根尊と申

す又此二柱の神を吾屋惶根尊妹忌檀城根尊とも申し又

青檀城根尊妹吾屋檀城根尊とも申し次ニ神よ伊井

諾尊妹伊井冊尊と申し又此二柱の神ハ青檀城根尊之子

也と申し又ハ國常立尊天鏡尊を生給ひ天鏡尊天萬尊

を生給ひ天萬尊沫蕩尊を生り沫蕩尊伊井諾尊を生給

へりとも申すこま舊事紀日本書紀并み其注み及し一

子泥土煮沙土煮より以下伊井諾伊井冊至る迄凡ハ

柱を男女耦生の神とし其注又男女耦生の神ハ泥土

煮尊沙土煮尊次ハ角檝尊治檝尊次ハ面足尊惶根尊次

ハ伊井諾尊伊井冊尊よしせしともいふと志るさき

古史通 卷之四 四

古事記
卷之十一

其志るされし所を足るにあき又舊事紀古事記より
られし所とを足らば其詳なること川下に足るをり
此等の神號地名に係せりと聞えん或ハ其神功より
きる事此ごとくにすゆきどもいよご其義を詳よき泥
土煮沙土煮よこ泥土根沙土根と申す事ハ其語音の轉
せしみて異義ありとを聞えん纂疏の説も此二柱の神
かゝる號かんしよせし事たとへば燧人氏の鑽木取火
しるれごとく禮含文嘉夙沙氏の煮海為鹽事のごとく
世本物を開き務を成して其民を利せらきしる能
とありしよりらんも知るべうらば大戸之道尊大若
邊尊を大戸摩度大戸摩姫とも大富道大富邊と申せし

を其語音の轉せしなるべし舊説み上古の民ハ巢居
り穴處とてしを此時より始て屋宅ありと名ふしとい
ふ纂疏をうば又そとへを軒轅軒轅氏の時始有堂廡しるの
ぶとく披山通道し事のごとくに春秋内傳史記其神功
ありし事ふよりてかゝる號もあはしましるるや大
とハその神功を大也とさるの稱するべし戸といぬを
止所也道といふハ行路也若ハ草覆屋也邊といふハ家
也古語ニ家を邊といひ萬葉集の歌も多又戸摩といふハ即若也
妾といひ姫といふハ上古の俗男を稱して日子といひ女を
稱して日女といふされち男女の美稱なれば妾姫ハ

古事記 卷之十一 〇五

古事記
卷之六

の字を假用ひしハ其字義又取きるなり
 凡彦姫と稱するの義後皆こきよ
 做ふ面足惶根等の神號其義詳なるは舊事紀のみ此二
 柱の神の御事を青檀城根尊妹吾屋檀城根尊としりさ
 きく青檀城根尊又ハ沫蕩尊とも又ハ面足尊とも申
 する吾屋檀城根尊又ハ惶根尊とも又ハ蚊鴈姫尊とも申
 すと注せられ然るを日本書紀みかく志るされハ
 古事記又しりせし所又據らる也
古事記ハ海母陀
琉神妹阿夜訶志古
 冠神とのみあるして伊弉諾伊弉册等の神號古より相傳
 其餘此神號ハ記さる伊弉諾伊弉册等の神號古より相傳
 へるその義詳なるはとゆふと私記ハ見ゆるなり
 神功よりてかゝる號おハしるさむハこの二柱の

神ハ豊葦原の中國始り開きたまひて其功既に至り其
 徳も又大也と見えしは舊事紀伊弉と稱し申せしハ勇
 といひ功といひ義もは悦るも知るべし
古訓ハ勇
の字を伊
 佐と讀之功の字を伊弉表斯と讀む此等の字我國の古
 語にいひし所と其の義相合ふが故に假用ひてかゝる
 訓ハ有なり又地名ふよりてかゝる號おさるまさむ
 又丸常陸國新治真壁二郡之地又並に伊讀といひ郷あ
 り此等の地其神跡のある所なるも知るべし
 と申し那美と申せし事ハ舊事紀古事記等ハ沫那藝沫
 那美の二神頼那藝頼那美の二神も見ゆるをれ
 神呂伎とハ神父とて神呂弥とハ神母也といふ子の

古事記 卷之六 〇六

ごとくに梁塵秘上古の俗男神をバ那伎といひ女神を
 バ那美といひしと召えり但し舊事紀日本書紀に諾
 の字冊の字を假用ひれしハ其義又詳ならん古事記
 耶那伎伊耶那美と云ふ風土記延喜式等にも伊射奈
 伎伊射奈美伊佐奈岐伊佐奈弥等の字をもちひきりき
 又伊弉諾伊弉册二柱の神ハ青檀城根尊の子也といふ又
 一説又沫蕩尊伊弉諾尊を生とをいぬる舊事紀に據る
 に青檀城根尊よりハ沫蕩尊とも申んさるバ伊弉諾の
 青檀城根の御子よりしハ一定也一説又據る時ハ伊弉
 册尊ハ青檀城根尊の生給ひし所とハ召えん出れハ沫
 也青檀城根申とも一神とてましまし然るに一説又ハ
 沫蕩尊伊弉諾尊を生給ひしとのこえんて伊弉册尊を

ハ生給ひしと故也凡男女孺生の神小妹と稱せし此の
 事ハ召えん其父母を同くするの謂を召えん上古の
 俗夫と稱して兄といひ妻と稱して妹といふ男女相親
 心の謂也と召えん兄讀マ勢といひ妹讀マ伊毛と
 即此也凡妹といふものいふ夫婦を稱して妹兄といふ
 後みれおきに倣ふ後みれおきに倣ふ
 國常立尊より伊弉諾尊伊弉册尊小至る迄これ神世七
 代と稱すといふ此れ日本書紀
 神世七代といふ事舊事紀古事記日本書紀に召えし不
 谷異也舊事紀に召神世の始ハ天讓日天狹霧國讓日國
 狹霧尊といふを召て天祖と一國讓日の日の字を

神皇實錄よハ天讓日の下に陽神日神と分注セリ次ハ天御
 中主尊可美葦牙度舅尊二神と云るハ天神の一代と
 して次ハ國常立尊豊國主尊を二代とし凡天神の外母
 を云るハ此より其別ハ天神の事ハ次ハ角織尊妹活織
 下ハ詳なきバ此より母也云るハ次ハ角織尊妹活織
 尊を三代とし次ハ泥土煮尊妹沙土煮尊を四代とし次
 ハ大苦彦尊妹大苦邊尊を五代とし次ハ青檀城根尊妹
 吾屋檀城根尊を六代とし次ハ伊弉諾尊伊弉册尊を七
 代として此二柱の神ハ天降るハ陽神陰神と注せり
 此より古事記に見えし下ハ天地初開一時成神の名天
 之御中主神次ハ高御産巢日神次ハ神産巢日神次に宇
 麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神此五柱ハ神
 別天神とし次に國之常立神を一代とし次に豊雲野神
 を二代とし次に宇比地通神妹須比智通神を三代とし
 次ハ角織神妹活織神を四代とし次に意富斗能地神妹
 大牟乃辨神を五代とし次に游母陀琉神妹阿夜訶志古
 泥神を六代とし次に伊耶那岐神妹伊耶那美神を七代
 と以國之常立神以下伊耶那美神以前を并に神代七代
 と稱すと云るせり日本書紀に云ふところを云ふに
 云るハ此より後ハ上ハ本
 文と
 ハ天御中主可美葦牙の二神を一代とし國常立豊國主
 の二神を二代とし角織活織の二神を三代とし云ふ

神皇實錄よハ天讓日の下に陽神日神と分注セリ次ハ天御
 中主尊可美葦牙度舅尊二神と云るハ天神の一代と
 して次ハ國常立尊豊國主尊を二代とし凡天神の外母
 を云るハ此より其別ハ天神の事ハ次ハ角織尊妹活織
 下ハ詳なきバ此より母也云るハ次ハ角織尊妹活織
 尊を三代とし次ハ泥土煮尊妹沙土煮尊を四代とし次
 ハ大苦彦尊妹大苦邊尊を五代とし次ハ青檀城根尊妹
 吾屋檀城根尊を六代とし次ハ伊弉諾尊伊弉册尊を七
 代として此二柱の神ハ天降るハ陽神陰神と注せり
 此より古事記に見えし下ハ天地初開一時成神の名天
 之御中主神次ハ高御産巢日神次ハ神産巢日神次に宇
 麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神此五柱ハ神
 別天神とし次に國之常立神を一代とし次に豊雲野神
 を二代とし次に宇比地通神妹須比智通神を三代とし
 次ハ角織神妹活織神を四代とし次に意富斗能地神妹
 大牟乃辨神を五代とし次に游母陀琉神妹阿夜訶志古
 泥神を六代とし次に伊耶那岐神妹伊耶那美神を七代
 と以國之常立神以下伊耶那美神以前を并に神代七代
 と稱すと云るせり日本書紀に云ふところを云ふに
 云るハ此より後ハ上ハ本
 文と
 ハ天御中主可美葦牙の二神を一代とし國常立豊國主
 の二神を二代とし角織活織の二神を三代とし云ふ

より以下ハ日本書紀みらえし不又相同じ古事記又ハ
 國常立を一代とし豊雲野を二代とし宇比地通妹須
 比智通を三代とし角織妹活織を四代とし此れより以
 下ハ日本書紀に忍名し所又相同じ又舊事古事記の記
 下にみ^レ角織の神と申せしハ其立給^レたし所の地名
 にも^レ角織と此號^ル多^ク阿^ノ郡^ニ又^ハあ^リし地^ノ名^也後^ニ改
 め^テ黒^ノ前^トとい^フ即^チ今^も彼^國黒^前山^トい^フ山^ノ侍^ル
 也活織神ハ角織神を^レ中^ニ國^ヲ杖^ト尊^ト申^スハ舊事
 の妹^ノ命^トと^レ忍^名と^レ角^織と^レ申^スハ舊事
 紀^ニ名^ス國^ヲ常^立尊^トを^レ又^ハ國^ヲ杖^ト尊^トも^レ申^スし^ル
 する^レ也^ハ古^事記^ニハ^ハ此^ノ神^ノ事^ハ志^スし^ル置^ク此
 等^ノ國^史又^ハ忍^名し^ル所^ニ此^レれ^ハか^ク事^既又^ハく^ノ
 ぶ^とし^いづ^とを^ラ其^レ徵^ト也^トべき^古語^拾遺^ニ開^闢之^初
 り伊^弉諾^伊弉^冊の^二神^ヲま^しま^せし^と乃^レこ^して^ハこ

ま^と上^つつ^た此^ノ世^ノ事^ニ及^ビを^りし^ハ其^レ疑^ヲ開^闢
 所^也と^レ忍^名し^ル然^レも^レ神^世七^代とい^フ事^ハ舊^事記
 古^事記^ニ日^本書^紀等^ハ忍^名し^ル所^皆同^じ也^ハ上^世より
 言^嗣し^る所^ハり^しと^ハ開^闢を^ラ天^神七^代地^神五^代と
 い^フ事^ニ忍^名し^ル此^等ノ^國史^ハ忍^名し^ル所^ハも^レあ
 り^レ但^し舊^事記^ニ天^神地^神等^ノ本^紀を^志を^れし^ル
 ぞ^も其^ノ天^神本^紀の^ハ忍^名し^ル穂^根瓊^々杵^等ノ^尊ノ^御事^をし
 る^レ所^ニ此^レ二^神ハ^世に^いひ^傳ふ^ル地^祇本^紀又^ハ素^盞雄^雄
 大^己貴^等ノ^神ノ^御事^を志^スと^ハ後^人ノ^附會^ヲ出^シ所^決して
 代^地神^五代^等の^御事^を志^スと^ハ後^人ノ^附會^ヲ出^シ所^決して

古事記通

疑ふべから信ずるにまらぬ
 亦天地初て剖判し時高天原成神の名天御中主尊可
 美葦原彥舅尊と申す二柱の神おらまき其次をバ天
 ハ下尊と申し其次をバ天三降尊と申し其次をバ天合尊
 ぞ申し又ハ天鏡尊と申し其次をバ天八百日尊と申し
 其次をバ天八十萬魂尊や申し其次ハ高皇產靈尊津速
 魂尊等の神おらししはしきり也天御中主尊の後凡六世不
 ハ舊事紀よりてあるは所也但し舊事紀ハ天祖天
 議日天狹霧國議日國狹霧尊と申せしとあるは所也
 次に天御中主尊可美葦原彥舅尊をバあるは所也
 日本紀ハ天祖日本書紀ハ天祖の事をバあるは所也
 事紀ハ天祖の事ハ天祖の事ハ天祖の事ハ天祖の事ハ天祖の事

さハ又古事記ハ高天原成神の名天之御中主神次
 高御產巢日神次ハ高天原成神の名天之御中主神次
 阿斯訶備比古遲神次ハ高天原成神の名天之御中主神次
 神と云ふは古事記ハ高天原成神の名天之御中主神次
 同相合所ハ高天原成神の名天之御中主神次
 所生之神名天御中主神古語拾遺ハ天地剖判の初天中
 皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 書ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 の子よるは高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 神と其時を同合也ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 初所生神の子也ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 紀の注等に凡十五の天御中主尊と申すハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 本傳の注等に凡十五の天御中主尊と申すハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 ひし御中主尊と稱せしハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 て天御中主尊と稱せしハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 書ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 世次ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 き世次ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也

古今通記

十

疑ふべから信ずるにまらぬ
 亦天地初て剖判し時高天原成神の名天御中主尊可
 美葦原彥舅尊と申す二柱の神おらまき其次をバ天
 ハ下尊と申し其次をバ天三降尊と申し其次をバ天合尊
 ぞ申し又ハ天鏡尊と申し其次をバ天八百日尊と申し
 其次をバ天八十萬魂尊や申し其次ハ高皇產靈尊津速
 魂尊等の神おらししはしきり也天御中主尊の後凡六世不
 ハ舊事紀よりてあるは所也但し舊事紀ハ天祖天
 議日天狹霧國議日國狹霧尊と申せしとあるは所也
 次に天御中主尊可美葦原彥舅尊をバあるは所也
 日本紀ハ天祖日本書紀ハ天祖の事をバあるは所也
 事紀ハ天祖の事ハ天祖の事ハ天祖の事ハ天祖の事ハ天祖の事

さハ又古事記ハ高天原成神の名天之御中主神次
 高御產巢日神次ハ高天原成神の名天之御中主神次
 阿斯訶備比古遲神次ハ高天原成神の名天之御中主神次
 神と云ふは古事記ハ高天原成神の名天之御中主神次
 同相合所ハ高天原成神の名天之御中主神次
 所生之神名天御中主神古語拾遺ハ天地剖判の初天中
 皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 書ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 の子よるは高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 神と其時を同合也ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 初所生神の子也ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 紀の注等に凡十五の天御中主尊と申すハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 本傳の注等に凡十五の天御中主尊と申すハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 ひし御中主尊と稱せしハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 て天御中主尊と稱せしハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 書ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 世次ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也
 き世次ハ高皇產靈神次津速產靈神次皇產靈神三皇產靈神とあるは所也

古今通記

すばちーませし
みをおろしあるん

高天原とい私記より師説上天をいふ也按ざるみ虚空
をいふべしと尺私考り後人の諸説これに同じ此がめ
説皆是今字より其義を釋し所也凡我國此古書を
讀みハ古語よりその義を解ぐし今字によりて其
義を釈くべうハ高の字讀で多珂といふハ古より
所の高國舊事紀より多珂國常陸國風土記より即今常
陸國多珂郡の地是也天の字古事記より讀で阿麻といふ
と注しき上古の俗に阿麻といひしハ海也阿麻といひ
しハ天也天亦稱して阿麻といひふハ其語音の傳せし

り原の字讀で播羅といふ上古之俗ハ播羅といひし
ハ上也されむ古語より多珂阿麻能播羅といひしハ多珂
海上之地といふことし古語より播羅といふハ上也と
の字と讀で箇播羅といふことしハたとへハ日本紀より川上
高天浦高天原ハの名ある地現在也今も常陸國海上に
天御中至尊といハ天の字讀で海毎といふ御といハとつと
き人とさしていふ語也天といひ御といふ其至尊なる
るを極め言ふの詞也中の字讀で那珂といふ古よりハ
ゆの仲國舊事紀より那珂國常陸國風土記より即今常陸國
那珂郡の地是也郡又那賀主といハ即君也此神那珂
國の君とるを以て也舊説より天御中至尊ハ古之君也と

いひしハ是也古事記注此神ハ後ニ伊勢國度會郡山

田原にいつき祭る所の豊受大神の御事也と申す受豊

大神宮鎮座本紀大田命傳神皇正可美葦牙アシカヒコガ尊ハ古

事記ハ宇麻志阿斯訶備比古遲神と云るせり可美讀

て于麻時といふ日本書紀注舊事紀日本書紀不見

伊弉諾伊弉册二柱の神の御言に可美少男可美少女ハ

の語あきハ上古の時ニ其人を稱嘆するの詞也と云

ま纂疏も稱葦牙ハ私記萌芽の義也と云ゆ萬葉

集の注釋ハ葦の依のふみおひころをいふ也見

可美舅讀で比古尼といふ日本書紀注古事記ハ大穴

牟遲神を以徳カ手見命をも日子遲と稱せしむり

古語に日子といひ牟遲といふハ尊貴の稱と聞云也

也舊事紀ハ彦舅の字を假用ひられしを日本書紀も

こきにあしれ也此神の御事葦牙を以て號せしむ其

義詳多天ハ下天三降天合天ハ百日天ハ十萬魂ハ

の神號亦これ其義詳なり高皇產靈尊古事記ハ高

御產日神を云るせり此神ハ古の高國立給ひし

みて其國ハ即今常陸國多珂郡の地これ也皇の字讀で

美といふ御の字を讀むの語同産靈讀で武須毗

といふ日本書紀注古語ハ武須毗といひしハ尊親之義

とすゑて皇親神とも皇睦神とも又しハ古語拾遺延
 喜式お
 高皇産靈
 尊又ハ高皇産靈
 魂と云ふ
 魂の字
 讀で知未といひしなるべし上古の神號は魂と云ふ
 玉と云ふ也古語は魂といハ其義異なるハあはれ
 の異なる也古語は魂といハ其義異なるハあはれ
 べて上古は魂といハ其義異なるハあはれ
 字を讀でも多珂武須魂といふを以て高魂の
 武須魂といふべくハ高皇産靈尊又ハ高魂尊といふと
 ハ注せらる
 べらる
 神皇産靈尊上古之俗其人を尊びて加美と
 いひしハよのほねの事也此神をかく稱しけるハ地名
 ふよりし故尔や常陸國多珂郡又賀美といふ郷ある也
 津速魂の神號其義詳なるはすべて古きらの神聖東海

の地に君々くせりしハ其代の人阿麻徒加美とも
 申し又其尊なる事を極稱して阿毎加美とも申せし
 を後代に今字を假用ふるふ及びて天神とハ志るを
 し事とみ多しり
 ちハ天神伊弉諾尊伊弉册尊二柱の神と詔して脩理固
 成りぬ多陀用幣流之國天之瓊矛を賜ふて言依し賜
 とのいよふこにおゐて二柱の神天浮橋又立して其瓊
 矛を指下して鹽許袁呂許袁呂又畫鳴して引上る時其
 矛の末より垂落る鹽の累積り島となるを扱ちて遊
 能基呂島也其島母天降り坐して天之御柱を立て八尋殿

古史通

卷之一

古事記 卷之十一

と刃立て伊弉諾尊其妹伊弉册尊と國土を生成さんすを
 議りぬし吾と汝と此天之御柱を行廻り逢ひ美斗能麻具
 波比すべし汝ハ石より廻り逢ひ我ハ石より廻り逢むと
 約り竟りぬして廻り逢ふ時又伊弉册尊阿那通夜志愛袁
 登古袁と言ひ後に伊弉諾尊阿那通夜志愛袁登賣袁と言
 ひて女人先言不良とのこまひきまう代と久美度通興
 して氷蛭子を生む此子ハ葦船舟入きて流去りき次は淡
 島を生むこれも又子の例は入き既にして二柱の神議
 りて我今所生之子不良天神の御所は申べしとのこまひ
 ても扱うち共々泰上りて天神の詔を請ひ給へりこれ古
 事記

よりてある所也舊事紀古事記日本書紀并其注
 女之道此時より始おれる事此由とあるされし所ハ皆
 相同し上古の俗カ始おれる事言嗣ハ此二神國土を生み成さ
 むハあふひ古語拾遺みは二神共為夫婦生ハ洲國と
 のこまひるして其他及むざり事誠又然也あまよ
 りて今こゝに下の一節までを併せて一節は又日本書紀
 り今あふひ二節とする事ハ其文長く一節は又日本書紀
 りなるざらむるを思ふ故也後皆これに倣ふべし
 天神とハ高天原とまはる所の神也いづき此神とい
 ふ事ハ詳なるは脩理固成ハいう扱事とさし下結
 一といふ事又詳なるは此語舊事紀日本紀等ハハ足
 古事記のこまひるせしハ必は其謂有べきも也

古事記 卷之十一

多陀用幣流之國といふは舊事紀又ハ豊葦原千五百秋
 瑞穂之地と寄賜ふとのとあるを以て日本書紀注に
 一所も又相同じ然るに古事記母かくあるせハ彼
 國分を争ひていまど一つ又歸せんといふの義と又
 まり天之瓊矛日本書紀又ハ瓊ハ玉也此曰努と注せら
 ぎこり古事記又ハ天沼矛とあるせり其假用ゆる所の
 字ハ瓊と沼との異あれども讀で努とするに至りてハ
 其語同トク尤バ今あるにハ日本書紀又尺を以て
 するん也私記少者古者玉を謂ひて或ハ努と一武と
 ありより日本書紀の異本又努の字を貳と作する

をありと尺をきり此ホの義によりて後世に及びて又
 玉鉾などいふ事有り凡玉鉾の類を玉を以て稱する
 ハ舊説に瓊とハ美稱也不必以瓊玉之飾といひ又天神
 の瓊矛を賜りて言依ハ後世又將軍を命ずる
 又節刀を賜ふの義のごとく也といふ疏天浮橋ハ天の
 字讀て阿麻といふ即海也浮橋ハ連舟至岸といふ也
 亦に天浮橋といひハ連海之戰艦をいふなるべし鹽
 一即潮也許袁呂許袁呂ハ矛を以て畫する此聲也然る
 をかくいひハ游能基呂といふ島の名をいひ出づべき
 其々の詞也たとへバ歌詩又興の義あるがごとくこれ

古史通 卷之二

凝

をぬりち我國のさほなり古人の發語の詞とも諷詞とも枕詞ともいひいひこれ也
 游能基呂ハ舊事紀ニ礮馭盧と云るさる日本書紀云れ
 によきり假用ふる所の字異るれども其語ハ相同じ自
 海とつふらごとく此島ハ即今淡路國西南の隅ニあり
 て俗猶存其名也と私記ニハ見ぬる天^ノ御柱を見立
 つとハ舊事紀ニ天瓊矛を礮馭盧島の上にさし立てし
 國中^ノ之天柱と云るに給ひとあるハ此事也天^ノ字讀で
 阿毎といふすれち天也柱^ノ字讀で歟旨選といふ日本
書紀古語ニ波といひハ永きの義也萬葉集志羅とい
注ハ標也永久之標といふがごとく凡我國の俗初ニ

樹

地を占むる時ハ其標をさつ彦火瓊杵尊の天降りま
 せし時ニ建ら枕し所の矛ハ今に至て日向國高千穂峯
 小猶現存す又神功皇后新羅を征し給ひに其國王降
 伏しは以所杖矛楯於新羅王門爲後葉之標といひし
 也此義也神功皇后紀ハ尋殿ハ八ツ也神世所尚之數也とい
古語拾遺ハ讀で比呂といふ殿の字讀で美阿良可といふ
古語拾遺ハ尋とハ八尺也一方に八尺づゝ八角ニ造ま
 る殿也といふ神代卷抄これ後代^ノ制ニよきる説也凡我國
 之俗両手を展て物の長短を量るを比呂といふ必らん
 八尺を以て尋とするの謂もあるべうす見立とハ

經始といふが如し國土を生成すといふハ土地を開拓といふこと舊説ハ凡生といふ事ハ造爲とも生といひ出現をも生といふ不_ニ必_ズ生産之義といふ疏此後伊弉諾尊の伊弉册尊に吾と汝と所作之國いまだ作り竟らばとのたまひしと又此義と相同し美事能麻具波比ハ舊事紀日本書紀共ニ或ハ違合とも云し或ハ共爲夫婦とも云うして男女交會之義とせらゆ心得られじに終ハ二柱の神相約し_ハ行あひて一つみせんとめ_ニあひ_ニ事ま_ニへ_ニ足仲彦天皇_{仲哀天}の御

事熊襲國を討給えすとてみづう_ハ紀伊_徳勒津より穴門に幸おほべし皇后ハ角鹿の筈飯津を_リて穴門に逢_ニよ_ニと約_リたまひ_ニ事_ハお_ニと_ニなりしを上古朴陋之俗_ハく_ニ謬_ニ傳_ヘなるべ_ニ皇后ハ神功皇后也角鹿國ハ今の越前穴門_ハ今の長門國なり阿那_ハ事の甚切_ニる皆阿那と稱すといふ_{古語}遺_ニ適夜志_ハ愛_ハ其義不詳日本書紀注の一書_ハハ舊事紀に_{ヨリ}て妍哉と云_ニて阿那_ハ而惠夜と讀_ニ可愛と_モ留_ニて哀と讀むと注せられ_ニを舊説に悦_ニ之言也と釋_ニたり_慕袁登古_ハ袁登賣_ハ舊事紀日本書紀_ハ少男_ハ少女と_モ志_ニする下の袁_ハの字_ハ語_ハ辭と_モ足衣

古史通 卷之一 〇十七

奇り 俗にては久美度通興ハ其義又不詳日本書紀
 注ヨハ於奇戸爲起と志るされしを私記ヨハ奇戸ハ猶
 忽然也と釋しされバ古語に久美度といひハ猶今た
 ちあちにといふちとむれごとくなるるにや氷蛭子舊事
 紀ヨ見えし所もあつに志るすがごとくにして此後二
 柱の神日神素盞鳥尊を生ゆひ次に又蛭子を生ゆひ
 しに三歳なるまで脚なほ立ぬは初二柱の神巡柱
 の時陰神先づ言を發しきまひし事の陰陽の理に違ひ
 ぬとバ此故に初終に此兒を生給ひぬと志るされり
 さるバ蛭子と申せし御子二柱おたつたる也然るに古

事記ヨ是國土を生給ふ事とて最初に蛭子を生くま
 ひいとめと見ゆ事あつに志るんがや日本書紀
 には月神月神を生ゆひ次に蛭子を生たるひ其次に
 素盞鳥尊ハ生れぬいと見ゆりつづれを徴とす
 べきまづて此等の事上古乃俗言嗣語嗣む所に由て
 盡く信むるにまづん強て其説をつくるべうん淡島
 ハ日本書紀注に淡洲と志るよ其地未詳按るに
 日本書紀注の一書に淡路洲淡洲と志るされ一書あり
 さるは淡洲といふを淡路洲とある所の地名と見ゆと
 了○此一節ハ天神伊弉諾伊弉册言依に葦原の

古史通 卷之

地を征す事と以て志^給まひしうは二柱の神每師を
ひきあへる海より西より下りて一島に至り^結たよひし
に初まハ其島^{シマ}神迎^{ミカヒ}戦ひぬまど終にハ自ら來り降り
うれハ天神所賜の寶戈を建て其地を得ぬし事の標
とし二柱乃神あくとほりてを南北の地を徇むる
を相議りて男神ハみづう左軍に將と一女神ハ右軍
を將としめて此島を行廻りて其軍を合せて進之戰
をむと約しぬし右軍節度を受てして輕く進みて
先^ハ左軍後きて期を失ふ二柱の神行遇ひし事を悦
びて万ひののどもすでに前後相接^ミる其戦利なる

改

て^ハつうに邊海の民を虜略海中一小島を得よふ
のとなりしうハ其虜略せし所のものを放還し其得し
所の小島と棄てついに其兵を引て高天原に還りぬ
しとつふ子れおとし
天神布斗麻邇に^ハ相せて女先言ひて不良亦還り降りて
言を改めよと詔りしぬしうバ還り降りてその天之御
柱を街廻^ルし事先のおとしらるにおひて伊弉諾尊先づ
阿那通夜志愛哀登賣袁と言ひ妹伊弉册尊後に阿那通夜
志愛哀登古袁と言ひ終りて御合せて御子淡路之穗之我
別島を生と次に伊豫之二名洲を生むの島ハ身一つに

○十九

して面四つあり毎面に名あり伊豫國を愛止比賣とつひ
 讚岐國を飯依比古とつひ粟國を大宜都比賣とつひ土左
 國を建依別とつひ次に隱岐の三子島を生む亦名ハ天之
 忍許呂別次に筑紫島を生む此島も又身一つにして面
 四つあり毎面に名あり筑紫國を白日別とつひ豊國を豊
 日別とつひ肥國を速日別といひ日向國を豊久士比泥別
 とつひ熊野國を建別とつひ舊事紀に云依渡島と注
 セタレタリトキハ一説に
 ちの時又依渡島を生むしともつひ由を注せられ一也熊
 曹の國の一名と依渡島と
 次に伊岐島を生む亦名ハ天比登都柱とつひ次に津島を
 生む亦名ハ天之狹手依比賣とつひ次に大倭豊秋津島を

曾

曾

生む又名ハ天御虚空豊秋津根別をいふ此ハ島名先々所
 生なるにふりて大八島國といゆらくて後に還り坐之時
 に吉備兒島を生む亦名ハ建日方別とつひ次に小豆島を
 生む亦名ハ大野手比賣とつひ次に大島を生む亦名ハ大
 多麻流別といふ次に女島を生む亦名ハ天一根といゆ次
 又知訶島を生む亦名ハ天之忍男といふ次に兩兒島を生む
 亦名ハ天兩屋といふ凡十四島を生む其處々此小島ハ皆
 是水沫潮凝て成るるのなり古事紀云昔事紀古事紀云
 又よりて去るは所也
 布斗麻邇ハ舊事紀に太古の字を假用する日本書紀
 には同じ私記又上古の時ハ亀トをバ用ひ比トも名鹿の

古史通 卷之一

古史通 卷之一

肩骨を用ふこれを布斗麻通といふと見えたり昔事紀
 古事記に天香山之真牡鹿之肩を内接して天香山之天波
 波迦を取りて占ハしむと見えし此也天香山ハ山ハ名波
聚倭名抄ハ本草を引て櫻桃一名ハ朱櫻又亀トハ皇孫
波迦ハ木の名也類
 天降日の時より始まりといひ本紀或ハ亀の甲を
 きて占ふ事ハ奥の夷此せし事也といふ也奥義淡路
 とハ昔事紀に先づ淡路洲と生みて胞といふ意所不快
 故に淡路洲といふすれはち謂吾恥也といえたり日本
 紀亦これによりてするも其舊説に初ハ必う珍子
 を生じたり給ひしに今訂りたる外に此意子と

生ゆし故に吾恥島と名付られしといふ謝此説い
 うあるべき初ハ淡路洲といふと今改めて淡路洲
 と名付られしにや古き其初ハ此地を保つ事を得んし
 て棄られし不詳れハ吾恥所也などいふししも知る
 べし日本書紀注の一書に先以淡路洲淡路島胞と
 見ゆて此時又當りて此島を生じしとハ見ゆ又胞と
 といふことと此島ハ初に棄て子此例又入れずとい
 ふ事の何れによりて也穂之狭別とハ其島ハ神の名也
 伊豫二名之洲とハ今の伊豫讚岐土佐阿波ハの四國の
 地を總稱せし名なり也二名洲といひし事其義不詳私

古史通 卷之一 〇三十一

記み上古之時にいまぢあららの國名ありしにハある
比史書撰述の時の名にとりてまゝされし所也又凡國
名其義未詳先儒も説を傳へ比と凡國名其義
不詳とりに後皆これ身一つありて面四つありとハ一島の地勢
其體面をめぐりて四つにまゝ也伊豫國とハ其島
西南の地方古の伊余國久味國小市國怒麻國風速國ハ
の地今め伊豫國即此也愛止比賣とハ其國の神の名也
讚岐國ハ其西北の地方即今め讚岐國此也飯依比古と
ハ其國の神の名也粟國ハ其東北の地方古の粟國長國
ハの地今め阿波國此也大宜都比賣ハ其國の神の名也

土佐國ハ其東南の地方古の都佐國波多國ハの地即今
の土佐國也速依別ハ其國の神の名也凡其國神の名比
賣といふハ女子之稱比古といひ別といふ是男子之稱
古の俗男子を稱して別といひ後皆これに倣ふし隱
岐國ハ古の意伎國即今め隱岐國なりといふ三子島の
義不詳天之忍許呂別ハ其國の神の名也筑紫國ハ今の
西海九國の地を總稱せし名也筑紫國ハ古の筑志國筑
紫米多國ハの地今め筑前筑後ハの國即此也白日別ハ
其國の神の名也豊國ハ古の豊國宇佐國國前國比多國
ハの地即今め豊前豊後ハの國此也豊日別ハ其國の神

古史通 卷之二 〇二十二

の名也肥國ハ古の火國松津國末羅國阿蘇國葦分國天
 草國ハの地即今の肥前肥後ハの國此也速日別ハ其國
 神の名也日向國ハ即今の日向大隅薩摩ハの地豊久
 士比泥別ハ其國ハ神の名也熊曾國舊事紀にハ熊襲國
 とし々々私記ニ據るに日向國噲啖郡之地即此也建
 日別ハ其國神の名也熊襲の字肥後筑前ハ國風土記
 ○倭名抄にハ噲啖伊岐島ハ古の伊吉島即今の壹岐國
 郡大隅國ハ屬ハ其島ハ神の名也津島ハ古の津島縣即今
 天比登都柱ハ其島ハ神の名也津島ハ古の津島縣即今
 の對馬國天之狹手依比賣ハ其島ハ神の名也大倭豊秋
 津洲ハ古ハの代々其地を割き其地を併せて國郡を置

終し其沿革同トらるんすべし今の畿内東海東山北
 陸山陰山陽ハの地此也天御虚空豊秋津根別といハ其
 國神の名を稱する不似を汝とも詳なる事ハ古よりい
 ひも傳らぬ言備名古の吉備中縣國穴國風治國ハの地
 即今の備前備中備後ハの國也兒島小豆島ハ備前國
 の海中にあり知訶島ハ舊事紀ニハ血鹿島と云るれ
 こりけらるる肥前國松浦郡中值嘉郷に一百餘の近島あ
 りといふもの即此也肥前國風此餘ハ即今所在の海島
 と其名同じきらんども古の時にとしつひし所詳なき
 建日方別大野手比賣ハ皆是其島ハ神の名也○此

古史通 卷之一

一節ハ天神太^ト占^マにうらへて征戰の利ハ我軍の相知ぐ
 母ある子を男女の神に告げ戒め給ひしうバ二柱の神
 ふくくび其御軍をひきゐ天降りまゝ初^ハ得^ルひし
 所の淡洲に據りて西南北に國々を征^スたれしに國人の
 來^リ服^セせしる其父母に歸^ルさるが如くなりしうバ其國を
 以て國神に言依^リ賜^フ事^トとみごとくに^シて其始を
 更^ラと^シひ^テ御事を大八洲乃國を生成^スま^シぬ^ハハ言
 嗣^シぬ^ハ凡大八洲の國を生^ルぬ^ハ次第舊事紀古
 事記^の記^の見^ル所ハ相^ツぬ^ハ日本書紀ふえし所ハ
 淡路洲を胞^トして^シれ^ルうち大^ニ日本^ニ豊秋津洲を生^ル次

に伊豫次に筑紫次に隱岐佐渡を生^ル次^ニ越洲次^ニ大
 洲次に吉備子洲を生^ルおられにありて大八洲國の號^ト起
 終^ルりや志^スるはれま^リ又其注に引^レたれ^ル所の諸書の説も
 其次皆異同ありま^ベくこま^カ上世より言^ハ嗣^キし^所
 の説^ハ同^シら^レら^レい^ハま^シづ^クゆ^ハ是^ハち^ハむ^コと
 を知らざれば其疑^ハを傳^ヘる^所也但し舊説に越
 洲を畿内の地相連^リて別洲といふべ^クなり^ハ舊事紀の
 説と得^ルりといふ^ハ纂疏^ハ越洲といふ^ハ古^ノ高^ノ志^ニ
 等國^ハ越^ノ國^ハ伊^ノ國^ハ頭^ノ國^ハ比^ノ國^ハ角^ノ鹿^ノ國^ハ賀^ノ我^ノ國^ハ江^ノ瀨^ノ國^ハ能^ノ
 越前越中越後如賀能登^ルの國^ハこ^ノま^カなり^ハ今^ハあ^リに
 志^スる^所ハ舊事紀古事記^の説^ハ據^リし^所也又日本書紀

古史通 卷之一

古史通 卷之一

見ホの字を讀む其語相^同也。志るるを假用ゆる所の
 字異なるハ其義も亦異也と又^えり上古の俗に讀
 むといひ^ハ凡物の數をか^ぶる事といひきさうバ
 月讀とハ日と一^とび會して一月となり十二度會して
 一年をなんによりていひ月夜見とハ日に代りて夜に
 現^るる也義よよきる^るべし月弓とハ其語の轉せ
 しにてま^る其象を取りていひ^しなるべし^たと^ハキ
 を張き^る象^{なる}望^ハの持^満此神の御事ハ舊事紀
 の象のごとく^{なる}ふ^{こと}と^し後^又配^日而知^天事^ヲ
 滄海原の潮の八百重と治^しを^べ後^又配^日而知^天事^ヲ
 所知^夜之^食國也と又^えりさ^らバ始^ハ滄海原の潮
 の八百重を志^る給^ひし^うと^も後^ハ名^日に配^て天^上の^之
 事を知りたま^ひし也滄海原ハ潮八百重とハ海上の廣
 く遠き事をい^ふなるべし今按^ずる小壹岐島壹岐郡小
 月讀神社あり名神大社と^又延喜^式海上の事
 を治^めま^りし^ふ故に此^ハの國に其神跡ありしに也
 又月神命ハ壹岐縣主^ハ祖^{なる}由^も也^ハ舊事^紀
 其縣主^ハ此^ハ神の後^{なる}故^ハ其國^ハいつ^も祭^まる^も
 志^るべ^し又^ハ舊事^紀日本書^紀注^ス此神天照大神の
 詔をうけて葦原中國に降りて保食^神の許に至りたま
 ひ^しなりとい^ふ事ありこ^ハ後^ハ配^日て天^事を知^りた^り

古史通 卷之一

見ホの字を讀む其語相^同也。志るるを假用ゆる所の
 字異なるハ其義も亦異也と又^えり上古の俗に讀
 むといひ^ハ凡物の數をか^ぶる事といひきさうバ
 月讀とハ日と一^とび會して一月となり十二度會して
 一年をなんによりていひ月夜見とハ日に代りて夜に
 現^るる也義よよきる^るべし月弓とハ其語の轉せ
 しにてま^る其象を取りていひ^しなるべし^たと^ハキ
 を張き^る象^{なる}望^ハの持^満此神の御事ハ舊事紀
 の象のごとく^{なる}ふ^{こと}と^し後^又配^日而知^天事^ヲ
 滄海原の潮の八百重と治^しを^べ後^又配^日而知^天事^ヲ
 所知^夜之^食國也と又^えりさ^らバ始^ハ滄海原の潮
 の八百重を志^る給^ひし^うと^も後^ハ名^日に配^て天^上の^之
 事を知りたま^ひし也滄海原ハ潮八百重とハ海上の廣
 く遠き事をい^ふなるべし今按^ずる小壹岐島壹岐郡小
 月讀神社あり名神大社と^又延喜^式海上の事
 を治^めま^りし^ふ故に此^ハの國に其神跡ありしに也
 又月神命ハ壹岐縣主^ハ祖^{なる}由^も也^ハ舊事^紀
 其縣主^ハ此^ハ神の後^{なる}故^ハ其國^ハいつ^も祭^まる^も
 志^るべ^し又^ハ舊事^紀日本書^紀注^ス此神天照大神の
 詔をうけて葦原中國に降りて保食^神の許に至りたま
 ひ^しなりとい^ふ事ありこ^ハ後^ハ配^日て天^事を知^りた^り

し時の事なるべし今も伊勢の度會郡は月讀宮月夜見
 神社におんしおんといふと又延喜式元あき又配日
 といふ義による欽素蓋鳥尊スサノヲハ舊事紀ハ速素蓋鳥尊
 と志るされ古事記ハ建速須佐之男神と志るせり速
 といひ建といふも此神の勇イリミ悍ヒルくおんしける義ある
 べし此神の御名猶多し文長青山を泣枯し河海を泣乾
 しまよひしといふハ生きあう其性の兇暴をおち
 夕ほを申せしなるべし狹蠅ハ五月蠅とも志るされて
 日本書紀讀で佐波倍といふ夏月の蒼蠅の衆多なるをいふ
 と又紀とり纂常に哭泣つるといふより萬物の妖皆発

狩りといゆまでハ尚書に丹朱の傲なる事を教へつゝ
 しごとく此神の悪を極言ふれ義なるべし
 其後伊弉册の神火神軻遇突智を生むによりて遂に神避
 り多れバ出雲國と伯耆國との界比婆之山比婆に葬り
 又紀伊國熊野の有馬村有馬に葬りつる土俗此神の魂を祭る
 にお花時はなときは以花祭るあはなまつり鼓吹幡旗を用ひて歌うた舞まひて祭
 する此神の神避まふりて志るす所也日本書紀ハ舊
 事紀ハ古事記ハ又所をしるさけきてれハ舊事紀ハ古事紀ハ
 事紀ハ古事記ハ又然し所得るをしるさけきてれハ舊事紀ハ古事紀ハ
 事紀ハ古事記ハ又義にあるさけきてれハ舊事紀ハ古事紀ハ
 事紀ハ古事記ハ又鎮火祭りの祝詞を併せ考へてしる所也
 事紀ハ古事記ハ又鎮火祭りの祝詞を併せ考へてしる所也

古史通 卷之一

大要と此
下小注す

火神軻遇突智ハ又ハ火之燒速男命神又火火燒炭神

紀子出炭又ハ火之燒毗古神又ハ火之迦具土神又ハ火之

一作彦又ハ火結神とソソ延喜出雲國ハ下に詳也伯耆

産靈紀日本又火結神とソソ延喜出雲國ハ下に詳也伯耆

國ハ古の波伯國即今伯耆國也比婆之山其處所未詳紀

伊國ハ古の紀伊國熊野國ノの地即今紀伊國也熊野ハ

今牟婁郡ノ屬也或説又有馬村子産田社とソソあり即

是伊弉册尊神退す地也その東に隱窟あり産立窟と

も花窟ともソソ伊弉册尊を葬まつる所これソソ暮春

に繩を以て花すハ幡旗をつくり圍繞し歌舞く

祭る神世に遺俗也とソソ那智三伊弉册尊の神去ませ

し事舊事紀古事記にえし所又ソソに伊弉册尊火神

を産とソソに及びてそのために燒きて神去す伊弉

諾神其妹の神を子の一本に易さむしをふかく恨

みてソソつめら帯せる十握劍を抜き火神の頸を斬

りて段々取しむふに其段々とく皆神となれ又

御刀を垂りし所の血のみれく神となるかくて妹の神

を見給ちんめて黄泉國に追往き其殞斂之處に至りま

せしに伊弉册の神なりソソソソりし御時のごとくに其殿

より出迎ひソソバ吾と汝と所作之國未作竟還り

古史通

卷之二

〇二十九

づしとのまひしに悔しくも來るるの晩うのき
 吾ハ黄泉火喫しぬ來る事畏しきかきども我つぶ
 さに黄泉神と相論らん我をれえよそとのまひそ
 殿の内に入りこまづり甚久しく待らび給ひし左の御
 髻に挿るひし湯津の津間櫛の男柱を引かきて兼炬と
 して入り見らひしに宇士多加禮斗呂々岐兵其上ハ
 雷神化り居きり足裏みてすこやうに逃還ふに及び
 て妹の神その足辱しめくはふるを恨みひ黄泉醜女
 しく追々め又其ハ雷神子千五百の黄泉軍副て追し
 めるぐらうも追來るんを斬るち千引の石を黄泉比良

坂に別塞で其石を中に置いて對立してついに事戸を度
 るの時ハ伊弉册の神愛我那勢命愛の字訓ハ二柱の
神巡レ柱乃所子也
蓋男女親如此し給る汝國之人草一日に千頭を絞り
愛之辭也殺さんと云ひしを伊弉諾の神ハ愛我那通妹命汝為然
 ハ吾一日に千五百産屋を立ちとめくまひき其所謂黄
 泉比良坂ハ即今の出雲國の伊賦夜坂をいふなり今ハ
 世代人婦死ぬるに支葬處を避くるハこれにふれり凡
 其所謂黄泉比良坂ハ別ニ處所あるハあるは死
 るに臨て氣絶之際をうかかて伊弉諾の神吾ハ志
 許宋志許宋伎穢國に至りてありけし御身の禊せむと

古史通 卷之十一 〇三十

古史通 卷之二

其汚穢を以て此名を得たりと又橘小門の阿波伎原と
 妹那を祓除く祭也筑紫日向の橘小門の國此別名を
 小紫門橘の糖原の日向の橘小門の國此別名を
 子其神跡なりと神代卷抄又橘小門の國此別名を
 古事記の神等名あり是なり或は橘小門の國此別名を
 此神のために神避ゆし由の一節心得めず共也上世
 より言嗣をしるにかゝる類猶多し盡信ずるに足ら
 ば其疑を闕ちんまはさくべう此神を葦りし地も
 相傳ふる所異あるを私記を神道不測未知其實所
 聞已異として所注又異あり猶是如黃帝之冢處々不定
 也とあるせりされど初ハ神避ませし地につきて出雲

〇三十一

妹

きり子をいふと昔事紀又醜女の字を假用ひられ
 地下の鬼女をいふと又此語の訛也と引く石ハ千
 黄泉軍とハ地下の鬼兵をいふなるを引く石ハ千
 人所引磐石也其石の極めて大なるをいふ此石ハ千
 濃國諏訪郡ありと神代卷折み記の出雲國風土記を
 引て出雲郡宇賀郷の良坂ハ私記の出雲國風土記を
 建絶妻之誓とえり事度るを私記ハ日本紀の注を
 つとといふと那通婦ハ婦を称するを私記ハ日本紀の注を
 の語よて那通婦ハ婦を称するを私記ハ日本紀の注を
 五百産屋を立ちて義ハ相同じ伊賦夜坂ハその處所未詳婦
 死して夫葬處を避くといふ俗此事ありしなるべし前
 泉比良坂ハ別又處所ありといふ今ハ橘小門の國此別名を
 出雲國伊賦夜坂をいふといふ今ハ橘小門の國此別名を
 べるを黄泉歸るといふの義なり今ハ橘小門の國此別名を
 くるを黄泉歸るといふの義なり今ハ橘小門の國此別名を

國と伯耆國との界に葬ましを後改めて紀伊國熊野に遷葬ましむ或ハ筑紫日向國なる神代ハ三陵を後に山城國葛野郡田邑陵の南原に祭らる此二と
諸陵式
 見由此事或ハ足仲彥天皇を初ハ穴門國豊浦宮に殯下下に詳あり歛しまゐるせしを後に河内國長野陵に遷葬らむし事の出とくなるも知るべし
仲哀天皇を遷葬らるるハ日本書紀に見えり
 又按ざるに舊事紀に足るし所日神月神素盞鳥神の生鳥まひしむをえりしと三説ありまづ其初ハ伊井諾伊井冊二柱の神共ハ日神月神素盞鳥神を生みぬひしとまるとし所今あるにまるとせしむとくみし

て次ハ伊井冊神神退りませし後に伊井諾神筑紫日向の橘小門檉原に禊したまひしに左の御目を洗ふ時になはれる神の名天照大神神右の御目を洗ふ時になはれる神の名月讀命並に五十鈴坐伊勢に齋大神といふ御鼻と洗ふ時になれる神の名速素盞鳥尊出雲國熊野杵築神宮に坐しまひ又次ハ左の御手に白銅鏡をとるりゆふ時にならざる出るの神を大日靈尊といふ右の御手に白銅鏡をとるりゆふ時なり出る神を月弓尊といふ御首を廻らして美婁摩沙可利爾なり出る神を素盞鳥尊といふとまると此より白銅鏡讀み麻須美能如々美といふ美婁摩

沙可判ハ舊事紀に顧^巧之間の字を假用ひらき日本書
 紀注まよこ此は御ふしとめぐるてかへり忍
 たよふの間にと後^{たり}の兩説による時ハ日神月神素盞烏
 ソふ義と又^{たり}後^{たり}の兩説による時ハ日神月神素盞烏
 神ハ伊弉册神の生ゆひし御子に是あ^らん古事記ハ
 此三柱乃御子ハ伊弉諾神左右の御目と御鼻を洗ふ時
 にな^りぬ^ふとつふ事舊事紀第二の説此こと日本書
 紀ハ古舊事紀第一の説のおとくにしるされて其注ハ
 ハ後の兩説をえとれ^らり舊事紀日本書紀^ハに見^え
 し所ハ上世より言嗣し所同じかろ^うぎまその疑を傳
 へ^らる^る義あら^べし此ハの事す^でにかくの^ごとし
 其餘の^もと^も盡く論ずるに^まる^べら^ん

伊弉諾神功既^ハ至り徳も又大^キ也天又登りて報命しぬ
 ひ日之少宮に留り宅たよふ又幽宮を淡路洲^ハ構りて長
 隱^カましぬ^ハ事記^ハ又ハ此大神の長^ク隱^ミませし所なり古
 功^ハら^にハ^ハ拳等と讀^ミ徳^ハら^に是^ハ伊^ハ幾^ハ保^ハ比^トと讀むと
 いふ功の字よのつね^ハを讀^ミて伊^ハ佐^ハ袁^ハ斯^トといふ舊事紀
 日本書紀^ハに此神の御事を功既に至りぬとも又ハ神
 功既^ハ畢^リぬとも又^ハとれ^ハ伊^ハ佐^ハ奈^ハ岐^トと號^シま^いら^る
 せしハその伊^ハ佐^ハ袁^ハ斯^トお^しませしよ^ハ終^リる^ハ似^{たり}
 報命とハ最初天神の命と以て事依し賜ひし事のその

功既^レをりぬるを報じ申されしをいふ故り少宮讀
 び倭^ワ柯^カ美^ミ野^ノとつよと又^タ名^ナま^マり紀日本書日之少宮其處所
 不詳天^{アメノ}登^ノりて留^ルり住^スませし所と又^タ名^ナま^マり紀日本書日之少宮其處所
 の高天原^{タカマノハラ}にありしハ疑ふべうら^レ幽宮^{ユミヤ}ハ加久禮^{カクレ}能美^{ノミ}
 野^ノと讀むといふ淡路洲^{タンロシマ}ハ私記^{シキ}ハ此洲^{コノシマ}ハ最初^{サキ}又^タ生^ナ出し
 むしし所なま^マり終^ハりにも又^タか^カれ^レぬ^ルゆ^ハこ^コき^キハ終始^{シュウジ}を
 同じくよ^ヨこ^コま^マの義也と又^タ名^ナま^マり延喜神名式^{エンキノミナミ}ハ淡路
 國津名^{ツナナ}郡^ノ淡路伊佐奈伎^{タンロシマ}神社^ノ坐^スり即其幽宮をいふる
 るべし長隱^{ナガカゲ}と丸^{マル}か糸^{イト}て此宮を構^カりたまひしに神退^{カミノノ}ま
 せしにいつり^レ其^ノところ^ニに葬^マまつるをいふに似^ニたり

ち終^ハり^テ素盞^{スサノ}鳥^{トリ}神^ノ年^{トシ}まで^ニお^ケて^ハ握鬚^{ニギハヤヒ}鬚^{ヒゲ}心^{ココロ}前^{マエ}に
 至^リるまで常に啼泣^{ナミナミ}て怒^イり恨^ミむ伊弉諾^{イサノ}大神^ノみこと^ノりし
 て何^ニによりて^ラ事^ノ依^ルせし國^ノを^バ去^ルら^レて^ハかく泣^クつと
 のこおひしに姓^{セイ}の國根^{クニノネ}乃^ハ堅洲^{ツルギ}國^ノに罷^カらんとお^ハり^テ故^コ
 に泣^クつと答^{コタ}へぬし^ハあ^ハ大^オきに念^イ怒^イり^テさ^ラバ汝^ニハ
 此國^ノ又^タ住^スむべ^カら^ズん^トの^コま^マひ^テ神夜^{カミヤ}良^ラ比^ヒ爾^ニ夜^ヤ良^ラ比^ヒ給^ル
 へり此時^ノに父^ノの大神^ノ淡海^{タンカイ}の多賀^{タガ}坐^スし^テま^マり^テる^ニさ
 ら^バ天照^{アマテラス}大御神^{オホミカミ}を^ミま^マる^セて^ハ後^ノに罷^カり^テな^カと^シ請^{コト}申^ス
 きしによりて^ミこ^トの^リし^テゆ^ルし^ハは^ハひ^テ紀^キ古^コ事^{コト}記^キ
 又^タより^テし^ルん^トこ^トは^ハなり^{日本書紀}に^ハ此^ノ神^ノの^暴惡^ヲ
 又^タより^テし^ルん^トを^以て^ハ父^ノ母^ノニ^柱の^神つ^ニに^逐り^レれ^ト也

〇三十四

走りさる伊弉册神いまだ神退た
 マハざてし時のことせ心得らむ
 ハ握鬚心前は至るとハ其年の既に長じたまひしを
 いへるおり此神いなる事を怒り恨みあまひとい
 ふ事詳なる此の國に罷らんと言ひしは據りて是る
 時ハ御母乃神此御事によりて父の大神を恨みたり
 と有りしごとくにすゆる欽事依せる國を去らばハ
 最初は此神ハ天下の事を言依し賜ひしと見えたり
 き此國ハ伊弉册神の御國也根の堅洲國ハすねりし根
 國也堅洲國とハ傍國といふに同じかるべし
 仁天皇紀
 ゆゑ舊説ハ根國ハ黄泉の名也地下をいふ由見えたり

慕 疏心得らむ根の堅洲國とハ出雲國をさしいふに似
 こり伊弉册命彼國におりハはせしむハ彼國の風土
 記すも見えり古語ハ山を根といひたり 萬葉集抄
 り富士根筑波根越の白根 上世の時に根國といひしを
 などいふ即古の遺言なり
 後山陽山陰の國といふ古今此言同じり糸とをい
 ぬ所異なるに也あるは淡海の多賀ハ即今近江國犬上
 郡多賀郷也まゝハ田可とも多何ともあるせり延喜式
 に近江國犬上郡多何神社と見えハ此大神の坐せし
 神跡也淡海の字舊事紀ハ淡路と見えハ傳写の誤れ
 るなり古事記ハ淡海とあるせり夜良比ハ上古の語

古史通 卷之六 〇三六

古史通卷之二

筑後守從五位下源朝臣君美撰

かくて素蓋鳥神天は昇り坐してなほ其あしき事止時な
 し然れども天照大神愠給ふ恨こより平らなる御心
 よて相客をよぬに忌服屋を坐して神衣を合織りし時
 其服屋の頂を穿て天斑馬と逆剝り剝り墜し入る天衣織
 女見驚き機より墜る神去るに至りて大神天石屋戸を開
 て刺許母理よんあしにひて高天原皆暗く葦原中國悉
 闇として常夜行き萬神の聲狹蠅奈須満ち萬妖ことごとく
 發りぬ八百萬神憂迷ひて天安の河原は神會を集ひ

驅逐事をおくひり也

古史通卷之一終

愠恨給^ハハ古事記^ニ據^ルに御田^ノ畔^ヲ放^チ溝^ト
 埋^ラれしを^バ地^ヲ矣^ハ阿多良斯^ノ登^リ許^シ曾^シ爲^ス如^ク此^ト言^ヒ大^ホ嘗^ハ
 聞^ク看^ル殿^ニ屎^ヲ麻^リ散^ラる^トせ^シを^バ醉^テ吐^キ散^ラ登^リ許^シ曾^シ爲^ス
 如此^ト言^ヒて登^リ賀^ミ米^ヲ受^ケと^リ地^ヲを^バ阿^ト多^良斯^トハ
 嘗^ハ日本書紀^ニ注^ス新嘗^ハ作^ル纂^ス疏^ニ初^メて^ハ穀^ヲを^バ嘗^ム也^ト
 也^ト冬^ノ時^ノ祭^也と^リ釋^シたり^ハ大^ホ嘗^ハ讀^ム也^ト於^テ保^ル武^倍と^リい^ふ
 よし神代卷抄^ニ尺^ハ必^ズ吐^キハ^シ讀^ム也^ト多^ク具^ス忌^ム服^屋ハ^ハ舊^ノ事^紀丹
 理^トい^ふ飲^食ノ^物を^バ吐^キ出^ス也^ト具^ス忌^ム服^屋ハ^ハ舊^ノ事^紀丹
 齋^殿と^スる^トる^ト神^服を^バ織^ル所^ノ殿^也と^リい^ふ也^ト
 馬^ハ鹿^也とい^ふ疏^纂い^らゞ^有る^トべき^ト也^ト駁^馬を^バい^ふべ
 し逆^刺と^ハ獸^を殺^シて^後に^其皮^を剝^キを^バい^ふ也^ト足^をえ^こ
 刺^串原^所延^喜式^破乃^祝詞^によ^リに^放堀^毀畔^埋溝^重播
 刺^串原^所延^喜式^破乃^祝詞^によ^リに^放堀^毀畔^埋溝^重播
 刺^串原^所延^喜式^破乃^祝詞^によ^リに^放堀^毀畔^埋溝^重播

てその祈^リ謝^奉る^ベき^方を^バ議^リ遂^に大^神を^バ天^乃石^屋より
 出^シま^ひり^する^に及^びて^ハ高^天原^及び^葦原^中國^おの^つら
 ら^照明^うら^なる^{こと}を^バ得^つ八^百萬^神共^に議^りて^ハ素^盞烏^を
 神^に千^座置^戸を^科せ^被具^を責^て其^罪を^贖り^て遂^に神^に
 夜^良比^夜良^比也^ト此^一節^下ノ^一書^に據^りて^ハ日本書紀
 其^惡事^止時^なし^とハ^日神^ノ御^田ニ^春ハ^放堀^埋溝^毀畔
 又^重播^し秋^ハ刺^串伏^馬ノ^類也^ト放^堀埋^溝毀^畔
 こ^きと^廢る^也埋^溝讀^て美^留宇^賣と^ハ水^を田^ニ通^す
 る^溝と^土を^以て^塞く^也毀^畔讀^て阿^波那^知と^ハ水^を田^ニ通^す
 界^と壞^り毀^ふなり^重播^讀て^志伎^麻伎^とい^ふ凡^百穀^重
 糸^と種^子を^下に^時ハ^其土^を播^て穀^ノ實^{なる}事^を得^べ刺
 串^讀て^久志^佐志^とい^ふ田^間ニ^伐木^ノ事^を得^べ刺
 立^て馬^と繫^きし^秋穀^を踏^しむ^事を^得べ^刺
 其^惡事^止時^なし^とハ^日神^ノ御^田ニ^春ハ^放堀^埋溝^毀畔
 又^重播^し秋^ハ刺^串伏^馬ノ^類也^ト放^堀埋^溝毀^畔
 こ^きと^廢る^也埋^溝讀^て美^留宇^賣と^ハ水^を田^ニ通^す
 る^溝と^土を^以て^塞く^也毀^畔讀^て阿^波那^知と^ハ水^を田^ニ通^す
 界^と壞^り毀^ふなり^重播^讀て^志伎^麻伎^とい^ふ凡^百穀^重
 糸^と種^子を^下に^時ハ^其土^を播^て穀^ノ實^{なる}事^を得^べ刺
 串^讀て^久志^佐志^とい^ふ田^間ニ^伐木^ノ事^を得^べ刺
 立^て馬^と繫^きし^秋穀^を踏^しむ^事を^得べ^刺

天安河の河上乃天堅石を取り天金山の鐵を取りて鍛
 人天津麻羅を求めて石凝姥命を科せて鏡を作らむ
 天金山其處所不詳天津麻羅も又不詳此事ハ下耳も足
 とりて日像之鏡と鑄さしむるに天香山之銅を採りて天
 紀伊國日前神これなり次に天香山之銅を採りて天
 戸神を以て造らしむるに天香山之銅を採りて天
 事紀ハ尺鏡又ハ眞經津鏡とつ小これ也と尺事紀ハ尺
 紀の文を以て鐵を鍛造す銅也とつ小これ也と尺事紀ハ尺
 本書紀注の神ハ石疑姥命の子なりとつ小これ也と尺事紀ハ尺
 天糠戸之神の子也と古語拾遺と纂疏とにハ石凝姥命ハ
 天糠戸之神の子也と古語拾遺と纂疏とにハ石凝姥命ハ
 神も女神なりとつ小これ也と尺事紀ハ尺
 子也と古語拾遺と纂疏とにハ石凝姥命ハ
 天糠戸命ハ鏡作連ホの祖神也とつ小これ也と尺事紀ハ尺
 天糠戸命ハ鏡作連ホの祖神也とつ小これ也と尺事紀ハ尺

〇四

河原と志るざる其處所不詳ハ湍とハ其川の廣きとい
 ふなるべし安といふハその語の轉せし也河原とハ河
 上といふがととし天安之河原と日本紀注乃一書ハ
 市知ありさう又天ハ湍河ハ久祈謝の方を議
 事共其文殊ハ長し舊事紀古事記日本紀古語拾遺ハ
 據りてその本要をあらに注
 八百萬神天安之河原ハ集りて高皇靈神め子思兼神ハ思
 しめて常世の長鳴鳥を集めて鳴しめ思兼神ハ旧事紀
 の諸神を兼こる故ハ此名ありしと見ハ此神後ハ國
 天降をり信濃國阿知部ハ長鳴鳥ハ鷄也といハ常世ハ國
 の名その説前日出る義り取りとつ小これ

を御戸の楯に隠し立て天手力男神とも云ふ此神死
 相殿に伊國牟婁郡天手力男神社陸奥國宮城郡
 神社紀伊國牟婁郡天手力男神社陸奥國宮城郡
 名式又國々の風土記由神天手力男神
 の天之日影を繫け天香山乃天之真折と縵として天香
 山の小竹葉と手草に結び手に著鐸之牙を持天之石屋
 戸此前に庭燎を奉多汗氣伏して踏登持呂許志神懸して
 胸乳掛出て裳緒を番登に忍垂し時に高天原動て八百
 萬神共天鈿女命古事記云天之宇受命と云
 轉ぜし也古語拾遺に於須女と其神強悍猛力なるが
 故に此名あり今俗強女を於須女と其神強悍猛力なるが
 す於須志と可畏の謂なり手次此神ハ太玉命此縁也と注
 なる事ども猶下足謂なり手次此神ハ太玉命此縁也と注

百八十一
 卷之二
 〇七

禮をそのの贊也といふ義なりといひしればなるべし
 いふる上世の語にふる義といはればなるべし
 又那古武といふる義といはればなるべし
 其長白羽神ハ伊勢國麻績の祖なり奉る所なるが故なり
 名式又常陸國久慈郡天之志良波神社と云ふる義といはればなるべし
 あり常陸國天白羽神ハ天日鷲神ハ即今也云ふる義といはればなるべし
 と又此姓を祭る所也ハ神尊ハ五世の孫なるべし
 昨見神ハ此種々の物ハ太玉命布カ御幣と取持して
 こ詳ならずハ此種々の物ハ太玉命布カ御幣と取持して
 兒屋命布カ詔言禱申して種々の物ハ賢木の枝ハ
 ハもぬち神を禮するの費也ハ美氏久良ハいはればなるべし
 ハ手に執りて奠くハ義なるべしハ美氏久良ハいはればなるべし
 ハ尊大の称と又ハ此種々の物ハ太玉命布カ御幣と取持して
 神に捧ぐ辞也ハ神紀古語拾遺ハおはよる又太玉命其
 御幣を捧ぐ大辞也ハ神紀古語拾遺ハおはよる又太玉命其
 兒屋命相副て祈申されと又ハ此種々の物ハ太玉命布カ御幣と取持して

百八十二
 卷之二
 〇七

古史通 卷之二

なる今も御神樂の時人長の舞事此伎の遺風なり
し咲の字讀で恵良久といふ又樂むるをとかくいふなり
皆是上世の俗語
と又(紅毛)の俗語

天照大神其咲くを聞召し怪しくて天石屋戸を細めし開
て其由を問ひ給ひに天鈿女命こくくて汝命まよいて
貴神坐を歡樂ぬと申せし間天兒屋命天太玉命その
御鏡をさし出さしよ怪しくおわしてや御戸を開
て窺んを其隠き立ちし手カ雄命御手を取りて引出し奉
る太玉命尻久米繩をりちて御後方子引渡しこれより内
子還り入るに如と申しき大神出まはるとき高天原及び葦
原中國おのづうう照り明らうなることを得てりうく

の神俱相見て面て皆白しと手を伸して歌舞ひ阿波禮
阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憇飲憇と言ふ其御鏡
八尺鏡也此時其御鏡石屋戸又觸きて少し瑕つゝ其瑕
今もあひて猶存す日本書紀注の一書は八尺鏡なり
尻久米繩ハ回事紀又端出之左繩と云ふ即今注
連とい小物なりこ物を引渡さし其内外を界ふの注
義なり注連ハ左り繩は藁の端を出して繩を引く
日本紀又足ゆされバ端出之左繩と云ふ其内外を界
べし回事紀に由るに阿波禮と云ふ天の晴しれり阿那於
茂志呂とハ古語又凡そ阿波禮と云ふ天の晴しれり阿那於
といふりらく阿那於夜憇ハ竹の葉に聲なり飲憇ハ木
を伸して舞也阿那於夜憇ハ竹の葉に聲なり飲憇ハ木
の名その葉を振るの謂なりこれ於茂志
呂多能志敷といふの縁せと云ふなり
あににおひて八百萬神共子議りて素盞烏神に千座置戸
を斜せて其被具を責て鬚を切り手足此れを抜き其罪を

古史通 卷之二

おんすでにいて素盞鳥神其髻を纏せり五百津御須麻流
 の瓊を嚙て生す所の神此名正哉吾勝勝速日天之忍徳耳
 尊次に天之穂日命次に天津彦根命次に活津彦根命次に
 燖之速日命次に熊野忍隅命凡て六柱の日子神なり
 にゆりて素盞鳥神我更に上り来る故は衆神我と處くに
 根の國を以てし今よきに就去りなるといひし神命と相
 見ぬおるらせむハ終に離れずするに忍ぶるあさり此
 故にまゝ上り来るの今ハ見ぬおる事既に訖りぬ衆
 神乃意のまゝにあれり永罷りたる神命ハ天國を照し
 臨みぬらん平安よしおせ又我清き心を以て生せる兒

等ハ妙の命に奉るといふてつれは選り降ります天
 照大神を於ハちの六柱の日子神を取りて御子と称し
 て養ひたり此一節上の一節は通して日本書紀注の一
の注を引しし諸書は又ハ古事記日本書紀年々を
大神は逐して天に上りきつひハ初素盞鳥神父の
誓約ておる御子を生ず後その悪事やせん
まハ初素盞鳥神天に上りてその所行無状一書此説
神を逐れおりのちに天に還り上りて居ひし時に天
照大神と誓ひて最長トころに似と見ハ今古に據と
説事理はひて最長トころに似と見ハ今古に據と
してあるん
 衆神共は拒ぐとつ下日本書紀注の一書ハこれ
 より以來世は笠蓑を著て他人の屋の内に入るるを諱

の上

まこ東草を負ふて他人の屋の内み入る子を諱むられ
を犯しめのあれむ必くは解除を料すこれ太古の遺俗
也とつふるあり天を扇し國を扇まとはなほ天地を動
るはといふごとく日本書紀又此神天は昇る時子溟
海鼓き盪ひ山岳鳴り响ふらき神性雄健が然らしむる
なりといひしものごとく御身は武備を装ひゆふとハ
此神還り上りゆふを天、鉦女命又よるせて告申され
ば天照大神我那勢の上來る故たまは好意あるじ必
らん我國を奪ひむとありみ歎吾婦女なりといふとも
いんを避くべきやと語ひてまれのち御髪を解て御

髪と一御髪を結ひて御髻とし御裳を縛ひて御袴とし
其左り右りの御鬘ももまの御鬘もも左右の御手にも
おのくハ尺句玉の五百津比御須麻流を纏ひ曾比良
よハ千入之勒を負ひ曾比良よハ五百入之勒を附け太
太武伎よハ伊都之竹靴を取り佩きて弓弮を振立て堅
庭をバ向股も踏那豆美沫雪如蹶散して伊都之男建踏
建ひゆくりと足なとり御髪ハ讀で美加豆羅といふ御鬘ハ
讀で美加豆羅といふ神代巻抄よるに上世ハ男子
ハ髪をふとつみりて結ひしを美豆羅といひ其餘りの垂
のふとつみりて結ひしを美豆羅といひ其餘りの垂
逆髪をちりけり今女の髪わけといふ其遺俗なり此時

古史通 卷之二 〇五

善^ホ昇能命^ノと云るは出雲臣土師連^シの祖^ニ也
 天津彦根命^ハ天津日子根命^{トモ}云るは凡河内直山^{キレカウチノミ}
 城直子の祖^{ナリ}といはれぬ熊野忍隅命^{トモ}熊野櫛日命^{トモ}
 按ずるに天照大神素盞烏神共に誓給ひて各男女の神
 を生ゆしといふことと云れ又上古の俗言嗣^トし所^ニて
 盡く信まるといふこれ素盞烏神衆神のためは逐
 つれ衆神のため拒ま進退維れ谷^ヤりたむししにあり
 るみづうらの御子と質^シと奉り天照大神よりも質子
 給りて其危難をとくつらんこめに高天原に還上り
 むし事とかくハ言嗣^スきしなるべし又姪命を見まる

古今通 卷之二

ままひし所も御須麻流の玉を左右の掌^{タテ}と臂^{タテ}と足^{タテ}とに
 置て生れゆしとも左右の掌^{タテ}不置て生出されしとも
 又^ハ其てその生り出し所五柱^{トモ}も六柱^{トモ}といひその名
 も次第も諸書^ニ見えし所^ハの^ハ異同あり^ハ四事^ノ紀^ハ不
 を今^ハ速日命^{トモ}又^ハ速日命^{トモ}の餘を以て五柱^{トモ}とす但し日
 本書紀注の一書^ニハ忍穗耳尊の御事押穗耳^{トモ}と忍穗
 六柱と又^ハ説あり^ハ根とも忍骨とも云るし勝速日命とも吾勝尊とも申し
 とき古語拾遺にふるに此尊とハ天照大神特甚鐘爰して
 常に御腋^ニ懐^キたまひし故に稱して腋子^{トモ}と申せしと
 又^ハ其注に今俗に推子を稱して天^ノ之穗日命^ハ天之
 其轉語也といふ

古今通 卷之二

ろせずして罷らんハ忍びずと言ひしハ天倫の情をれ
を誠ニ志らるべきこと也三柱の女神ハいづきの神の
子なるを箕子として出されこりけん古よりつひもつ
わくされバ詳なる

素盞鳥神五十猛命とひきみく新羅國ニ天降り此地ニ居
ころん事と好むひりて出雲國鍛之川上鳥上峯子至り
て高志の八岐大蛇と斬須我の地ろ宮居して國神の子擲
名田比賣とひつへて妃と一ハ島士奴美神とを生い後子
熊成峯に坐してつひニ根の國ニ入ぬり
てふるん
と流る

五十猛命まことハ大屋彦神といゆ舊事紀ニ此神を有
之神とい一説ニ素盞鳥神之子といふ天降りし時多
八十種子噉ふべも樹種をりちて韓地小殖ばして盡く
以て持歸りて其妹大屋姫命抗津姫命と三柱の神共ニ
筑紫より始めて大八洲之内ニ殖播されといふ所か
して青山とす紀伊國所祭之神是也と見
之神とすといふにまれば五十讀で伊曾といふ其義
伊佐と同くその神功を稱せし所と見え
佐といふハ其語神名式紀伊國名草郡伊太祁曾神社大
音の轉せり
屋都比賣神社都麻都比賣神社共に名神大社と見え

り舊説又其伊太祁曾ハ五十猛神也といふ釋日本紀
十猛讀^{イタケ}イタケといふ神名式出雲國の韓國伊太
氏^{イタケ}神^{イタケ}社^{イタケ}紀^{イタケ}伊^{イタケ}國^{イタケ}の^{イタケ}伊^{イタケ}太^{イタケ}祁^{イタケ}曾^{イタケ}神^{イタケ}社^{イタケ}並^{イタケ}は^{イタケ}皆^{イタケ}此^{イタケ}神^{イタケ}を^{イタケ}祭^{イタケ}す^{イタケ}也^{イタケ}
皆^{イタケ}是^{イタケ}一^{イタケ}聲^{イタケ}の^{イタケ}傳^{イタケ}ぜ^{イタケ}し^{イタケ}也^{イタケ}新羅國ハいとゆる韓地即今朝鮮
東南之地也素盞烏神天降りませしより神去りませし
まての事共舊事紀古事記日本書紀亦又見し所の
文特子長しその大要をとりてここに注ん

初め素盞烏神新羅曾尸茂梨之處に降りぬり此地ハ我
居らんことを欲つべとて埴土を以て船を作り乘りて東
に渡りて出雲國簸の河上鳥上峯に至りぬり曾尸茂梨
ハ詳なるぬと又見しきどもこれハ新羅の國人神を祭
とつうさどれるとのといふ似たり埴土を以てふ孫

を作るとハ其事を神にすべきたるに肥川
出雲國ハ即今の出雲國の地歟河ハ古事記又肥川と
ふるありその國の風土記ハ多の郡鳥上峯より出づと大原の
郡ありその水原ハ仁多の郡鳥上峯より出づと大原の
り

其河上より著流下きるを見て水上に人ありとおがて
尋覓め上り往ぬに老夫と老婦と二人あり童女を中
置て泣くその名を問ぬふ老夫妻答て我ハ國神大山津
見神之子我名ハ足摩乳妻の名ハ牟摩乳女の名ハ奇稲田
比賣といふ大山津見神ハ前に足摩乳女ハ古事記ハ足名推と
賣神の生し所なるべし脚摩乳ハ古事記ハ足名推と
記にハ牟摩推と云るし日本書紀注にハ牟摩と云るま
奇稲田比賣ハ古事記に辨名用比賣と云るし日本書

紀注ハ真髮觸奇福田媛と云ふされ
神名式ヲハ久志伊奈太伎咩と云ふ

素盞鳥神又其哭よしを向孫ひしに我子もとよ了八代推
子あり高志の八岐大蛇毎年トコトに來り喫ふ今又來へき時な
るうゆゑに泣くといふ其形を向孫ふ被眼ハ赤加賀智
のごとくにして身ハ一つハ頭ハ尾ありて其身にハ蘿又
松柏相檜生ひ其谿ハ谷峽ハ尾に度ワ其腹をえるにらと
ごとく常に血爛タきたりといふ高志ハ出雲國神門郡にあ
ハ岐大蛇ハ古事記にハハ股遠コ品智トと云ふす上世の時
に或ハ大蛇といひハハ蜘蛛トといひハハ來り喫ふといふハ其
其類を殘害するのを稱トし也來り喫ふといふハ其
却奪をいふなりハ一人ハ加賀智ハ尾の地に被し被て大
頭ハ尾ありて八頭ありして八谷ハ尾の地に被し被て大

④津間櫛取成
して神鬘挿
たまひしは其鬘挿

其先夫に汝の女ハ我に奉らむやとめよひしふかしこ
し又御名を覚らんと申す我ハ天照大御神の身天より今
降りりと言ひしらバ其父母の神とらバかしこみ立奉ら
んと申すまれち湯津々間櫛取成して御鬘に挿と
まひ其父母の神と告てハ鹽折之酒を醸し又廻垣作りて
共垣又ハつ此門を作り毎門ハハつの佐受伎を結ひそ此
佐受伎とに酒船を置いて酒を盛りて待しむ御名を覚ら
むとい其貴女を奉ら人事恐きあり又いらなる神と
去りよるるせむといふ也かしこみ立奉らんとハ恐あ
きとも奉らんといふれり湯津々間櫛取成して久志
童女を隠し置きぬし事を其名の櫛取前トに被し被て久志

古史通 卷之二

あり此郡中にありとこの御室山ハ神須佐乎命御室
 を造り所なる御歌作りたる地也此の宮ハ此國の歌の
 始也古今集此序にあつた事也夜久毛都八雲立
 フなり釋日本紀又天の雲のち伊豆毛賀岐ハ色ハ
 見たり釋日本紀又天の雲のち伊豆毛賀岐ハ色ハ
 のち釋日本紀又天の雲のち伊豆毛賀岐ハ色ハ
 重墻也釋日本紀又天の雲のち伊豆毛賀岐ハ色ハ
 分ちこれハ八重也といふに都麻基賀岐ハ色ハ
 也其妃を置かす意ハ賀岐ハ色ハ
 久流ハ八重墻造る也曾能夜幣賀岐ハ色ハ
 ハ語助也す共此歌の意ハ賀岐ハ色ハ
 建極と神道執事所なり故に八雲ハ重墻と稱す
 同じると押返す句なり故に八雲ハ重墻と稱す
 詞ハ東水臣津神ハ素盞烏神と申す此國を古歌の定ま
 のハ東水臣津神ハ素盞烏神と申す此國を古歌の定ま

重墻とのよまひしハ風土記に大己貴神の部城
 山の内とめまひしハ風土記に大己貴神の部城
 なる所なまハ共山のかさなれりハ重墻とのよまひしハ
 ハ又青墻山とのよまひしハ風土記に大己貴神の部城
 其脚摩乳神を喚て汝ハ我宮の首子任すとめよまひ名を
 負ひて稲田宮主須佐之ハ耳神と名づく旧事紀ハ稲田
 島土奴美神を生むして吾兒宮前ハはすれり脚摩乳子摩
 乳也とのよまひて其二神事記ハはすれり脚摩乳子摩
 日本紀又これハ稲田宮主ハ今世の天子后宮主職
 るに釋日本紀ハ稲田宮主ハ今世の天子后宮主職
 のきも似たり又日本紀ハ稲田宮主ハ今世の天子后宮主職
 べきも似たり又日本紀ハ稲田宮主ハ今世の天子后宮主職
 ハ稲田宮主又日本紀ハ稲田宮主ハ今世の天子后宮主職
 すきハ稲田宮主又日本紀ハ稲田宮主ハ今世の天子后宮主職

其妃奇稻田姫生る所の御子の名ハ島士奴美神也申れ又
 大山津見神之女大市姫を娶りて大年神稻倉魂神等二柱
 を生むハ島士奴美神の子ハ下ニ詳也大山津見の御魂神
 の父をれちちち大和神ハ大國御魂神也
 紀子云々宇迦能御魂神と云るは
 其後素盞烏神熊成峯にましく遂は根の國に入給へ
 熊成峯其所未詳出雲國風土記神名式ナによりに熊野
 大神の社云々ハ熊野山ハ神去りませしと云るは
 根の國云々ハ初ハ伊弉諾大神根國ニ遷たまり
 リナ文と結ぶ
 きうた矢なり
 ハ島士奴美神舊事紀みは稲田姫を妃として所生之兒
 大已貴神此神又ハ八島士奴美神とも大國主神とも清

之湯山主三名狹漏彦八島篠とも清之繋名坂輕彦八島
 手命とも清之湯山主三名狹漏彦八島野とも申と云
 るはれ又其大已貴神の名ハ大國主神とも大物主神と
 も國造大穴牟遲命とも大國王神とも顯見國王神とも
 葦原醜雄命とも八千矛神とも申して並ハ名ありし
 也云るはれきり心得られず大已貴神の御事をハ島士
 奴美神とも申したるハ其名ハ八フに限るべう
 ず旧事紀云々ハ此所前後通古事記ハハ島士奴
 美神の子布波能母遲久須奴神此神之子深淵之水夜禮
 花神此神之子游美豆奴神此神之子天之冬衣神此神之

子大國主神又の名ハ大穴牟遲神也葦原色許男神也
毛八千矛神也宇都志國玉神也申して並に五名あり
とあるなり也新撰姓氏錄にありは是れ所を大己貴神
ハ素盞烏神六世の孫なる由又云まゝり日本書紀にハ素
盞烏神奇稻田姫を妃として生れしやと云はるの御子大己
貴神とあるなり又其注にハ稻田姫生所ハ清之湯山
主三名狹漏彦八島篠と申すは清之繫名坂輕彦八
島乎命と申す又清之湯山主三名狹漏彦八島野と申す
此神五世の孫ハ即大國主神也と云はるは多古語拾遺に

又云所を大己貴神を以て素盞烏神の御子と云はるの
ある所各おれじらうんすべし上古に其徴とすべ
きものなれことかくの如し但し舊事紀并に日本書紀
注に大物主大國玉神等と大己貴神とするは心得ら
ざる大國玉神と申すは舊事紀に素盞烏神の御子大年
神須沼比神の女伊弉姫と娶りて生む所の子大國御魂
神ハ大和神也とあるなり所をて神名式に大和國山
邊郡大和坐を大國魂神と言ふの即此也大物主神の
事ハ下の注に足らるなり

其後大己貴神少彦名命と共に二柱の神葦原中國乃如水

郡義保崎云
古事記注
二去書

236

古史通

卷之二

〇三十三

之羅摩船に乗りて鷓鴣の皮を内剥て衣服とし參末る
 神あり其名を問ふに答ふ所從の諸神を問へども皆知
 らば多通且久答てこれハ久延毗古問しめたまひし
 に **川**これハ神産巢日の御子少名毗古那神也と申す
 すれハ古神産巢日の御祖神を申上たまひしとあれハ
 實に我子なり子の中に我手候より久岐斯子也汝葦原
 色許男命也兄弟となりて其國を作り堅めよと答へた
 まへり **御**火之御前ハ古れち出雲國島根國五十夜之
 の小しきなるといふ心得られん天之羅摩船ハ其船
 船と云ふと加賀美といふ羅摩白藪並草の名あり倭名板
 鷓鴣及ハ旧事紀ハ鷓鴣の羽を以て衣とすと云るを

母浮漂之時子坐して相並み此國を作立つ其少彦名神
 母遂に常世國に渡りたまひぬ國中いざむ成る所を
 大己貴神獨り能く巡り造りたまひぬ **記**此旧事紀古事
 大己貴神ハ前注子詳也少彦名命ハ旧事紀ハ此神ハ
 神皇產靈神の御子と聞て天神申上り高皇產靈神
 聞とす **神**産巢日神の御子少名毗古那神と云る也
 紀古語拾遺ハ高皇產靈の御子なりと云る也又 **葦**
 原中國如水母浮漂とハ猶これ多陀用流之國といふ
 ぶとくくまて國いまだ定らざりて水母の水上に浮
 ぶとくくまるといふ初伊弉諾伊弉册の神造成たまひ
 し後此國を造り亂れし事紀古事日本書紀ハ少彦名の
 神此國再造りし事紀古事日本書紀ハ少彦名の
 し所其大要 **注**す
 初大己貴神出雲御火之御前子坐ませし時波總たり天

尊

の原は正の原は
大己貴神
の御名を色
許男

鳥鶴ハ小鳥の名也日本紀又ハ此又姿々岐とのふと
注せられこり内刺とハ其皮を全く剥取也草皮を船と
し鳥皮を衣とせんなどいふも此神の名を少名彦名と
りひしにたよる所これ古事記の體也多通且久ハ
詳なる久延彦ハ旧事紀古事記の書今ハおひて
ハ山田之曾富彦といふものなる此神足行されども天
下のものをちとくおつとらふ物也又此物天下此子を
のにおどろくおのそむつとらふ物也又俗の言嗣がしこ
ちとくおのそむつとらふ物也又俗の言嗣がしこ
ろおのそむつとらふ物也又俗の言嗣がしこ
り葦原色許男とハ醜如なごいひしごとくに此神の形
のにおろくおのそむつとらふ物也又俗の言嗣がしこ
む此御名を敷ひとまひおのそむつとらふ物也又俗の言
彦名神とカと勤心を一つにして天下を経營きはひ
又顯見蒼生と畜産のた免に其療病之方と定め又鳥獸
昆蟲之災害を攘む人ごめ又其禁厭之法を定められぬ

ちを以て百姓今に至るまであはれ恩頼を蒙れ
り經營の字讀むこと造の字のごとし顯見の字讀む予
牛馬の類也療病之方ハ即醫藥之方也鳥獸昆蟲之災害
とハをばておのそむつとらふ物也災をなし害をな
厭之法ハをばておのそむつとらふ物也災をなし害をな
頼むべきをいふなりと又おのそむつとらふ物也災をな
其後少彦名神ハ熊野之御崎ハ行き至てつひに常世
國ハゆきませりまごハ淡島ハ到りて粟莖ハ彈也渡り
る常世郷ハいづりあはれきと申ん也熊野の御崎
不詳淡島ハ伯耆國風土記ハ相見郡西北の餘戸の里ハ
粟島あり少彦名命粟子彈きて常世國小渡りたまひ
地なるが故ハ粟島といゆや又常世國常世郷ハ
旧説みれこれ蓬萊をさしり常世國常世郷ハ
子文徳實録ハ齋衡三年十二月常陸國鹿島郡大洗磯前
子神降りて人ハ憑るるあり我ハこれ大奈母知ガ洗磯前

筑後守從五位下源朝臣君美撰

天照大神天忍穗耳尊の尊免に高皇產靈神此女栲幡千千姫命を納めて其妃となせし天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊天饒石國饒石天津彦彦火瓊瓊杵尊二柱の皇孫生を

まに 四事紀小 據り

栲幡千千姫ハ思兼神の妹也 纂疏ハ栲ハ木の名也 義ニあらば手繰といふに速見郡袖富郷乃中に栲樹多 生ず常に栲皮を取りて木綿と見 郡袖富郷乃中に栲樹多 といふと栲皮をとりて木綿と見 郡袖富郷乃中に栲樹多 名抄の木綿ハ讀んで由布といふ 栲樹又ハ木綿といふ上 きのものなりと見

出たよひて大國主神とカをあらせて大造之功を成さ しまぐれき神名式ニ大和國城上郡大神大物主神社と 見えしハ三輪社といふ物にて此時大己貴神のつ きて祭られし所これよりち甘茂大三輪の氏の祖神 主と申はハ大己貴の御ことハ大己貴の御事にて大物 此後大己貴神つひに能くその大造の功を成さよひし らハ國造之神とも所造天下大神とも申せしなるべし

皇孫や古舊事紀天照大神高皇產靈尊相共生む所
 なるゆゑに天孫といひまゝ皇孫と稱すと云ふれ
 たり神代卷抄に天照大神の孫なりと云ふは天孫とい
 ふは高皇產靈の孫なりと云ふは皇孫と申すといふ
 ことと云ふは按むる日本書紀注の一書に高皇靈尊兒
 萬幡姫兒玉依姫命此神天忍骨命の妃となりて天之杵
 火置瀨尊を生む一ツ名勝速日命の兒天大耳尊
 此神丹鳥姫を娶りて兒火瓊杵尊を生まんとみえ
 り此説よれば忍穂耳尊の妃ハ栲幡千千姫ハ
 まさか栲幡千千姫の御女にてまゝ也
 尊ハ忍穂耳の御子にてまゝ也
 御孫みてまゝ

又萬幡豊秋津師比賣とも萬幡姫とも栲幡千千姫とも萬幡姫とも命とも

經

古の俗其樹の皮を乃をき白絲と緯て布を織る白木綿
 といふ所の即これ也よと纂疏に幡ハ讀み機乃と
 千々ハ萬の數なり機杼の多きをいふ女功の車又ハ萬
 織を本とする故に取て名とする也と云ふ事又ハ萬
 幡豊秋津師比賣とも萬幡姫とも栲幡千千姫
 天萬栲幡千千幡姫とも申す日本紀妃讀で美賣といふ
 御女といふことと云ふは天照國照天火明
 櫛玉鏡速日尊又ハ天火明命とも天照國照天火明尊
 と云ふ鏡速日命とも膽杵磯丹杵穂命とも
 毛神饒速日命とも（姓氏録）申す天鏡石國鏡石天津彦彦火
 瓊瓊杵尊又ハ日子番能通通藝命とも（古事記）火瓊瓊杵尊
 とも天之杵火火置瀨尊とも天杵瀨命とも申し（日本書紀注）

X

まはなり纂疏を上古之事傳聞を得ぬまはいよと決
すべらうんを冠たり然るを萬幡姫兒玉依姫と申は
を一人の御名なり天大耳尊と申す忍穂耳尊の一名
みておらう丹鳥姫ハもれち栲幡千千姫なりと
いふ説あり神代卷抄本文すでに分明也多言を費すべらう
は纂疏の説其義正したる似たりをべて此等の事ども
其疑を闕くみハさうは

初天照大神命いたまひ豊葦原中國ハ我御子正哉吾勝々
速日天忍穂耳尊の所知之國と言依し賜ひ高皇產靈神ハ
百萬神と會へく其國神を言趣しめを議らうと云ひ

天穗日命をく國體をえせし免られ天國玉神之子天
彦日天之麻加古弓天之波々矢を賜りて遣されささう
天彥彦八年のつとるまで復命をささげ無名雉をつら
ハしてその由を問はしめしめ此神天彥彦がためは
射られつら経津主武御雷の神等をしてその國を平定
せりふれしにむよび大國主神其子事代主神並はその國
を避り奉まり二柱乃神等諸不願國神と謀伏せ天は昇り
て復命をすつ此一節下の一節は通して日本書紀ハ
節をいれしにわ
うちむるん
大國主神其子事代主神等並は其國を以て天孫乃きめ

古史通 卷之三

高皇產靈神天照大神の命を以て天安河之河原二百萬
 神を集て思兼神と思ハハめて此豊葦原の水穂國ハ我御
 子のまらさむ國と言依したまへる國なりおり此國
 二ハ道速振荒振國神等多ふらるらんいづき此神を以て

古史通 卷之三

四〇

賀詞等に見れし所各異同ありきその文亦長し其大要
 撮りてあに注す天照大神之命を以て豊葦原千秋
 長五百秋長之水穂國ハ我御子の君さるべき地也と言
 依し賜ひ天降しこまひきさるに天忍穂耳尊天之浮橋
 多々志て豊葦原の水穂國ハ伊多久佐夜藝有祁理
 と言ひて還上りて降りまさるを陳さへり豊葦
 私記は據るに此國ハ肥饒豐富之國也致肥美之地ハ
 葦草多生ずるゆゑにこまにたりて喻ふと見れり極多
 秋長五百秋長と云ふ私記ハ千五百といふハ古ハ極多
 之數とす由兄と云ふ私記ハ千五百といふハ古ハ極多
 ハ瑞穂國の義なるをさるれ纂疏ハ遠事紀日本書紀ハ
 之延喜式祝詞ニハ皆々水穂國と云ふれども古事記並
 地の縮訓ハ同じくを録し其義ハ異也これハ水穂と
 いふ前に又義最長を録し其義ハ異也これハ水穂と
 てなるべし伊久佐夜藝有祁理と云ふハ伊久ハ甚と
 いふぶととし佐夜藝有祁理と云ふハ伊久ハ甚と
 れ争ひて騒ぎ亂れし謂なるべしハ最初ハ其國分
 總耳尊此國ハ天降りまさる中路にして其騒亂を
 還上りてまひきさる也

古史通 卷之三

に止りていふ事天神の詔のごとく天佐具賣神其言を
 聞て天稚彦は語りて此鳥ハ其鳴音甚悪し射殺すべし
 やいひて出さむ天稚彦を天に天神の給ひし所の天
 之波士引天之加久矢を持て去れ射つ所の矢逆射
 上げ天安河の河原又坐す天照大神高木神の御所
 及べり此高木神とハ高皇産靈神の別名也高木神其矢
 を取りて見さふ天稚彦は賜ひし物にしてその羽
 ムハ血つきまらむれつ諸神等に示すまひて或ハ
 天稚彦命と誤りて惡神と射さるし所の矢なむむハ
 天稚彦は中らじ或ハ邪心あらんハ天稚彦此矢まで

麻賀禮と言ひて其矢を取て衛返し下したまひし
 天稚彦の寐とりし高曾坂中りて死る今諺にいふ稚
 乃頓使又返矢忌むとつ小事の本これ也稚の使の事
 所ハ古事記よる也日本紀ハ無名雉と云るされし
 を天書ハ此神ころされて報命を得ず又其功名無き
 によて此名を得たりと見ゆ心得られ無名といひ
 しハ其賤者なるの謂なるべし猶今もつやしき人を称
 して名もなきもの也なごつハ古へより乃遺俗と見
 らる此雉と檀と粟田豆田よりて無名雉檀をつらハされし
 つらハさる雉名鳴を問ハきしに思兼神等無名雉と申
 すにふりて雉名鳴を問ハきしに思兼神等無名雉と申
 射られぬこれ諺に雉の頸使とつひ又豆見て落居る鳩
 といふ事縁なりと云るされたりさるハ初より文
 され無名雉といふもの射殺されしもありき又古事
 雉の無名雉といふ無名鳩といふもの射殺されしもありき又古事

古史通 卷之三

乃ち天に聞え、^ハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭聲風は響^ト
 る天に聞え、^ハ天にある天雅彦の父天津國玉神及^ト
 びその妻子降り來りて其處に喪屋を作りて哭悲し^ト
 此時阿治志貴高日子根神到りて天雅彦の喪を弔^ト
 ひしと天雅彦の父とてその妻皆その手足をせり懸り
 る我子ハ不死有邪理我君ハ不死坐邪理とひいて哭悲
 しと阿治志貴高日子根神其死人は比穢すを怒りて
 佩せる斗掬劍を按てその喪屋を切り伏せ足を以て蹶
 放ちて遣る美濃國藍見河之河上にある喪山とつと
 の此也其切きる大カの名ハ大量とひいよくハ神度叙

也もい阿治志貴高日子根神飛去りし時よその妹下
 照比賣命其御名をあらはさんことをおひて歌作

阿米那流夜游登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須麻
 流美須麻流通阿那陀麻波夜美多通布多和多良須阿治
 志貴多迦比古泥能迦微曾也此歌ハ夷振也下照比賣の
 えしと^ハ古事記に^ハ天降りてその所ハ天雅彦乃死せし所
 雅彦の父と妻との天降りてその所ハ天雅彦乃死せし所
 就て^ハ古事記に^ハ天降りてその所ハ天雅彦乃死せし所
 杵築神社子天若日子神社ありこれハ天雅彦乃死せし所
 又ヤ又後又其神を^ハつぎ祭する所なるも^ハあるべし
 旧事紀日本書紀^ハハ其父の神疾風を^ハして其柩を天
 又事紀日本書紀^ハハ其父の神疾風を^ハして其柩を天

古史通 卷之三

進らせし也磐裂根裂神ハ旧事紀日本紀注ハ
垂る血湯津石村ニ走り就きてなれり神名磐裂根裂神
とつふと又下總國香取郡布都志神とも
旧事紀ヨリ下總國香取郡布都志神とも
齋之大人神とも號すハ此神東國檝取地主と
しり延喜式ヨリ香取坐坐伊波比主命と
しり延喜式ヨリ香取坐坐伊波比主命と
殿子イフ
武御雷等の神出雲國伊耶佐の小濱に降り到りて高木神
の命を以て大國主神と問て汝乃宇志波祁流葦原中國ハ
天照大御神詔して我御子此知らん國と言依し賜ふ汝心
いむといふ大己貴神此神等の來りし事必らば我處
來きもあざさる事と疑てゆるされど二柱の神其

下下字

武御雷等の神出雲國伊耶佐の小濱に降り到りて高木神
の命を以て大國主神と問て汝乃宇志波祁流葦原中國ハ
天照大御神詔して我御子此知らん國と言依し賜ふ汝心
いむといふ大己貴神此神等の來りし事必らば我處
來きもあざさる事と疑てゆるされど二柱の神其

十掬劍を抜て逆浪穂ニ刺立る劍の鋒ニ踞坐て天神の
命を以て此二柱の神と問て此國を馳除平定む汝意いり
避つるづや否やと問ぬ大己貴神我ハ得申さじ我子
ハ重事代主神これ申すべしや答へ申さる此時ハ其子事
代主神ハ鳥遊し魚釣て御火之崎ニ出行しを天鳥船神を
つりて徴來りしやて問たふに事代主神其父の神
ハ報るに恐こし此國をバ天神の御子に立奉りしと申
記りて是れもちその船を踏傾けて天逢等と青柴垣又
成て隠きぬにちり所なり伊耶佐の小濱ハ旧事紀日本書
紀ヨリ五十田狹之小濱と云るるの處所未詳大國
主神すれち大己貴神なり汝乃宇志波祁流とハ宇志

古史通 卷之三

くるなり屋舎といふぶらととと纂疏ハとととこれと
 二柱の神今汝の子事代主神ハ如此申しぬ
 申さるべき子也と問ふ大國主神答へらわく我子
 建御名方神なりあれを除去と申さるるめ
 誰ぞや我國に來よして忍びよのびに物のつらふを
 其の力競せんとおぼえば我ら其御手を取らむとい
 てもみよりて手を取るに立氷は取成し又劍の刃は取
 成して懼き退を其手と乞歸して若輩を取ることと握

りて投離まばれりち逃去と追往神科野の國羽の
 海に迫りて殺さんととるに及びて建御名方神恐こみ
 を申して莫殺しとまひそ我此地を除て他所にゆらト又
 我父大國主神の命は違はば我兄八重事代主神之言は違
 此葦原中國ハ天神御子之命のまにとて獻すと申す
 此れハ古事記并に加事紀よりてとる所なり健御
 名方神主神の御號方富命ともいふ大邑貴神の子
 訪事社主神の御號方富命ともいふ大邑貴神の子
 郡南放美坐神と云ふ也千引の石ハ前式又文に
 大石を取らるる石をりり立氷ハ義多致と古
 俗に取らるる石をりり立氷ハ義多致と古
 大石を取らるる石をりり立氷ハ義多致と古
 字ハ大石の字と誤るるや若輩は對しぬ詞なり

古史通 卷之三

大國主神又問ふ我子等すでにさくひ申しつ我き違
 つし此葦原中國ハ命のまにく獻る我子等百八十神ハ
 まれりち事代主神ハ御尾前となりて仕奉らば違ふ神ハ
 あるじゆ我防禦あるバ國內諸神必しんかめく防
 禦てむ今我避り奉る誰の順をぬりのちむやと申給ひ
 その國平し時杖りし廣予を以て二柱の神又授りて我此
 矛を以て國を治せつらま功成せることあり天御子も
 し此矛をりちて國を治めたりまかなるん平安ありま
 きむ今我ハ百不足八十隄又長く隱きて侍らむといひ
 して遂まか隠れおんこれ旧事紀日本書紀よりし
 るすところなることなり

〇十六

古史通 卷之三

二柱の神更に還り來りて汝の子等二柱ハ天神御子の命
 のまにく違ふことなりんと申し詠ぬ汝の心つうへと
 となすべしといふ人あり善本を得ざればなやま
 字をあらうなりて解しむと記ゆゑにまがみり
 叙する若くはかくのとおと若草ハ葦の嫩きなり我國の
 俗弱比若くは二字其声同じきなりて若の字と假り
 て弱の字となして用ゆも旧事紀古事紀等の記すは天
 し所すかにかくのうとくたれをその由り來る所久し
 きなりて建御名方神牛引石と手末又撃しといひ二神
 の手と大刀刀劍と取成せしなりとつらとこれよりい
 るへの俗言嗣ぎしと後とすといふとこれよりい
 旧事紀は建御名方神の手と乞歸し投離たりハ二神
 の中つづきの神とつらとを乞歸されざるハその文
 の疎漏なりなり古事紀は建御雷神又天鳥船神と副
 てつらハされしと記すは建御雷神と天鳥船神と副
 きしも投離られしも建御雷神とつらとハその文
 あり神科野國ハ即今の信濃國なり川羽の海
 ハ今の諏訪のうづみといふなり

古史通 卷之三

神名式小よるに大和國葛下郡葛木倭文坐天羽
 神紀注の書初天神經津主武御雷等の神を日本
 原中國を平定しめられハ時二神申さく天の惡神あり
 名ハ天津甕星といふハ天香背男と名づくあり
 此神と謀りて然後下り葦原中國を撥んと請ふと
 又前後取異同あり故に今附す此時歸順ひし首
 渠ハ大物主神及び事代主神を於り名八十萬神と天高
 市に集へし帥みえ天昇りその誠款之至る事を陳も
 高木神大物主神又汝とし國神と妻とせば我なる汝と
 疏心ありと思ひし故に今我女三穗津姫命を以て
 汝を配て妻とせむ宜しく八十萬神を領て永み我御子
 のためは護り奉れと乃こまひて還し降したまひきこ

〇十九

とる氣さり披とハ披衣之披のごとと纂疏見
 きバいあへ云處の玉衣を披れしとをかくあると
 已貴神といつき祭所とて五畿七道之國々ありて大
 うんちこれ此國地主の神よて經津主神をれりち岐神を
 おちしき者討ち殺さるあり經津主神をれりち岐神を
 郷導となし周流削平て命よ逆ふりのを誅し歸順
 ひのをバ撫す日本書紀注丹二神遠又耶神及び草未石
 ころりとり星神香が背男のそり倭文神建葉槌命と
 つらちりいもれりち服ひぬ倭文神の歸順さるをり草
 とつふと又いこり邪神とハ國神の類をいふあり
 木石之類とハいこり其青人草の類をいふあり
 星神香背男ハ國神の名と又ハ事紀ハ天又
 文造等の祖天羽槌神とハ倭文神ハ葉槌神ハ常陸國
 倭文と出す地ハ坐常陸國又出所也とハ倭文とハ布
 又文と出す地ハ坐常陸國又出所也とハ倭文とハ布
 今常陸國久慈郡倭文神社ハ此神を祭る所也

古史通 卷之三

旧事紀並日本書紀注の一書よる所なり首渠とハ
 その國神の長をいふ也大物主神ハ前み足し大國主
 神乃伊都大神奉りきし倭の御諸山坐すところ
 ち三輪の大神なり八十萬神とハ百萬神といふが
 と一高市大神とハ高市ハ八百萬神といふ諸神集會
 之義を取る一ハ大和國高市郡結城郡高市郷と
 兄をとり天照大神の石屋戸久慈郡高市郷と
 集會せらるる所ハ常陸國高市郡高市郷と
 いふなり又高市郡高市郷とハ高市郷と
 所をさし高市郡高市郷とハ高市郷と
 ひこと高市郡高市郷とハ高市郷と
 得るそのゆゑなり凡高市郡高市郷とハ高市郷と
 産靈神の御名を得し事多し三穗津姫命ハ高皇
 あら其國を避奉りて高市郡高市郷とハ高市郷と
 て歸順せし高市郡高市郷とハ高市郷と
 孫の藩衛を命じし高市郡高市郷とハ高市郷と
 所ハ大國主神ハ高市郡高市郷とハ高市郷と

原又桑り上りたよみきこれすれりち大國主と大物主
 との別神としておりて其證を分明なり
 あらに於て天照大神の命を以て天忍穗耳尊豊葦原の
 中國又天降りまゝ又及びて其の御子櫛玉饒速日尊と
 て代て降りまゝことを請奏したるいしかば詔し許し
 せよみ天璽瑞宝十種を以て饒速日尊に授けたまはる
 高皇産靈神の命を以て三十二部の神等又五部の神を副
 て並に防衛となされ五部造天物部等二十五部をひき
 ておのト兵仗を帯て天降り供奉して代て櫛玉饒速日
 梶取かを率領しめて天降り供奉る饒速日尊の天降りた
 説よりりて旧事紀のみみしる所と
 なるすなり後これなるべし

の孫と天湯津彦命安藝國造天神魂命葛野鴨縣主の
 又の神皇産靈天三降命豊田宇佐國造の祖○按むるに
 尊の又とれ天三降命豊田宇佐國造の祖○按むるに
 り天日神命對馬縣主天乳速日命廣野神麻績天八坂彦
 命伊勢神麻績天伊佐布魂命倭文連の祖とり小姓氏
 倭文連乃祖なり建葉槌神の建葉槌神の子と伊岐志通保命
 山代國造天活王命新田部直天少彦根命鳥取縣主天事湯
 彦命畷尾連の祖事湯彦命天辭代命の別名なり欽
 天表春命信乃阿智祝天下春命武藏秩父國造の祖以
 子天月神命壹岐縣主の祖神名式と據るに一岐國一
 也の祖と又岐郡は月讀神社と注大社と據るに一岐國一
 主の祖と又岐郡は月讀神社と注大社と據るに一岐國一
 么に祖と又岐郡は月讀神社と注大社と據るに一岐國一

〇三二

三世之孫天村雲命これ額田部宿禰天の祖なり又元々
 集は度會郡坐す宮崎度會氏といふ天御中主尊十二世
 孫也又命一名後小橋命といふ天降るれしと現るに此神
 之瓊々杵尊の御前より立つての神甘る降るれしと現るに此神
 あり天背男命山背久我直木の祖といふ姓氏録より
 ろびな天背男命山背久我直木の祖といふ姓氏録より
 〇按むるに神魂五世の孫天背男命といふ姓氏録より
 下天現るに神魂五世の孫天背男命といふ姓氏録より
 下天現るに神魂五世の孫天背男命といふ姓氏録より
 天根命の子天御影命天造日女命等阿墨連天世平命直久我
 の天斗麻祢命額田部湯坐連の祖姓氏録より天津彦
 祖天御陰命の兄天背男命尾張中嶋海部直等命の祖なり
 弟なるなり天背男命尾張中嶋海部直等命の祖なり
 えりりなり天背男命尾張中嶋海部直等命の祖なり
 所傳寫式一字と誤れる天背男命尾張中嶋海部直等命の祖なり

波といひ多くハ齋の義と云々天之磐船天
津磐境天之磐座天之磐鞍ホのなごんこれなり
天翔りとハ東南の海を巡り行きゆふとつぬるなり
河内ハ古の凡河内國和泉國ホの地即今の河内和泉ホ
の國の地なり河上峰ハ峰の字讀むこといふなりや
あまみんちも傳へらるるなりちと其處所も未詳神名式
コ大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社とみえハ
此尊の天降りちせし始と建られし所とやある白庭
山未詳大倭國をれり今大和國なり饒速日尊天磐船
のりて大虚空をかりて行き是郷と巡視て虚空見日
本國ハ是欽とのこまひと又みこり日本書紀とみえ
し如も旧事紀の

饒速日尊天神御祖の詔とるけとまひ天磐船に乗て天翔
りまひて河内國河上の峰に降りまひをぬりち大
倭國鳥見の白庭山遷り坐ん其の國神の女御炊屋姫と
娶りて妃と御子姪むことありいよご生れり時と及
及ぶて饒速日尊神去らん高皇產靈神の命正以て
天速飄神降り来りてつゆ天上に還し葬奉りた
天磐船ハ私記と磐といハ堅磐之義也と云々こりさ
れど天磐船といハ天磐戸といハつごごといハ伊
波といハ齋の字の意のぶとぬるなり
神功皇后新羅
を征しとつ
伊波御船と天地山海の神と齋祭と古之俗と稱して伊

古史通 卷之三

女ハ舊事紀カミヤマトハ長髓ナガヅメ彦ヒコノ妹御炊屋イヒヤ姫ヒメを娶ウメり給たり
 と又カミヤマトハ長髓ナガヅメ彦ヒコハ日本書紀ニホノキタヒニ長髓ナガヅメハ邑ムラの本ホ跡アト也ナリ
 炊屋イヒヤ媛ヒメ亦モ名ナハケケテ長髓ナガヅメ媛ヒメトハ鳥見屋トリミヤ媛ヒメトス
 古舊事紀コキョウジキニヨリ高皇産靈タカミムスヒ神カミ饒速日ニギハヤヒ尊ノミを天降アメノリしたま
 ひしハのちに御ミコト申コト心ココロ以ヨリ怪オモシしク思オモひマさス事コトありて
 速飄ハヤヒ神カミハ命イナヒ降ノリしキはふコ果ツしテ饒速日ニギハヤヒ尊ノミ神カミ去サり
 哀泣カミミナナシハ速飄ハヤヒ命イナヒトシテ其ソノ柩コウを天上アマノニ奉タテマしメ日ヒ七ナナ
 夜ヨ七ナナ夜ヨ遊ユ樂ラク哀アハレ泣ナクちテ葬カミミナシ斂ツクりマさスへルと又カミミナシ八ヤチ日ヒ八ヤチ夜ヨ啼ナク哭ク
 の俗ノニハ葬斂カミミナシ之時トキニ或シハ七日ナナヒト七ナナ夜ヨ或シハ八日ヤチヒト八ヤチ夜ヨ啼ナク哭ク
 し悲カミミナシ歎ナクふコトありト又カミミナシ心ココロとリ前マエニ又カミミナシ天アメ雜カミミナシ亥カミミナシの死シせ

〇三六

古史通 卷之三

支シニシよシらシれテ饒速日ニギハヤヒ尊ノミ各オノづクりテ虚空見日ソラミツヒとシれバ天アメ翔トビり
 本國ホノクニとシのコトハシとスるコトされタまシり
 此コノ時トキハ大空オホソラニ又カミミナシ山ヤマありシを今イマちシニ至イりテ
 見ミこシよシハ此國コノクニハ彼山ソノヤマの外面ソノウラハニある所トコロなりトのコト
 云イハふニ也ナリに耶麻登ヤマノトの國クニといハなりト耶麻登ヤマノトとシふ
 ハシ即ツキ山ヤマ外ウラ也ナリ舊說コウセツニ或シハ山ヤマ戸ド跡アトなりトいハ或シハ山ヤマ
 跡アトサシりトいハ山ヤマ類ルイハ皆オノこれ其本義ソノホノイミニ合アはハるコトに似ニたり
 旧說コウセツトハ弘仁私記コウニシ序延喜開題記コノキタヒホとシ大倭オホヤマトとシふ
 諸家オノオノの說セツどシもシをシりテ大倭オホヤマトとシふ
 日本ニホノとシふコトとシふコトとシふコトときトキ也ナリ皆オノ是後代ソノノチノトキニ今字イマノジとシ假用カキマシ也
 所トコロハシれバ假用カキマシゆルもシ所トコロノ字ジハ古語コノコトノの本義ホノイミニシたり
 二ニもシあリるコトハ或問オノオノニ又カミミナシ説セツハシきリるコト也ナリ其國ソノクニ神カミの

古史通 卷之三

子神又入坐しけ^レ後^レ其^レの^レ後^レ又^レ饒速日命其妃の夢にを^レし^レて^レ其^レの^レ子^レ
 我^レ形見物のごとく^レも^レけ^レを^レれ^レの^レち^レ天^レ重瑞宝あり^レ天^レ羽々弓^レ天^レ
 羽々矢あり^レ又^レ神衣帯と手貫と三物と^レバ^レ登^レ美^レ白^レ庭^レ村^レに^レ
 葬^レ飲^レて^レ御^レ墓^レ作^レれ^レとの^レと^レよ^レひ^レを^レり^レに^レ
 味問見命ハ讀^レで^レ字^レ麻^レ志^レ麻^レ弥^レ乃^レ命^レと^レり^レ此^レ命^レの^レこ^レと^レハ
 猶^レ下^レに^レ見^レえ^レと^レり^レ形^レ見^レ物^レと^レハ^レ其^レの^レ人^レの^レ物^レと^レ見^レて^レ其^レ形^レと
 見^レる^レが^レお^レと^レく^レな^レる^レの^レ謂^レ也^レ天^レ重^レ瑞^レ宝^レハ^レ前^レに^レ見^レえ^レと^レり^レ此^レ弓
 矢^レハ^レ饒^レ速^レ日^レ命^レ天^レ降^レり^レる^レ時^レに^レ所^レ御^レ物^レ也^レ神^レ衣^レ帯^レハ^レ其^レの^レ

〇二七

し時の^レり^レ事^レ紀^レ又^レし^レ所^レハ^レ日^レハ^レ夜^レ啼^レ哭^レ悲^レ極^レり^レ
 め^レと^レ云^レふ^レ古^レ事^レ記^レ又^レハ^レ日^レハ^レ夜^レ以^レて^レ遊^レぶ^レと^レ又^レ云^レふ^レ
 り^レその^レ遊^レ樂^レと^レは^レ死^レせ^レし^レ心^レの^レ神^レと^レ樂^レぶ^レあ^レる^レの^レ義^レ
 こ^レして^レ哀^レ泣^レハ^レその^レ親^レ戚^レの^レ啼^レ哭^レす^レる^レの^レ謂^レ也^レ
 速^レ飄^レ神^レハ^レ叙^レ日^レ本^レ紀^レ又^レよ^レる^レに^レ日^レ本^レ書^レ紀^レに^レ云^レふ^レ疾^レ風^レと
 相^レ同^レじ^レと^レ又^レ云^レふ^レ疾^レ風^レハ^レ風^レ神^レ也^レと^レ纂^レ疏^レに^レ云^レふ^レ疾^レ風^レと
 説^レい^レる^レあ^レる^レべ^レき^レあ^レれ^レハ^レ此^レの^レ時^レに^レ使^レと^レり^レし^レ神^レの^レ
 名^レを^レ云^レふ^レは^レ速^レ飄^レ命^レと^レも^レあ^レる^レま^レれ^レきた^レと^レハ
 神^レとい^レふ^レ事^レの^レも^レ雷^レ神^レと^レハ^レあ^レる^レ
 饒^レ速^レ日^レ命^レ神^レ云^レふ^レ時^レに^レ其^レの^レ妃^レコ^レ命^レと^レり^レ汝^レの^レ生^レむ^レ子^レナ^レリ
 男子^レな^レる^レむ^レる^レ味^レ問^レ見^レ命^レと^レ名^レづ^レあ^レる^レも^レし^レ女子^レな^レる^レム
 ハ^レ色^レ麻^レ見^レ命^レと^レ名^レづ^レけ^レと^レ言^レい^レま^レ其^レの^レ生^レき^レま^レり^レ及^レび^レて^レ日^レ

古史通 卷之三

遺衣帶也手貫ハ即リ多射鞬也讀タメキ太沼岐トハ倭名
 物今いふ所の弓小手ハその遺制也此皇孫神去りト向
 ひハ後に其妃の夢ヲとシへキ給ハ其御子ト傳ヘウニ
 し物共ハ後に果して天神御子の表物トなりき神武天皇東征
 之日ニ其羽々矢ト歩ヲ辭トとス足ヲれルてハ饒速日尊ノ
 天神の御子ナるコトトふルめヲりテ天ノ璽ヲ瑞ノ
 宝ヲ得ルふコトトふルてハ此皇孫の御ヲ齋ト特ト又モイ
 寵異セられキ其事ハ日事紀日本紀ホニ詳チ又モイ
 に其柩ヲバ天ニ奉テ葬ス斂ラれトふシらバ御身ヲみ
 きラれハ三種の物ヲその國ニ葬ス斂シめラれトハ
 黄帝の冢ニ唯有斂鳥在セり事のおとし列仙傳ニ神名式
 又モ久シ大和國城上郡等弥神社或ハ其神跡ヲも知
 るべうハ陸奥國宮城郡志津神社遠江國敷智郡津
 氣里神社又駿河國有度郡松城神社加賀國石川郡神田
 神社ホその國々の風土記ニよリに皆是此神ヲり
 き祭ル所ナり○初天神御祖天忍穗耳尊の御代トして
 饒速日尊ヲ天降シとすひシとハ舊事紀ニ又モイハハ
 ちハみスるハらズ然ルに古事記日本書紀ホニハ
 此事ヲとスるハれズ日本書紀神武天皇の紀ニ終ニ天神
 之子櫛玉饒速日命ト申ス天降リませシとスるハさ
 きハくトもハつグもノ天神の御子也トも又モイハ纂疏ニ
 ハあれ正統ヲ尊シとシ義也ト又モイハ其説心得ヲれオ

遺衣帶也手貫ハ即リ多射鞬也讀タメキ太沼岐トハ倭名
 物今いふ所の弓小手ハその遺制也此皇孫神去りト向
 ひハ後に其妃の夢ヲとシへキ給ハ其御子ト傳ヘウニ
 し物共ハ後に果して天神御子の表物トなりき神武天皇東征
 之日ニ其羽々矢ト歩ヲ辭トとス足ヲれルてハ饒速日尊ノ
 天神の御子ナるコトトふルめヲりテ天ノ璽ヲ瑞ノ
 宝ヲ得ルふコトトふルてハ此皇孫の御ヲ齋ト特ト又モイ
 寵異セられキ其事ハ日事紀日本紀ホニ詳チ又モイ
 に其柩ヲバ天ニ奉テ葬ス斂ラれトふシらバ御身ヲみ
 きラれハ三種の物ヲその國ニ葬ス斂シめラれトハ
 黄帝の冢ニ唯有斂鳥在セり事のおとし列仙傳ニ神名式
 又モ久シ大和國城上郡等弥神社或ハ其神跡ヲも知
 るべうハ陸奥國宮城郡志津神社遠江國敷智郡津
 氣里神社又駿河國有度郡松城神社加賀國石川郡神田
 神社ホその國々の風土記ニよリに皆是此神ヲり
 き祭ル所ナり○初天神御祖天忍穗耳尊の御代トして
 饒速日尊ヲ天降シとすひシとハ舊事紀ニ又モイハハ
 ちハみスるハらズ然ルに古事記日本書紀ホニハ
 此事ヲとスるハれズ日本書紀神武天皇の紀ニ終ニ天神
 之子櫛玉饒速日命ト申ス天降リませシとスるハさ
 きハくトもハつグもノ天神の御子也トも又モイハ纂疏ニ
 ハあれ正統ヲ尊シとシ義也ト又モイハ其説心得ヲれオ

本書紀オに又^ハし所天忍穗耳尊と申すハ^其の實ハ素
蓋烏神の御子也と申すハ其説相^皆同^也然るに舊事紀
日本紀オに據^ル時名大己貴神と申し素蓋烏神の御
子と又^ハえこりさらバ忍穗耳尊^並其御子瓊々杵尊と
大己貴神の^其時と同^トく^ス也^給也^給論むる^ニ
^及古事記日本紀注の一書姓氏録オに據^ル時名
大己貴神ハ素蓋烏神六世の孫み^テヤ^シヤ^シと又^ハえ^ト
り^カ此説^ニ據^ルバ素蓋烏神の御子と^其の六世の御
孫と時と^同れ^ドく^ス也^給也^給心得^ルれ
ずと^ツム^ズ又日本書紀の説^ニ據^ルに神武天皇東征

の日に饒速日^尊命其衆を帥^テ歸^リ順^ムと又^ハえ古事記古
語拾遺オの説^ニ是^ニ又^ハ同^トれ^ド其の饒速日^尊命と^ツム^スも
の舊事紀^ニ又^ハ同^トれ^ド其の瓊々杵尊の御兄な^ル也^給也^給ハ其
御弟の曾孫と時と^同れ^ドく^ス也^給也^給是又^ハも
^最心得^ルれぬ^事也^給也^給其大己貴神の事ハ^モ古^クハ
^置て論^ゼん^ニ饒速日^尊命の御^事也^給也^給ハ舊事紀^ニ又^ハ同^トれ^ド所
と以て徴^トし^テ比^シこ^ト此神天^ニ又^ハ同^トれ^ド時^ニ
天道日女命と娶^リ生^マし^テ天香語山命と申^セハ
神武天皇と^其時と同^トく^ス也^給也^給ハ有^ベう^ト
今世^ニ傳^フ所^ノ旧事紀の天孫本紀^ニ又^ハ同^トれ^ド所^ノハ

之ちく宇麻志麻治命とつよふ似ころを其文の重
 復せし事疑ふべし其麻治とつひ間見とい
 ひ真手とつひし其音の相近として轉じ訛りしもの
 二似くまとも舊事紀に據るに饒速日尊の神去りゆせ
 し時にその妃の命にて汝の生む子男なりんよハ味
 間見命と名づけよと言ひしを又これハ饒速日の御
 子ハ味間見命と申せしことハ疑ふべし
 ハ味間見命の子を可美真手命と申し可美真手命の子
 を宇麻志麻治命と申しけりもまゝ味間見命の子を可
 美真手命ともまゝを宇麻志麻治命とも申しけりもま

るべし按ずるに舊事紀日本書紀古語拾遺姓氏録
 中に宇麻志麻治命を以て饒速日尊の御子なりとま
 まれしありとへが我國の初高天原に成神の御名
 を天御中至尊と稱しきその後高皇產靈尊代々の
 るまで世々相襲てこれ天御中至尊と稱せしこ
 やれごとくに饒速日尊の御後世々相襲て饒速日尊と
 稱しけりハ宇麻志麻治命の事也古事記日本書紀古
 語拾遺ホハ饒速日命其衆也帥て歸順めとハまゝ
 きしなるべし又舊事紀に饒速日命天降りて長
 髓彦の妹御炊屋姫と娶りまはしと又事とを日

本書紀了ハ神武天皇鳥見の長髓彦と戦ひこまひ一時
に長髓彦使してむうし天神の子天より降り止りぬ
と號して鏡速日命と申奉るこれ吾妹三炊屋姫と娶
りてつゝ御子あり其の名と可美真手命と申すとい
ひ送りし由をさるるに三炊屋媛の名ハ長髓媛
亦鳥見屋媛といふや注せしむるさるる天降りま
以鏡速日尊に其の妹をまゐらせしもの神武天皇と
戦ひしやの事し心得るまぬこと似たり日
本書紀に據るに鳥見といひ長髓といひハ並に地名
りて長髓といひハ鳥見之邑に屬せし地なりといふ

まづ此地名によりて其の國神をいせ々相襲て鳥見彦
とも長髓彦とも稱せしなるべし舊事紀より初り天
降りたり鏡速日尊の妃とすこれしや此の長髓彦の
妹の名ハ御炊屋姫と申せしことこれ又疑ふべ
かづば其の後神武天皇と戦ひしやの事ハ長髓彦
を申せしもの妹ハその名と長髓媛とも鳥見媛とも
つゝかりたるべし古事記に登美毗古の妹登美毗賣と
るせしものもこれ此也諸書に及し所を併せて推
考めしバおのづかり疑ふべし又これら考むべき所
かならぬに似たり凡そ上古の神聖其號多く及るもの

多斯^タ鳥^ニ築^{ツク}紫^シ日向^ヒ之高^{タカ}千^チ穂^ホ之久^ノ士^シ布^フ流^ル多^タ氣^キ又^マ天^{テン}降^クりあ^ハん
 天^{アマ}忍^ノ日^ヒ命^{ミコト}天津^{アマツ}久^ク米^メ命^{ミコト}二人^ニ天^{アマ}之^ノ石^{イハ}鞞^キ取^トり負^ネひ頭^{カブ}椎^{ヅメ}之^ノ大^{オホ}
 か^カと取^トり佩^ハき天^{アマ}之^ノ波^ハ士^シ弓^{ユミ}を取^トり持^テち天^{アマ}之^ノ真^マ鹿^カ兒^コ矢^ヤを^ヲ手^テ
 扱^ハミ御^ミ前^{サキ}に立^ツて仕^ツ奉^カり吾^ア田^タ乃^ナ永^ナ屋^ヤ笠^カ波^ハ之^ノ前^{サキ}に至^ツり
 ち^チいて此^{コノ}地^チハ韓^カ國^{クニ}向^ムき永^ナ屋^ヤ笠^カ波^ハ之^ノ御^ミ前^{サキ}又^マ直^チりて朝^{アサ}日^ヒ
 之^ノ直^チ刺^ス國^{クニ}夕^{ユフ}日^ヒ之^ノ日^ヒ照^{テル}國^{クニ}也^{ナリ}故^{カレ}此^{コノ}地^チハ其^{ヨキ}吉^チ地^チと詔^{ヨリ}りて底^{ソコ}
 津^ツ石^シ根^ネ宮^{ミヤ}柱^{ハシ}布^フ斗^ト斯^シ理^リ高^{タカ}天^タ原^{ハラ}又^マ冰^ヒ椽^ケ多^タ迦^カ斯^シ理^リ又^マ坐^マ坐^マ
 古事記より
 元々集^ミに^ヨるに皇^{ミコ}孫^マ二人^ニ先^{サキ}又^マ饒^{ニギ}速^{ハヤ}日^ヒ尊^{ノミ}を降^クされ後^{ノチ}又^マ
 瓊^{ニギ}々^{ハヤ}杵^シ尊^{ノミ}を降^クしこまひ一^{ヒト}なり天^{アマ}兒^コ屋^ヤ命^{ミコト}天^{アマ}太^タ玉^{タマ}命^{ミコト}天^{アマ}鈿^{ニギ}

貴^キ命^{ミコト}石^シ凝^{ニギ}姥^{ハヤ}命^{ミコト}玉^{タマ}祖^ソ命^{ミコト}又^マ此^{コノ}と也^{ナリ}前^{サキ}又^マ此^{コノ}五^イ柱^{スツ}
 の神^{カミ}ハ先^{サキ}又^マ饒^{ニギ}速^{ハヤ}日^ヒ尊^{ノミ}の降^クり又^マ時^{トキ}又^マ去^サるが^ハれし
 所^{トコロ}なり饒^{ニギ}速^{ハヤ}日^ヒ尊^{ノミ}神^{カミ}去^サりた^トき又^マ後^{ノチ}又^マ天^{アマ}又^マうへり昇^{ノボ}り
 夜^ヨを^シ瓊^{ニギ}々^{ハヤ}杵^シ尊^{ノミ}に^モ去^サるが^ハれし
 み又^マこり舊^{コノ}事^{コト}紀^キ古^{コノ}語^ゴ拾^シ遺^イ又^マに^ヨるに高^{タカ}皇^{ミコ}産^ウ靈^{マシ}神^{カミ}の勅^{ツケ}
 又^マ我^ワハもれ^ハのち天津^{アマツ}神^{カミ}籬^シと天津^{アマツ}磐^{イハ}境^{サカ}を起^{オコ}樹^シて我^ワ孫^{マコ}の
 ため^{ため}に齋^{イハ}るべし汝^ニ天^{アマ}兒^コ屋^ヤ命^{ミコト}天^{アマ}太^タ玉^{タマ}命^{ミコト}二^ニ神^{カミ}宜^イしく天津^{アマツ}
 神^{カミ}籬^シと葦^{アシ}原^{ハラ}中^{ナカ}國^{クニ}又^マ持^テ渡^ワりて又^マ我^ワ孫^{マコ}乃^ナく^ハめ^ハに^ツつぎ奉^{タテマ}
 つれられ汝^ニ二^ニ神^{カミ}共^ニ殿^{ミヤ}内^{ウチ}又^マ侍^{サマ}ひて能^ヨく防^マ護^ゴる^{コト}と
 せよとの^タまひ^マた^タ天^{アマ}太^タ玉^{タマ}命^{ミコト}弱^{ヨク}肩^カ又^マ太^タ手^テ繩^ヒを^カけ

古史通 卷之四

にえへこり常世思兼神ハ常世ハ國名前にえへこり思
 兼神ハ舊事紀又思兼神ハ前代事取持て政を為よ
 と詔したまひしと又ゆ古事紀の文おれに
 又言依しこまふ所ハ後代乃執政大臣の職事と以てせ
 られしぬるべし
 前の事を取て政をせよとハ皇孫の御
 前又仕奉りて政事をつらさるとるべし
 との手力男神ハ前又えきり天石戸別神ハ神魂命に
 義也
 子あて多采連の祖也櫛石窓神也もつ御門之神と
 いふこれなり
 姓氏錄又多采連ハ神魂命の子天石都倭
 居命也又ゆ神名帳ハ神魂官御門に祭る
 神に櫛石窓神此鏡ハ專我御魂として吾前を拜むる
 たり
 伊都岐奉れとハ古語拾遺ハ我子宝鏡を視むる

と吾を視るがごとく共に床を
 て以て齋鏡といふと詔したまふなり
 此鏡ハ神
 入皇第十代の朝庭崇神天皇の御代の始
 詔のち神と皇と並て一所坐すれども漸其
 神威と良きまひて倭國笠縫の邑ニ磯城神籬と立
 神鏡と草薙劍とをうつし奉る第十一代の朝庭
 仁天皇の御代ニつに伊勢國五十鈴宮ニ鎮坐す
 るその詳なりことハ倭姫命世紀御鎮坐本紀
 さればあに天之石位ハ舊事紀日本書紀又天磐座
 ハ住せ
 又と
 るありとも
 本紀又
 もつり
 此の説い
 都伎奉りし御座とつに似くり天之八重多那雲ハ其

古史通 卷之四

日本記より日向國
之高千穂峯と云ふ
マル其注に引く
書には日向國日向
十穂峯と日向國
之十穂峯と云ふ
と日向國之高千
穂峯と云ふ
と云ふ

乃外又およびされば奇石降るとはいひなり多氣
ハまのハ高嶽なる高千穂之久志布流嶽ハ即今土俗
甚きくして常に霧島嶽の際におき此名を得たり
まといに嶽頂に周圍三許りに細石を置きて繞り
制最奇古にして其銅鐵を辨すべし猶今にあり其
皇孫天降りおせし時に建らるれ所の天之御柱と
りて其西乃嶽火井あり土俗れを御池といふ時
の發する時に山嶽震動して炎烟天に漲りて破石の
地に飛下ること速におろす神名式は日向國諸懸郡
霧島神社といふ也此嶽東南乃麓あり橘小門の檉原の神
跡ありといひ上右の俗は久志といひ久志備とい
ひ久須志といひ久志といひ久須志といひ久須志とい
字を假用ひて久志といひ久志といひ久須志といひ久須志とい
舊事紀ハ筑紫日向高千穂檉觸之峯と云ふ

之高千穂漆山峯とも云ふされり其の襲と云ふ
ハ舊事紀ハ熊襲國を建日別といふと云ふ所
私記又襲國ハ日向國嚙嚙郡なりといふものなり
此也私記又ハ日向國上世日向大隅薩摩三國の地
ハ大隅國と隸す漆山ハ日本書紀に注に讀んで曾富
理能耶麻と云ふと云ふハ其義いさゞ詳ならず楯日
ハ即ハ神火也事紀日本書紀に假用ひられし今
字によりて強てその説を天忍日命ハ舊事紀ハ大伴連
の遠祖と云ふなり天津久米命ハ舊事紀ハ大伴連
祖天穗津大來目と云ふされり饒速日尊又仕奉

乃外又およびされば奇石降るとはいひなり多氣
ハまのハ高嶽なる高千穂之久志布流嶽ハ即今土俗
甚きくして常に霧島嶽の際におき此名を得たり
まといに嶽頂に周圍三許りに細石を置きて繞り
制最奇古にして其銅鐵を辨すべし猶今にあり其
皇孫天降りおせし時に建らるれ所の天之御柱と
りて其西乃嶽火井あり土俗れを御池といふ時
の發する時に山嶽震動して炎烟天に漲りて破石の
地に飛下ること速におろす神名式は日向國諸懸郡
霧島神社といふ也此嶽東南乃麓あり橘小門の檉原の神
跡ありといひ上右の俗は久志といひ久須志とい
ひ久須志といひ久志といひ久須志といひ久須志とい
字を假用ひて久志といひ久志といひ久須志といひ久須志とい
舊事紀ハ筑紫日向高千穂檉觸之峯と云ふ

日本書紀

りて天降りし天物部の中久米物部とて此れ
 旧事紀又足名たり天津久米命ハ彼久米物部を領せ
 し神ヲヤまここの物部此事にや詳なる常陸国久慈
 邑あり穂津久慈其語相近く来目久米其語相同じとら
 天穂津大来目と云いハ高皇產靈尊五世の孫大伴連乃
 て其名を得姓氏録ハ高皇產靈尊五世の孫大伴連乃
 遠祖天押日命大来目部皇孫の御前立して日向國高
 千穂峯に降せりと云ふこり部を以て鞆負部とて天鞆
 負部之號こりにおこれり雄略天皇之御代は大伴室屋
 大連奏し請ふて父子衛門廂圍之職をこりちつうさど
 るこれ大伴佐伯二氏左右の廂圍をつらさどるこり
 縁也と云ゆこれ後代は左右の衛門を鞆負と號せり
 との縁と云べしこれ涼和天皇の御諱を避申すゆゑなりと

旧説にハ小なりカと按ては古事紀古事記の書月
 本書紀ハ小なりカと按ては古事紀古事記の書月
 天降しカ小所なりカと云ふハ高皇產靈神の詔し
 の孫御前仕奉りカと云ふハ高皇產靈神の詔し
 べきの天磐磐鞆ハ舊事紀日本書紀等に天磐鞆と云ふ
 事あり天磐磐鞆ハ舊事紀日本書紀等に天磐鞆と云ふ
 る磐石ハの字並に讀て伊波と云ハその義と云ハ
 齋鉏と云ハ齋の字のごとし其物を敬する乃稱也又前
 天磐磐の注に詳なり又按ては古事紀古事記の書月
 悠紀主基と云ふこと共申来り所ありと云ふハ頭植之太
 刀ハ纂疏ニよるに劔首の植のごとくなると云ハ今
 人帶く所の劔此形ありと云ふされしものと私記ハ
 未詳と云ふハ天之波士弓天之真鹿兒矢ハまへに
 少吾田ハ地名日本紀又彌那國ハの薩摩國とい

に向きとハ三韓の地に向ふなりその地を號して吾田
 やつひし名によりて直るとのさすひ出さべきこめに
 ちが韓國に向くとのさすひ朝日直刺とあはれぬのさ
 ひて又タロ日照とハのさすひこれ我國の文辭を
 うべ故此地ハ其吉地とハ此吾田の地ハいハゆ吉
 地なるとハのさすひなり底津石根ニ宮柱布斗斯理高天
 原に氷椽多迦斯理とハ上世の俗ニ言壽などつひし詞
 なり延喜式大殿祭り祝詞の言壽の字注に古語ニハ
 底津磐根ハ延喜式祝詞にハまた下津石根ともみえ
 りふうくして固かるべきを極め云ふの詞なり宮殿造

らきし御柱なり布斗志利ハ布斗ハ太なり志利ハ知な
 り大敷立廣敷立なりいふさごと高天原ハ高くして
 遠くなるべきハ極めいふの詞なり氷椽ハ讀て比疑と
 いふすハハち千木なり又樽風氷木の字を假用四
 千木時て堅魚上るハ上世宮殿之制也即ハ今ハ神社
 ハその遺制ありなり多迦斯理ハ多迦ハ高なり斯理ハ
 知るり高く標すの謂なりとてあはれに又ハとて
 ハわとへハ周の禮ニ惟王建國辨方正位とて四方を別
 のごとくなるべし周禮ニみえり辨方とハ四方を別
 を識し晝ハ日中乃景を参へ夜ハこれを極星ニ考ふる
 と四方を別つとハのさすひなり正位とハ宮室朝廷之位を

定むると
いふなり

初彦火瓊杵尊天降りたまむとす時^ハ天之八衢^ヤ又居
て高天原^{タカマノハラ}又上^ノ光り葦原^{アシハラ}中^ノ國に下照る神あり天照大神高
木^ノ神の命を以て天鈿女^{アメノメノメ}神ハ手弱女^{テノヨクメ}なれども伊弉^{イハ}迦布^{カフ}神
也^ハ面勝神^{オモケノカミ}也專^ニ汝^ニ往^リて誰^カそ^レ其出居^ル故^トを問^フふと
言^ハひつらつれしに彼神答^ヘて我ハ國神名ハ猿田毗古^{サルタヒコ}
神^ニより出居^ル故^ト天神の御子天降りたまむとき^ニて御前
に仕奉^ルるも^ハ汝^ニめに參向^テ侍^リと申^ス汝ハ我^ニに先^ニ立ちて
ゆらん^ハ我^ハも汝^ニ先^ニ立ちてゆらん^ハと問^フふに我先啓
行むと答ふま^ニ汝ハ何處^ニに到^リ皇孫ハ何處^ニに到^リ坐^ス

む^ハと問^フふに天神之御子ハ筑紫日向高千穂久士布流
之峯^ノに到^リたま^スべし我^ハも伊勢之狭長田五十鈴
川上^ニ到^リたま^スべし我^ハを顯^ハしつら^ハ汝^ニなり汝^ハ我^ニを送^リ
致^スすへしと^ハ天鈿女^{アメノメノメ}神還^リて復命^スす果^シて先期^ノの
とくに皇孫ハ筑紫日向高千穂久士布流之峯^ニに到^リたま
ぬ^ハに仕奉^ルるも猿田毗古^{サルタヒコ}神ハ汝^ニを送^リ奉^レれ又其神の御
名ハ汝^ニ負^ヒ奉^レれと天鈿女^{アメノメノメ}神^ニみま^スのりし^ハ天鈿女^{アメノメノメ}
神遂^ニて猿田毗古^{サルタヒコ}神を送^リ致^シて還^リ至^ルる^ハを以て猿
女君^{サルメノミコ}ハ其猿田毗古^{サルタヒコ}之男神の名^ヲ負^ヒて女^ヲを猿女^{サルメノメ}君^ト呼
ぶ事^ハ其縁^也也^ハ古事記并^ニ古事紀^ノより所^也也

天之八衢ハ旧事紀云天八達之衢と云る事ハ衢とハ
 必^ス四方四隅ニ相通するの謂也云々ハ數を尚ぶ
 通する道の衢と云ふは云々ハ數を尚ぶ
 の義也高天原ニ上光り葦原中國に下照るとハ云々
 天神^タチ^給所と云々上津國^{カンクミ}と云々其の餘ハ
 下津國と云々の謂なり旧事紀ニ據るに八達之衢ニ居
 する神其鼻の長さ七咫^{ナアソビラ}背長さ七尺餘^{ナヒロアマリ}七尋^{ナヒロ}と云ふべし
 口尻照り耀き眼ハ八咫鏡のごとくに^{ナカシテ}その面赤き
 こと赤酸醬^{アカカサ}のおと^{ヤソヨロシ}八十萬神を^{ナカシテ}向^{ナカシテ}り^{ナカシテ}の^{ナカシテ}あ^{ナカシテ}と^{ナカシテ}
 くに^{ナカシテ}目勝^{ナカシテ}て^{ナカシテ}相^{ナカシテ}同^{ナカシテ}ふ^{ナカシテ}ことと^{ナカシテ}得^{ナカシテ}と^{ナカシテ}又^{ナカシテ}と^{ナカシテ}り^{ナカシテ}纂^{ナカシテ}疏^{ナカシテ}云^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}す

と云ふはハ七咫^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}ハ鼻の長さ^{ナカシテ}五尺六寸^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}
 其背の長さハ八咫^{ナカシテ}と云ふは^{ナカシテ}尋^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}ハ尋^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}
 今世諸神祭儀ニ赤面長鼻の假面を蒙り稱して玉皇^{ナカシテ}と
 合せてこと^{ナカシテ}目勝^{ナカシテ}て^{ナカシテ}相^{ナカシテ}同^{ナカシテ}ふ^{ナカシテ}ことと^{ナカシテ}又^{ナカシテ}と^{ナカシテ}り^{ナカシテ}纂^{ナカシテ}疏^{ナカシテ}云^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}す
 手弱女^{ナカシテ}と^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}即^{ナカシテ}女^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}女子^{ナカシテ}の^{ナカシテ}弱^{ナカシテ}質^{ナカシテ}と^{ナカシテ}云^{ナカシテ}ふ^{ナカシテ}べし^{ナカシテ}
 伊牟迦布神と面勝つとハ居向ふ人の畏れて面を對
 する^{ナカシテ}こと^{ナカシテ}必^{ナカシテ}あ^{ナカシテ}ら^{ナカシテ}ぬ^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}旧事紀^{ナカシテ}云^{ナカシテ}ふ^{ナカシテ}る^{ナカシテ}に^{ナカシテ}高^{ナカシテ}木^{ナカシテ}神^{ナカシテ}天^{ナカシテ}
 鈿賣命^{ナカシテ}ヲ^{ナカシテ}勅^{ナカシテ}り^{ナカシテ}して^{ナカシテ}專^{ナカシテ}汝^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}られ^{ナカシテ}人^{ナカシテ}ノ^{ナカシテ}目^{ナカシテ}勝^{ナカシテ}つ^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}天^{ナカシテ}鈿^{ナカシテ}女^{ナカシテ}神^{ナカシテ}ノ^{ナカシテ}こと^{ナカシテ}
 と^{ナカシテ}云^{ナカシテ}ふ^{ナカシテ}べし^{ナカシテ}との^{ナカシテ}云^{ナカシテ}ひ^{ナカシテ}し^{ナカシテ}と^{ナカシテ}又^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}た^{ナカシテ}ら^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}天^{ナカシテ}鈿^{ナカシテ}女^{ナカシテ}神^{ナカシテ}ノ^{ナカシテ}こと^{ナカシテ}
 女神^{ナカシテ}なり^{ナカシテ}ども^{ナカシテ}其^{ナカシテ}名^{ナカシテ}と^{ナカシテ}え^{ナカシテ}ら^{ナカシテ}し^{ナカシテ}と^{ナカシテ}又^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}た^{ナカシテ}ら^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}天^{ナカシテ}鈿^{ナカシテ}女^{ナカシテ}神^{ナカシテ}ノ^{ナカシテ}こと^{ナカシテ}
 せし故に其名とえら^{ナカシテ}し^{ナカシテ}と^{ナカシテ}又^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}た^{ナカシテ}ら^{ナカシテ}ハ^{ナカシテ}天^{ナカシテ}鈿^{ナカシテ}女^{ナカシテ}神^{ナカシテ}ノ^{ナカシテ}こと^{ナカシテ}
 猿田毗古神

古史通 卷之四

ハ自稱して國神といひしに據きバ即今常陸國鹿島郡
 猿田之邑あり土俗稱して高天原といふ所ニ相近き
 地方也その出居じ地たるが故に此名を得たり歟旧説
 云ハ此神ハ即足彊神なり今の道祖神なりつづルの
 ところへも人のさゝきに出る神也といへり神代狹
 長田五十鈴之川上とハ狹長田ハ或ハこき地名とさし
 いふこや五十鈴宮といふべきためみりり所なるに似
 たり又旧事紀ニ鐵鐸の字讀て佐那岐といふと五十鈴川
 上ハ度會郡宇治郷ニあり即今天照大神鎮座す所是
 也伊賀國の風土記ニ據るに伊賀國ハ猿田毗古神始り

られし所なり始ハ伊勢加佐波夜之國と其其女吾娥
 津娘命天神の天降り給まふ所の金鈴を守りしこと
 によりて其の地を名づけて吾娥之郡といふその後郡
 名を以て國名として伊賀國といふハ吾娥之音轉せ又
 しせと見へこり太神宮御鎮座本紀ニ神魯岐神魯美命
 伊勢加佐波夜之國ニ大小之金鈴五十四をりて投降さ
 きしなど又みしハ此説コヤよりぬらんさらはまら猿
 田毗古の到きりといふ所ハその加佐波夜之國とさし
 いふ歟元元集ニ金鈴の事大小五十といふハ非也又
 説コヤ倭姫世紀に五十鈴の字に古久志呂宇遲之國ハ宇治
 土公祖太田命が國なりしと宇遲之五十鈴川上の地を

進^ス所^ニよりて其地^ニ天照大神を鎮め祭^ルれし
 と又^スこりその太^ニ命ハ猿田毗古の神高^ニて奥^ニ玉神
 の是^ニあり猿田毗古神とバ汝送り奉れと勅ありしハ此
 神前に申せしごとくに御前^ニ仕奉りて皇孫ハ日向國
 二到^リ給^フひぬ^ル今^ノ又此神の前^ニ奏^シ詰^ヒしごとくに
 汝送りて伊勢國^ニ致^スべしとなり神名式^ニ又^スし遠
 江國葦原郡服織田神社ハその國の風土記によるに猿
 田毗古と天^ニ鈿女との二神を祭きりといふ其送り致さ
 されし時の神跡なるにやそのことハ詳^クあ^リん^ルその神
 の御名ハ汝負ひ仕奉れとい^ハ旧説^ニ又^ス鈿女の名を改めて
 猿女とい^ハ今^ノ神宮^ニ子良之子とて少女のあ^リハ

天^ニ鈿女命の子孫^トなりと又^ス神代^ノ後世猿女君之
 苗裔の少女互^ニ稱^シて君といふこれを尊びてなりと
 又^ス神名式^ニ又^ス甲斐國八代郡梓^ノ神社ハ
 天^ニ鈿女を祭る所なりと其國の風土記^ニ又^ス其義^ヲ詳^クに
 ありゆきに梓^ノ神社^ニ坐す梓^ノ神社^ニ此神を祭る所
 なりとや^ク詳^クなり○古事記日本書紀并^ニ其注に
 引^キし諸書^ニ據^リるに^テ天照大神高^ニ神の命を
 以て天^ニ忍^テ穗耳尊ハ葦原中國を去^リし^ニ言^フ依
 した^リて天^ニ降^リし^ニ其國^ニ又^スハ多^クに道^ヲ速^ク振^テ荒^ラす

大國主の神カミをして其あしせし葦原中國を避奉りし
 大國主の神カミをたまひしとつふことをもく又なほにの御とめに
 あるべき瓊々杵尊の天降りまはし時に藤田毗古神の天
 之八衢より出居て皇孫ハ筑紫日向高千穂之峯に到り
 ふべしと奏して御前より仕奉りて果して先期乃如くに
 筑紫日向高千穂之峯に降り坐せしとみえしハ觀る
 のまはしく思と致すべき事也
 彦火瓊々杵尊大山津見神の女木花之佐久夜比賣と如と
 して火照命火須勢理命火遠理命三柱也日子神と生ま
 り火遠理命ハ天津日高彦火々出見尊四柱の御子坐し
 又ハ火明命火進命火折命彦火々出見尊四柱の御子坐すと
 也
 此まこハ火酸花命彦火々出見尊二柱の御子坐すと申
 也彦火瓊々杵尊神去りまはし到りて筑紫日向可愛之
 山陵又葬奉りてまはしと古事記也
 皇孫の御子生れまはし事旧事紀古事記也の書よ
 るに初皇孫海濱に遊幸ませし時事勝國勝長狭まはしの
 秀起る浪穂之上に八尋殿を起て手玉も玲瓏も織紐し
 少女ハ誰の女子耶と問多あひしに大山津見神の女等
 大石長比賣小木花之佐久夜毗賣まこハ神阿多都
 比賣と申すと答へ申す所の父神も乞ひ遣はされし
 大に歡喜して二女をして百取机代之物を持しめて奉り

古史通 卷之四

大國主の神カミをして其あしせし葦原中國を避奉りし
 大國主の神カミをたまひしとつふことをもく又なほにの御とめに
 あるべき瓊々杵尊の天降りまはし時に藤田毗古神の天
 之八衢より出居て皇孫ハ筑紫日向高千穂之峯に到り
 ふべしと奏して御前より仕奉りて果して先期乃如くに
 筑紫日向高千穂之峯に降り坐せしとみえしハ觀る
 のまはしく思と致すべき事也
 彦火瓊々杵尊大山津見神の女木花之佐久夜比賣と如と
 して火照命火須勢理命火遠理命三柱也日子神と生ま
 り火遠理命ハ天津日高彦火々出見尊四柱の御子坐し
 又ハ火明命火進命火折命彦火々出見尊四柱の御子坐すと
 也
 此まこハ火酸花命彦火々出見尊二柱の御子坐すと申
 也彦火瓊々杵尊神去りまはし到りて筑紫日向可愛之
 山陵又葬奉りてまはしと古事記也
 皇孫の御子生れまはし事旧事紀古事記也の書よ
 るに初皇孫海濱に遊幸ませし時事勝國勝長狭まはしの
 秀起る浪穂之上に八尋殿を起て手玉も玲瓏も織紐し
 少女ハ誰の女子耶と問多あひしに大山津見神の女等
 大石長比賣小木花之佐久夜毗賣まこハ神阿多都
 比賣と申すと答へ申す所の父神も乞ひ遣はされし
 大に歡喜して二女をして百取机代之物を持しめて奉り

古史通 卷之四

めるこれ我子ハあぢかあはるに國神之子なりんと
 言ひぢれバ妾娠めり子ハ天神の御子ニアハバ子
 ぢむハ幸^{サチ}ありと答へ申されりも^{サチ}振^{サチ}り無^ウクハ尋
 殿を作りてその殿の内に入りて^{サチ}と^{サチ}以て塗り塞^キて産
 む時ニ臨^ミて其殿ニ火つけて産むるの初ニ生れ
 ず御子の名ハ火照命次ニ生れず御子の名ハ火須勢
 理命次ニ生れず御子の名ハ火遠理命次ニ天津日
 高彦火々出見尊と申し奉る凡此三柱の御子ハ火^ソ害^ソ
 ふことあるは母も少損小所なり時に竹刀を
 以て其兒の臍と截^ツる其棄し竹刀終^ルニ竹林^{タケノコ}ニなりし故

古史通

こり其饌の盛りなるをいふあはるに古事記ニ改め
 紀子誓約の字を借^カ用ひしをいふあはるに古事記ニ改め
 る^セ木花之阿麻比能^ハ微^ハ木花之雨日而巳なりあはる
 し^ハ木花之阿麻比能^ハ微^ハ木花之雨日而巳なりあはる
 石長比賣を幸^{サチ}と^{サチ}いふ木花の雨ふると常石堅石
 又まはるる事^ハ早^カに^カいふ木花の雨ふると常石堅石
 つろひ^ハ落^ル事^ハ早^カに^カいふ木花の雨ふると常石堅石
 媛と父の神と共^ニに^カいふ木花の雨ふると常石堅石
 長姫の呪咀せ^ハれ^ハと^{サチ}いふ木花の雨ふると常石堅石
 等の御壽長^ハと^{サチ}いふ木花の雨ふると常石堅石
 纂^ル疏^ニよ^リに^カいふ木花の雨ふると常石堅石
 此呪咀^ハよ^リに^カいふ木花の雨ふると常石堅石
 ぢ^ハり^ハと^{サチ}いふ木花の雨ふると常石堅石
 り今産ま^レん^ベき^ト時^ニなりぬ天神の御子私^ニ産^マる
 べ^クに^カいふ木花の雨ふると常石堅石

古史通

誓ひて火をつけられしにおのゝその火の中より躡誥
 一書云々木花同耶姫命生也と云るをきり又日本書紀注
 見命とみ~~花~~老~~花~~此等の叢説おの俗生し子の脛帯を載
 刀讀下阿乎比衣とつ小我國之俗生し子の脛帯を載
 の生長つ事竹のごとく始めたりと祝むるの義也と又ゆ
 其竹刀竹林と化りしなるといふも又上世の俗言嗣し所
 たり即今薩摩國阿多郡鷹屋郷あり~~花~~按ぎるに我
 國之古俗子凡其子に命する~~ハ~~或ハ其父祖の名を取
 り或ハ其母其乳母等の名を取しことありとゆふ也
 木花之佐久夜比賣生~~ハ~~たまひ御子等火を以て命せ
 らし~~ハ~~御父を~~ハ~~彦火瓊々杵尊と申し御母ハ火産靈

鹿葦津姫怨~~ミ~~憤りて御子等と共ニ無戸室入り居て
 子~~ハ~~聞喜も生きたせし皇孫其子等を~~ハ~~無戸室入り居て
 てつ~~ハ~~又四事紀の一説ハ吾田鹿葦津姫一夜~~ハ~~吾皇
 とし~~ハ~~又四事紀の一説ハ吾田鹿葦津姫一夜~~ハ~~吾皇
 御子火蘭降命次に~~ハ~~按ぎるに日本書紀ハ初~~ハ~~生
 手見命と云るせり~~ハ~~按ぎるに日本書紀ハ初~~ハ~~生
 志~~ハ~~これハ吾田君小橋等の本祖也火遠理命ハ折命と申
 乃命とも又火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 火酢芹命とも火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 世~~ハ~~し~~ハ~~命とも火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 等~~ハ~~が始祖ハ饒速日尊也饒速日尊を~~ハ~~火明命と申せ
 祖~~ハ~~と注せし~~ハ~~誤~~ハ~~あ~~ハ~~と云る~~ハ~~古事記ハ火明命と申せ
 乃命とも又火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 火酢芹命とも火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 世~~ハ~~し~~ハ~~命とも火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 等~~ハ~~が始祖ハ饒速日尊也饒速日尊を~~ハ~~火明命と申せ
 祖~~ハ~~と注せし~~ハ~~誤~~ハ~~あ~~ハ~~と云る~~ハ~~古事記ハ火明命と申せ
 乃命とも又火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 火酢芹命とも火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 世~~ハ~~し~~ハ~~命とも火蘭降命とも火進命とも火遠理命ハ折命と申
 等~~ハ~~が始祖ハ饒速日尊也饒速日尊を~~ハ~~火明命と申せ
 祖~~ハ~~と注せし~~ハ~~誤~~ハ~~あ~~ハ~~と云る~~ハ~~古事記ハ火明命と申せ

類娃郡讀で江乃といふ倭名抄は尺を所^吹の代又大
 隅薩摩^吹の地いまごてうれむしてすべし日向國とい
 ひし時のことによきなり山陵ハ今義解又帝王墳墓
 ハ山のごとく陵のおとし故^吹
 山陵といふと見^吹大^吹吹^吹
 火須勢理命よく海幸を得^吹よ^吹故^吹は海幸彦命と號し火
 遠理尊のよ^吹山幸を得た^吹よ^吹故^吹は山幸彦命と號すされ
 ど兄命ハ風雨あるごとくに輒其利を^吹し^吹る^吹弟尊ハ風雨
 又逢へども其幸た^吹ご^吹ん^吹誡^吹よ^吹その幸と相易^吹あ^吹る^吹み^吹つ^吹ひ
 に各其利を得^吹よ^吹して其幸と返^吹さ^吹ふ^吹とす^吹る^吹に^吹お^吹よ^吹ひ^吹て^吹弟
 尊すべに兄命の幸^吹釣^吹と海に失^吹た^吹よ^吹つ^吹其兄族乞^吹徴^吹る^吹る^吹
 急にして其横^吹刀^吹と以て新^吹釣^吹と鍛^吹作り^吹一^吹箕^吹又盛^吹りて償^吹へ

神の後又ておち^吹け^吹る^吹ら^吹故^吹なる^吹べ^吹し^吹と^吹う^吹る^吹る^吹此等の
 御名によりて其事を神よ^吹ま^吹へ^吹き^吹さ^吹め^吹に天神の御子一
 夜^吹あ^吹り^吹て^吹三^吹柱^吹を^吹ら^吹ま^吹れ^吹給^吹ひ^吹一時^吹は^吹火^吹の中^吹に^吹生^吹き^吹出^吹た^吹
 ち^吹へ^吹り^吹な^吹ど^吹言^吹嗣^吹し^吹事^吹盡^吹く^吹信^吹ぎ^吹る^吹に^吹た^吹ら^吹ん^吹だ^吹旧事紀よ^吹
 神火之産靈神を生人としてそのころに焼きて神去り
 正^吹伊^吹非^吹諾^吹神^吹つ^吹た^吹二^吹帯^吹せ^吹る^吹十^吹握^吹劍^吹を^吹ぬ^吹き^吹て^吹火^吹の^吹神^吹と
 斬^吹て^吹三^吹段^吹と^吹な^吹し^吹五^吹段^吹と^吹な^吹し^吹八^吹段^吹と^吹な^吹し^吹た^吹お^吹よ^吹よ^吹の
 段^吹大山^吹神^吹と^吹化^吹り^吹出^吹し^吹三^吹柱^吹と^吹な^吹り^吹然^吹る^吹に^吹木^吹花^吹佐
 久^吹夜^吹神^吹の^吹後^吹よ^吹て^吹お^吹ち^吹り^吹又^吹火^吹神^吹を^吹火^吹之^吹産^吹靈^吹神^吹と^吹號^吹す
 事^吹も^吹その^吹孫^吹女^吹の^吹此^吹御^吹子^吹等^吹を^吹産^吹お^吹せ^吹し^吹故^吹よ^吹き^吹る^吹秋
 上^吹古^吹の^吹俗^吹よ^吹武^吹須^吹毗^吹とい^吹ひ^吹し^吹ハ^吹尊^吹親^吹の^吹義^吹と^吹又^吹是^吹を^吹り^吹
 可愛之山陵ハ可愛讀で埃といふ日本書紀^吹は^吹是^吹を^吹り^吹
 り延喜式よハ日向埃山陵と云るる其地即今薩摩國

責

ありし旧事紀の義長じこに似
 り其餘ハ注コつマビウウナリ
 旧事紀古事記日本書紀等に又入し所によるに堅孫の
 御子兄酢芥命よく海幸を得こまひ弟火出見尊ハよく
 山幸を得給ふ然るに兄命ハ風雨あるごとくに輒其利と
 失ひ弟尊ハ風雨又あへども其幸惑りて兄命試み幸を
 易へむことを乞ひ弟の弓矢を取りて山ヨ入りて獵る
 に獸之乾迹をも尺ず弟命ハ兄の鉤ナとりちて海ヨ入り
 て鉤るに得る所なくして遂に其鉤を失ひ空手ナ帰
 來歸る兄ナちち弟の弓矢を返して巴ガ鉤を責る弟
 尊御佩之十擧劔と破りて五百鉤ナを作り償へとも取ら

び又一千鉤ナを作りて償へとも受ずして怒て我故鉤ナ
 多ナありともなほナせんといひておのゝ急
 責る弟尊求めん所とまゝに憂吟ひて海邊ヨつゞ
 さまに時に鹽椎神来り向ひて共事の本末ナを聞て綿津
 見神之宮ヨ到りて相議り給は人事を教ナるナせナら
 ち魚目堅間ナの小船ナを作り載て押流しナ海幸
 海に入て漁するの幸ある也山幸とハ山ヨ入て獵る
 の幸あり也今も漁獵ヨハ幸あると不幸あるとの人
 ありナ俗に漁獵のきくきらぬなといふハ幸あると
 幸ありナ俗に謂ちり風雨ありナと利を失ふハ海
 ありナ魚を食ふナと風雨ありナと幸惑るナとハ獵
 二ハ風雨と厭ナめぬあり獸之乾迹ナを見ぬとハ獸の過
 し旧きナ蹤ナをもえぬあり鹽椎神ハ綿津ナ夫翁也
 前ヨナ事勝国勝長狭ナが事なるナ綿津ナ神ナ

古事記

古史通 卷之四

海神といふ海宮と龍宮といふ事とつゞき也曰説又海神と龍
 王といひ海宮と龍宮といふ事とつゞき也曰説又海神と龍
 其詳なることハ下ニ今竹籠也と云ふるは船ハ日本
 紀注の一書に堅固ハ今竹籠也と云ふるは船ハ日本
 小船の編む多し此制なり又日本書紀注の船ハ日本
 といふもの多し此制なり又日本書紀注の船ハ日本
 土老翁の囊中の玄楫と取て大目鹿籠を作りて其籠の中
 成りぬ其竹と取りて大目鹿籠を作りて其籠の中
 説に監土老翁の堅固ハ今竹籠也と云ふるは船ハ日本
 也あれそ天孫の尊と共ニ海宮ニ致すべし今我歸りて
 馬一尋鰐魚ハ日の後に天孫と共ニ海宮ニ致すべし今我歸りて
 彼とて出末と一人と言訖りて海宮ニ入去り待つより
 りて海宮ニ入るといふことと尋鰐魚ありて海宮ニ入去り待つより
 誤りなきありと云ふことと尋鰐魚ありて海宮ニ入去り待つより

いして鰐魚といふやゆきて味御路と得て其道のわ
 り出でまゝて魚鱗のごとくに造る宮の門の外なる
 井の傍の湯津挂の樹に就て立たまふ海神の女豊玉
 毗賣の侍婢出て玉器を持って水汲人として仰ぎ見ま
 せて還り入りて其王に申す其王人をして問せて天神
 の孫なりといふことを聞きて何やしめて置れまらみ
 づかむかへ入れて海驢皮ハ重を敷設て其上に坐
 つり饌百粒を設けて主人の禮を盡す從容に來させ
 御意を問ふに情之委曲と對へたまひしに隣とおも
 ふ心起りて遂に其女豊玉毗賣と御合せまらむより

〇三三

古史通 卷之四

海神といふ海宮と龍宮といふ事とつゞき也曰説又海神と龍
 王といひ海宮と龍宮といふ事とつゞき也曰説又海神と龍
 其詳なることハ下ニ今竹籠也と云ふるは船ハ日本
 紀注の一書に堅固ハ今竹籠也と云ふるは船ハ日本
 小船の編む多し此制なり又日本書紀注の船ハ日本
 といふもの多し此制なり又日本書紀注の船ハ日本
 土老翁の囊中の玄楫と取て大目鹿籠を作りて其籠の中
 成りぬ其竹と取りて大目鹿籠を作りて其籠の中
 説に監土老翁の堅固ハ今竹籠也と云ふるは船ハ日本
 也あれそ天孫の尊と共ニ海宮ニ致すべし今我歸りて
 馬一尋鰐魚ハ日の後に天孫と共ニ海宮ニ致すべし今我歸りて
 彼とて出末と一人と言訖りて海宮ニ入去り待つより
 りて海宮ニ入るといふことと尋鰐魚ありて海宮ニ入去り待つより
 誤りなきありと云ふことと尋鰐魚ありて海宮ニ入去り待つより

進らせとるのハ此縁也大神其釣と清洗ひて奉り教
 まらせて兄命返し賜らむハ汝が生子ハ十連屢
 之東ニ貧釣獲カ貧釣とのこよひ訖りて三とび唾して
 たまへ又兄命海子入て釣する時日汝尊海濱ニ在して
 風招し給へ風招とハ即嘯也如此一とよら我瀛津風
 邊津風をおてて奔波を以て溺し慍々人といひても
 なハち和通魚と召集て天津日高之御子上國又出幸
 おさんといひ幾日に送り奉りて復命さむと向小おの
 其長と短さのおに一其日を限りて申中の一尋和
 通一日に送りておれハち還来らむと申すれりち

其一尋和通の頸に載せまめうせて送出し奉る其期の
 ごとく一日の内に送り奉りて歸らんとせしに佩せる
 叙の小刀を解て其頸又著て返しおれ其一尋和通ハ今
 まおびて依比持神といふなり其大神とハ綿津見神也
 ハ小魚也赤女口女ハ回事紀ニ赤女ハ大魚也鯨狭物
 女ハ赤女ハち鯨魚也と云るされち古事記ニハ赤海
 鯨魚喉ニ物を懸て食ふ事を得ず其喉を探さハ釣あり
 と云るせり鯨魚と供御ニ進せむハて縁也とい
 ふハ回事紀ニ云る所なり古事記ニハ其説ニ據る
 し所信するに云る所なり古事記ニハ其説ニ據る
 生子ハ十連屢とハ其子孫の相續ハ其説ニ據る
 狭貧釣とハ呪詛の辭なり貧の字讀ハ知といハ狭
 とハ少くして又少くも貧を以て窮乏といハ狭
 あり其要ハ皆これ其貧窮なるべき事を詛ふ也三といハ
 唾まるとハ回事紀ニハ呪詛し訖りて後手ニ投棄て向投

古史通 卷之四

贈りたりや御歌は意岐都登理加毛都久斯麻通和賀都
 泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登通瀨津鳥也鴨と
 ふべきたの詞なり加毛都久斯麻通と鴨來り著く
 島なり通ハ語助也和賀韋泥斯といふ稱也波ハ語助也
 ハ妹なり上古の俗は妻とさく日本紀注ハ世なり能ハ語助也
 和須禮士と忘きざりなり余能といふ紀注ハ許登基登母
 となり許登基登通といふ事也日本紀注ハ許登基登母
 と去るされりいづれありべき紀注ハ日本紀注ハ許登基登母
 を鴨著く鳥み喻へて天孫乃かくに寢息給海神の宮
 事と豊玉毗賣ハ毎事は思ひ出たきふべき歎との義
 也と釈せりこれしづの義あり似たり久しくして天
 孫之洵此海中におきあつるをうらむと乃こまひて其
 女弟玉依毗賣命は抱へて送り出しおめらせられ
 し時豊玉毗賣命報し奉らむし御歌は阿加多麻波袁依
 閉比迦禮掃斯良多麻能岐美我余曾比斯多布斗久阿理
 祁理凡此贈答の歌二首號て舉歌といふ阿加多麻波と
 語助也袁佐閉比迦禮掃と緒副光とと也新良多麻
 能とハ白玉也能ハ語助也岐美我余曾比斯とハ新良多麻
 也斯ハ語助也多布斗久阿理祁理とハ貴く有る光り副祁
 理ハ語助也これハ赤玉ハつらぬきし緒大で光り副祁
 ふと人ハいとへとの義なる君の粧ひハ生ませり御子
 おちしおんとの義なる君の粧ひハ生ませり御子
 さいと生ませり御子とと二義ありとつ小也さき
 似たり日本紀注御子とと二義ありとつ小也さき
 遇此何利播阿利登地登播伊珮耐と見えて下の阿御磨
 事記も何利播阿利登地登播伊珮耐と見えて下の阿御磨
 珠也何利播阿利登地登播伊珮耐と見えて下の阿御磨
 珮耐と何利播阿利登地登播伊珮耐と見えて下の阿御磨
 ハ耐と何利播阿利登地登播伊珮耐と見えて下の阿御磨
 ふ日本紀又君が粧ひな後改れ勝りとの義也とい
 ち日本紀又君が粧ひな後改れ勝りとの義也とい

古今通 卷之四

贈りたりや御歌は意岐都登理加毛都久斯麻通和賀都
 泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登通瀨津鳥也鴨と
 ふべきたの詞なり加毛都久斯麻通と鴨來り著く
 島なり通ハ語助也和賀韋泥斯といふ稱也波ハ語助也
 ハ妹なり上古の俗は妻とさく日本紀注ハ世なり能ハ語助也
 和須禮士と忘きざりなり余能といふ紀注ハ許登基登母
 となり許登基登通といふ事也日本紀注ハ許登基登母
 と去るされりいづれありべき紀注ハ日本紀注ハ許登基登母
 を鴨著く鳥み喻へて天孫乃かくに寢息給海神の宮
 事と豊玉毗賣ハ毎事は思ひ出たきふべき歎との義
 也と釈せりこれしづの義あり似たり久しくして天
 孫之洵此海中におきあつるをうらむと乃こまひて其
 女弟玉依毗賣命は抱へて送り出しおめらせられ
 し時豊玉毗賣命報し奉らむし御歌は阿加多麻波袁依

を奉揚る歌也といふさくは六義又おひてハ
 頌なごのふりのごとくあやあはるき
 て天孫婦人をとめて乳母湯母飯湯坐と諸部備り
 て養し奉らるる世又乳母をして兒を養むの縁也
 乳母の乳を啗しあるもの也湯母ハ湯を
 どののなり飯嚼ハ飯を嚼て幼兒又哺しむる也
 湯坐ハ幼兒を洗浴するの也諸部ハ或ハ縹緋と
 ぎ不淨を除き洗の職事あるもの也
 といふ日足す也初生之兒日ハ養の字讀で此多須
 今俗又日立つといふ心この義又よれる也日本紀注の一
 書によるに或ハ初豊玉毗賣其御子を生置て海乃坂と
 塞て返り入りたまふこれ海陸相通せざるの縁也此
 後其御子の端正まんと聞て心甚ぞ憐み重めてま

歸り養し海乃坂と思ひこまへど義に
 故又女弟玉依毗賣命をして來し養しまつるとりハ
 非也と兄不養り豊玉毗賣生置て返入りたおひしとい
 坂を塞ぐとハ海陸の境を塞ぐしと也
 ゼびさるの縁也とハ四事紀又兄不養り所也豊玉毗賣の還
 り養されし後天孫の御歌をも贈られ玉依姫として來
 のろけすべと此説ハ玉依毗賣命又一柱の御子を生
 非也といふなる説ハ玉依毗賣命又一柱の御子を生
 又ハ名ハ武位起命と申ハ大和國造の祖即此也
 氏録を按むるに大和國造の祖ハ推根津彦命也又神
 知津彦命とも云る初吉備の速吸水門に到り賜ふ時
 其國神珍彦迎へ奉るたれち名を推根津彦と賜ふつ
 此武位起命と申すハ其珍彦の父なりし又珍彦

の初名なりしやいまご詳なうは又火出見、尊第二の
御子又武位起命おちませし事ハ古事記日本書紀
にハ見^レズされど旧事紀又さるし置高千穂宮ハ前
れし所なれむろ^レがふべ^レう^レれ
又^レ新^レ日向國白杵郡智鋪の地又ありし欽日向高屋陵
並^レまいまご詳ならん前^レ又^レえ^レし薩摩國阿多郡鷹屋
屋御ハありいづれといふ○按ずるに火遠理命綿津見
ニやい^レまご詳な^レめなり○按ずるに火遠理命綿津見
の宮に赴きこまひしといふ事ハ初兄弟の命^{おの}の
其分土おちしましけるに其土地の事又つきて兄弟の
難起きり鹽^{シホ}稚^{ツナ}神弟命のまめに議りてみづか^レ新羅國
に赴きて其^{タスケ}援を乞ひ給らん事を教奉りしうバ彼國
到りこまひしに彼國王御合^あらするに其女を以て

しつ^あ又其國の兵を以て我國に送り納ま^あらせ
命拒戦たまふ及びて其援兵を衆らせつ^あに兄命の
戦利なくして降り伏しこまひこりきをみ御子の彼國
また生れたまひしに御母命ハ来り^まりて其女弟と
して送り出しま^あらせ^ある其女弟又御子一柱生れ
し事と又^あくり新羅の國ハ海外又ある所なれば上古
の俗又綿津見國ともいひ其國王を綿津見神ともいひ
しを其事と神又すべきこめにつ^あは^あ海神龍王などい
ふ事ハなれるなり豊玉毗賣命ハ山城國風土記によ
るに久世郡水渡社又和多都弥豊玉比賣命坐す又神名

式によるに阿波國名方郎とも和多都美豐玉比賣神社
 坐すこれらの神社此命をいつき祭る所と見^ルこり綿
 津見神玉依毗賣命^等の事ハな^海下^古に詳也^和多^都美^豐と
 海と^し海^神を^も
 天津日高彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊其妃ハ玉依毗賣命と
 申すこれハ綿津見神豐玉彦の女^ハて^ハは^ハし^ハす^ハと申す
 也其生ませる御子彦五瀬命次に稻飯命次に三毛野命次
 二狭野尊と申す四柱^ハます^ハ又^ハ五瀬命次に稻氷命次
 二御毛沼命次に若御毛沼命又豊御毛沼命とも申す次ハ
 伊波禮毗古命すべて五柱の御子ありと申す葺不合尊の

高千穂宮にか^ハは^ハし^ハま^ハし^ハ神去^りて日向國吾平山上陵
 に葬奉る其兄彦五瀬命^等と相議り^給ひ日向國より筑紫
 に出^まし豊國宇沙の足一騰宮に到り給ひ筑紫の因田宮
 に遷り坐す事一年たり上幸して阿岐國多祁理宮^ニ
 坐す事^七年又それより上幸して吉備の高島宮^ニ坐す
 事八年其國より上行之時浪速之渡と經て青雲の白眉津
 もと^ハり^ハます鳥見の長髓彦軍を起して待戦ふに到り
 て彦五瀬命御午に鳥見彦が痛矢串を負ひ^給ひ紀國男之
 水門に到りて神去ま^ハん陵ハすな^ハち紀國之竈山^ニあり
 御毛沼命ハ波穗^ニ跳りて常世國^ニ渡りまし稻飯命ハ妣

國也として海原に入まはれ狭野尊其地より熊野村に廻り列
 りたまひ御軍中國に入るに及び初天降りまはれ饒速日尊
 の御後宇麻志麻治命^{速日}降りて天神より授け賜ひし所の
 天璽瑞宝^{天璽}と獻りて仕奉るつ^{天璽}鳥見彦をまじめて荒
 支流神^{天璽}を撃平けて大倭國^{天璽}之白檮原宮に坐して天
 下を治す^{天璽}神倭磐余彦天皇と申す後又御謚と奉りて神
 武天皇と申すこれ也^{天璽}旧事紀古事記日本書紀等
 此事紀古事記日本書紀^{天璽}に足^{天璽}し所ハ葺不合尊其御姨
 玉依姬命と娶りて妃となさきこりといふ也^{天璽}ハ豊玉
 毗賣命の女弟玉依毗賣の御事也^{天璽}纂疏^{天璽}ハ姨母を以て妃

といふ非禮也^{天璽}もうれども陰陽不測いよご知るべし^{天璽}と
 足^{天璽}り旧事紀古事記日本書紀等此事ハ姑く置^{天璽}く不
 纂疏^{天璽}も其非禮なる事とバ知りて陰陽不測いよご
 べかるべしと^{天璽}されし事猶又心得^{天璽}き^{天璽}旧事紀に足^{天璽}
 し所^{天璽}據^{天璽}キバ豊玉毗賣命の女弟ハ葺不合尊の御た^{天璽}
 御姨といふの^{天璽}にもあ^{天璽}らば御繼母^{天璽}とてお^{天璽}し^{天璽}國津
 罪^{天璽}とハ子と母と犯せ^{天璽}る罪といふと足^{天璽}り^{天璽}し其罪を
 犯し^{天璽}た^{天璽}ら^{天璽}る^{天璽}に神道の不測といふべき按^{天璽}
 るに葺不合尊の妃の御名とも玉依毗賣命と申せし故^{天璽}
 上古朴陋之俗謬^{天璽}り^{天璽}傳^{天璽}へて豊玉毗賣の女弟の御事とい

い嗣しと旧事紀より其言嗣しあるにまるとれしは古事
 記日本書紀より其謬を傳へ^らきし所也と^ら又^らより日本
 紀注の一書に據るに綿津見神の名ハ豊玉彦とまるとれ
 るりと^ら姓を^らハち姓氏録に見^らし所の安曇岩^{アツミノイサノ}禰^ニの祖海
 神綿積^{ワタツミ}豊玉彦神といふものと^ら又^らたり上古之俗其子に
 命を^らに男をバ^ら日子といひ女をバ^ら女といふと^らバ其
 豊玉彦といふハ豊玉毗賣命の兄弟の間におえせし^ら
 べしさらバ又尊不合尊の記にましまし^ら玉依毗賣命の
 綿津見神の子な^らむハ其豊玉彦神の女^らて豊玉毗賣
 命の姪女なるべし豊玉毗賣命の女弟の玉依毗賣命ハ

あ^らずして尊不合尊の御^らり^らを^ら兩姨兄弟姉妹の間
 へおハしま^らべし豊玉毗賣の女弟を玉依毗賣と申せし
 其兄弟の女をも又玉依毗賣と申せし事疑ハしき事
 似これども上古の俗^らハ伯叔母と姪と名をお^らくせ
 しハよの^らの事^らてありきたとへハ孝靈天皇の御子
 として^らます孝元天皇の御妹を倭迹^{ヤマト}日百襲^{ヒヤクササ}姫命と申
 し又其御妹を倭迹^{ヤマト}雅屋^{ワカヤ}姫命と申すまづこれ姉妹とも
 に倭迹^{ヤマト}姫と申せし也然るに孝元天皇第三の皇女を倭
 迹^{ヤマト}姫命と申しきこれ叔母^{オヤ}姪女^{メイメ}三人共其御名を同じ
 くましまひし也又崇神天皇の御子^らて^らしま^ら垂仁天

皇の御孫と千々チヤヤトヒ銜倭姫命と申し無仁第四の皇女を倭姫命と申しこれも叔母姫女二人共に倭姫命と申せし也又應神天皇の御子雅野毛ツタノモ二流皇子の御妹又忍坂大中比賣命と申すおかしきその二流皇子の御女又忍坂大中姫命と申すおかしきその類猶多し其二流皇子の御女ハ二流皇子の御兄仁徳天皇の御子とてまじさせし允恭天皇の皇后と立くまひて安原雄略の御母とておかします其御名同じきによりて允恭天皇の皇后忍坂大中姫命と申すハ天皇の姉也と申してまうべき事

此は猶神代世の事にとらまきバ其世近き故に傳へり認らむハ又上世の時玉依毗賣と申せしよ多し高皇産靈尊コノミコ兒萬幡姫ヨロフシ兒玉依姫命日本紀海神豊玉ワタカミ賣日本紀女弟玉依姫命日本紀子次玉依毗賣山城國大物主大神の娶ヌ子陶津耳命スエツミ之方治玉依毗賣古事記河内國高安郡タカヤ玉タカヤ莊王祖神社所祭玉依比咩河内國遠江國敷智郡許邊神社所祭玉信濃國埴科郡坐玉依比賣神社延喜これら上古之俗多くハ女子命せし所の名也と見えりすべし也の事據るに葺不合尊の妃ハ御姨あらすりて別こ

古史通 卷之四

〇五五

玉依毗賣命と申せしにておろしき事疑ふべうら
 御子四柱といふハ旧事紀日本書紀等見えし所也但し
 其三毛野命日本書紀にハ三毛入野命と云ふされ日
 紀注云見等所ハ先五瀬命次三毛野命次に稻飯命次
 磐余彦尊次三毛野命又ハよづ彦五瀬命次稻飯命次に磐余彦
 尊次に雜三毛野命と云ハ又ハヤつ彦五瀬命次磐余彦尊
 次に彦稻飯命次に三毛入野命と云ふ事と見こり其次第ハ
 異同あれども事ハ同じ五柱の御子ありといハ古事記ハ
 四柱といふ事ハ同じ五柱の御子ありといハ古事記ハ
 又等所也又日本紀注の一書にハ狹野と申ハ御年少
 くましまし時の御名也後に天下を撥ひ平けてハ洲を奄
 有及びて尊號を加て神日本磐余彦尊と申し奉りしと
 又等又一書ハ神日本磐余彦火々出見尊と申せしと等

又等社よりさらハ磐余彦尊をり又彦火々出見尊と申奉り
 し也日向吾平山上陵ハ即今大隅國始羅郡中の地ハある
 べし倭名抄よるに始羅讀で阿比良といふ也代大隅
 薩摩等の地いまごりきいへてをへてハ延喜諸陵寮式
 日向國といひし時よきなり延喜延喜諸陵寮式
 によりに彦火瓊杵尊彦火々出見尊彦波瀲武尊三代の
 御陵日向國ありて陵戸ハなし以上神代三陵ハ山城國
 葛野郡田邑陵の南原等てこれを祭らる其兆城東西
 一町南北一町と見等こり等の陵ハ今式等によるに先皇
 守りしめらるこれハ御陵と守り所の家の五家を置る
 也田邑陵ハ文徳天皇の御陵也始ハ真原陵といひしと改
 めて田邑陵となされこれを祭らるとハ毎年十二月官使
 き差して荷前の幣を奉らるるといふ兆城等ハ今義解に

古史通 卷之四

川上一柱騰宮と云るはこれハ行宮といふなり
 此宮をハ宇沙都此古宇沙都此賣二人作り出して大饗と
 獻りし所なり假りに設けし所に共制の狭小なるればか
 なるがづりし筑紫国田宮ハ旧事紀又ハ岡水門と云るは
 即今筑前國遠賀郡の地をいふなりべし阿岐國ハ即今の
 安藝國也多祁理宮ハ旧事紀又ハ埃宮と云るは其處所
 未詳吉備國ハ前に云えり高嶋宮ハ又未詳浪速之渡ハ
 旧事紀又難波之磯^崎に至る奔潮^ハあるに合ふより浪速國
 と名つく又ハ浪花ともいふ今難波といふハ訛也と云る
 ざる即今津國難波之地これなり青雲之白肩津ハ旧事紀
 又ハ河内國草香之邑青雲白肩之津と云るされ草香又ハ

此も又城と見ゆ山陵の 疾五瀬命弟命^時と議りたまふと
 泉城をいふ事なり
 ハ旧事紀又ハ磐余彦尊御年十有五にて太子に立たまふ
 四十^{十五}歳の御時に御兄御子^等と東征乃事を相議りたま
 ふと云^給こり日本書紀これ又^らきたり古事記又ハ伊
 波禮毗古命太子^立給^給しといふ事ハ云る之べして其
 伊呂兄五瀬命と二柱高千穂宮に坐して議り^給ふと云
 るせり旧事紀日本書紀又^ら又^らし所ハこれ^らと所謂正
 統を尊ぶの義矣古事記又^らえし所ハ其事實と得^らるに
 似こり豊国宇沙ハ旧事紀又ハ筑紫菟^花枝と云るは即今
 豊前國宇佐郡之地なるべし一騰宮ハ旧事紀又ハ菟^花枝

孔舎衛とも云ふされたりさらば即今和泉国大鳥郡日部
 郷之地也倭名按にふるに日部ハ讀んで久佐倍といふ
 然るを河内國と云ふされしハ上世に河内和泉のい
 づこウ故^ルす^ルてまべてあれを河内といひし時によりて
 云ふさ^ルし^ルがゆゑ也鳥見長髓彦ハ前に云えたり古事記
 美能那賀須泥^ニ其待戦ひし故ハ昔天神之御子饒速日尊
 古^トと^スゑ^スなり
 此國に降り止りませしを君と^シ仕奉きり天神之御子
 らむ^ニ種^ノあ^リむ^ニヤといひて拒ぎて戦ひし也彦五瀬命
 御手に痛矢串を負^ハま^シふハ古事記^ニハ流矢ありて五瀬
 命の脰^ヲ中^ニきり^ト又^シこ^リ日本書紀^ニ流矢の字を讀
 日本書紀^ニ流矢の字を讀
 日本書紀^ニ流矢の字を讀
 日本書紀^ニ流矢の字を讀

紀國ハ紀伊國也前に云えたり男之水門其處所未詳旧事
 紀^ノハ五瀬命茅渟山城水門^ニ至りて雄^ノ詰^ル故^ニに時
 人雄水門といふと云ふされ日本紀又これに云りて山城
 水門又ハ山井水門ともいふ茅渟讀んで智怒といふと注せ
 るれり然ると古事記^ニハ旧事記^ニより云^フて其御手
 之血と洗^ハき^シ所^ヲを血沼海といふ其地より紀國男之水
 門に至りて男^ノ建^ルて崩^レた^リま^シと云ふと云ふせり茅渟血沼其
 讀^ム所^ノの語相同じ又ハ智努とも珍努とも千奴陳奴など
 も云ふせり舊事紀續日本紀^ニ云^フるに即今和泉國ハ古
 の珍努之地也珍努宮珍努縣主宅茅渟山茅渟海さらば血
 等^ノの地猶和泉國の内にあるなり

古事記

沼海といふ所のハ即今和泉國の海にして男之水門といひしハ紀伊國の地に係きりと云えたり竈山ハ神名式によりに紀伊國名草郡竈山神社あり五瀬命を葬奉りしハ此地也と云えたり古事記ハ五瀬命神去と云ひし事を崩すと云ふし又御墓を陵といふ其事實によりて云ふ所也と云えたり稻飯命三毛野命の御事ハ舊事紀云えし所ハ御軍熊野の海中に進み卒に暴風にあひて御船漂ふ時に至りて稻飯命歎きて我祖ハ天神母ハ海神といひて我を陸に危ぶめ又我を海に危め給ふと言ひて劍を抜て海に没り鋤持神と化り給ひぬ三毛野命又恨みて我

母姨並に海神いふんを波瀾を起して溺すやと言ひて云ふる大ち波花を踏み常世郷に往きまはれと云ふされたりこゝ又上世之俗言嗣し所のありと云ふされし所にて盡く信するに古事記云國也と言ひて海原に入らずと云ふせしハ新羅國は援兵を乞はまんと云ふに赴きたまひしをいふなるべし又三毛野命ハ浪穂を跳りて常世國に渡りまはれと云ふせしハ其世に所謂常世國即今の常陸國ハ天神御祖の立たまひし田土なれば云ふも又その援軍を興し給ふべき多めみづらぎ越きたまひしといふに其御名を三毛野と申せし事も其世

古事記 卷之四

所謂毛野國即今の上野下野^{水等}の國に到り止り^{給いし}故
にかくハ申せしむ又去るべう^給ハ姓氏録と按^{する}に右
京の皇別新^ニ良貴^ヲと申すハ彦波瀲武鸕鷀草不合尊の御子
稻飯命之後也稻飯命ハ新羅國に出来まひし^ハ其子孫
新良貴と以て氏となされしと見え^キこり葦不合尊の御子
ハ四柱共ニ御同母兄弟よてまゑ^ヤし^給ハ稻飯命新良^羅
国主の出なる人^ニハ其餘も又同じく新羅国主の出なる
事ハいふ^ニ及^リん^ハ姓氏録にまゐ^るされし^ハ其文の明らう
なる事既にかくのごとし上古之俗言嗣ぎ語嗣ぎし所^ニ
比をべ^らる^レび^さら^ハ初火々出見尊の至り^ニまひし^所也

といふ綿津見宮も葦不合尊の御外祖と見え^キし綿津見神
も新羅國をいひ新羅の主をいふ事決して疑ふべ^しら^ず
宇麻志麻治命のこと前に見え^キたり^ハ迎降りて天璽瑞宝と
獻^らせ^しと^ハ舊事紀によるに鳥見彦すでに磐余彦尊
の天神之御子なる事とさとりぬれども其勢止むべ^しら^ず
ハ猶拒ぎ戦はん^とまゐ^るに至りて宇麻志麻治命其舅^{オチ}の謀
に據ら^るん^ハ衆を帥ひ歸順して其初天祖より饒速日尊に
授^けこ^まひ^し天璽瑞宝^ヲを獻^られ^しつ^に天物部を率ひて
海内を平け定め^られ^しと見え^キこり^まゐ^るに日本書紀に
ハたゞ其歸順の事をのみまゐ^るされて天璽瑞宝の事ハま

古史通 卷之四 〇三九

るしし置き以最是心得が、の事也 宇麻志麻治命の事ハ
旧事乃天孫本紀又詳
 くに又えり其文殊日長 大倭國畝火之白精
 原宮ハ即今十市郡之地をいふ歟神武天皇之御諡ハ淡海 淡海
 三船真人勅を奉りて撰び進らす所也と叙日本紀ハ
 見えこり

古史通卷之四終

